

第四百十二回国会
衆議院
法務委員会
議録 第十五号

(三三)

平成十年五月十五日(金曜日)
午前十時四分開議

出席委員

委員長 笹川 堯君

理事 太田 誠一君 理事 橋 康太郎君

理事 八代 英太君 理事 与謝野 馨君

理事 北村 哲男君 理事 熊谷 弘君

理事 上田 勇君 理事 達増 拓也君

安倍 晋三君 大石 秀政君

奥野 誠亮君 鴨下 一郎君

下村 博文君 菅 義偉君

谷川 和穂君 谷畑 孝君

渡辺 博道君 渡辺 喜美君

枝野 幸男君 佐々木秀典君

福岡 宗也君 漆原 良夫君

安倍 基雄君 木島日出夫君

保坂 展人君

出席國務大臣

法務大臣 下稻葉耕吉君

出席政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君

法務大臣官房審議官 古田 佑紀君

法務省民事局長 森脇 勝君

法務省刑事局長 原田 明夫君

委員外の出席者

警察庁長官官房参事官 竹花 豊君

警察庁交通局長 渡邊 晃君

法務大臣官房審議官 吉成 修一君

大蔵大臣官房企画官 片山 さつき君

大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長 山崎 謙二君

通商産業省産業政策局取引信用室長 今清水浩介君
法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動
五月十五日

菅 義偉君 補欠選任 渡辺 博道君

中川 秀直君 安倍 晋三君

渡辺 喜美君 大石 秀政君

同日 菅 義偉君 補欠選任 渡辺 博道君

同日 中川 秀直君 安倍 晋三君

同日 渡辺 喜美君 大石 秀政君

同日 菅 義偉君 補欠選任 渡辺 博道君

同日 中川 秀直君 安倍 晋三君

同日 渡辺 喜美君 大石 秀政君

五月十四日

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出第二六号)

同月十五日

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する諸願(島山健治郎君紹介)(第二二八号)

同(肥田美代子君紹介)(第二三二九号)

同(島山健治郎君紹介)(第二四四〇号)

同(石井郁子君紹介)(第二四六四号)

同(大森猛君紹介)(第二四六五号)

同(金子満広君紹介)(第二四六六号)

同(木島日出夫君紹介)(第二四六七号)

同(北沢清功君紹介)(第二四六八号)

同(穀田恵二君紹介)(第二四六九号)

同(兄玉健次君紹介)(第二四七〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二四七一号)

同(佐々木陸海君紹介)(第二四七二号)

同(志位和夫君紹介)(第二四七三号)
同(瀬古由起子君紹介)(第二四七四号)
同(辻第一君紹介)(第二四七五号)
同(寺前巖君紹介)(第二四七六号)
同(中路雅弘君紹介)(第二四七七号)
同(中島武敏君紹介)(第二四七八号)
同(中西績久君紹介)(第二四七九号)
同(中林よし子君紹介)(第二四八〇号)
同(濱田健一君紹介)(第二四八一号)
同(春名真章君紹介)(第二四八二号)
同(東中光雄君紹介)(第二四八三号)
同(平賀高成君紹介)(第二四八四号)
同(藤木洋子君紹介)(第二四八五号)
同(藤田スミ君紹介)(第二四八六号)
同(古堅実吉君紹介)(第二四八七号)
同(不破哲三君紹介)(第二四八八号)
同(松本善明君紹介)(第二四八九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二四九〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二四九一号)
同(古井英勝君紹介)(第二四九二号)
同(山富市君紹介)(第二四九三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二四九四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二四九五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二四九六号)
同(古井英勝君紹介)(第二四九七号)
同(山富市君紹介)(第二四九八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二四九九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五〇〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五〇一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五〇二号)
同(山富市君紹介)(第二五〇三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五〇四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五〇五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五〇六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五〇七号)
同(山富市君紹介)(第二五〇八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五〇九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五一〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五一一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五一二号)
同(山富市君紹介)(第二五一三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五一四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五一五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五一六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五一七号)
同(山富市君紹介)(第二五一八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五一九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五二〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五二一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五二二号)
同(山富市君紹介)(第二五二三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五二四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五二五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五二六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五二七号)
同(山富市君紹介)(第二五二八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五二九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五三〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五三一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五三二号)
同(山富市君紹介)(第二五三三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五三四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五三五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五三六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五三七号)
同(山富市君紹介)(第二五三八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五三九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五四〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五四一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五四二号)
同(山富市君紹介)(第二五四三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五四四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五四五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五四六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五四七号)
同(山富市君紹介)(第二五四八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五四九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五五〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五五一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五五二号)
同(山富市君紹介)(第二五五三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五五四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五五五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五五六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五五七号)
同(山富市君紹介)(第二五五八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五五九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五六〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五六一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五六二号)
同(山富市君紹介)(第二五六三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五六四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五六五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五六六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五六七号)
同(山富市君紹介)(第二五六八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五六九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五七〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五七一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五七二号)
同(山富市君紹介)(第二五七三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五七四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五七五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五七六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五七七号)
同(山富市君紹介)(第二五七八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五七九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五八〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五八一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五八二号)
同(山富市君紹介)(第二五八三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五八四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五八五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五八六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五八七号)
同(山富市君紹介)(第二五八八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五八九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五九〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五九一号)
同(古井英勝君紹介)(第二五九二号)
同(山富市君紹介)(第二五九三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五九四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五九五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五九六号)
同(古井英勝君紹介)(第二五九七号)
同(山富市君紹介)(第二五九八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二五九九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六〇〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六〇一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六〇二号)
同(山富市君紹介)(第二六〇三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六〇四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六〇五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六〇六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六〇七号)
同(山富市君紹介)(第二六〇八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六〇九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六一〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六一一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六一二号)
同(山富市君紹介)(第二六一三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六一四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六一五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六一六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六一七号)
同(山富市君紹介)(第二六一八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六一九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六二〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六二一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六二二号)
同(山富市君紹介)(第二六二三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六二四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六二五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六二六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六二七号)
同(山富市君紹介)(第二六二八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六二九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六三〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六三一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六三二号)
同(山富市君紹介)(第二六三三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六三四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六三五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六三六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六三七号)
同(山富市君紹介)(第二六三八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六三九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六四〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六四一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六四二号)
同(山富市君紹介)(第二六四三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六四四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六四五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六四六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六四七号)
同(山富市君紹介)(第二六四八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六四九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六五〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六五一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六五二号)
同(山富市君紹介)(第二六五三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六五四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六五五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六五六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六五七号)
同(山富市君紹介)(第二六五八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六五九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六六〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六六一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六六二号)
同(山富市君紹介)(第二六六三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六六四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六六五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六六六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六六七号)
同(山富市君紹介)(第二六六八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六六九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六七〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六七一号)
同(古井英勝君紹介)(第二六七二号)
同(山富市君紹介)(第二六七三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六七四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六七五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六七六号)
同(古井英勝君紹介)(第二六七七号)
同(山富市君紹介)(第二六七八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二六七九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二七八〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二七八一号)
同(古井英勝君紹介)(第二七八二号)
同(山富市君紹介)(第二七八三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二七八四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二七八五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二七八六号)
同(古井英勝君紹介)(第二七八七号)
同(山富市君紹介)(第二七八八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二七八九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二八九〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二八九一号)
同(古井英勝君紹介)(第二八九二号)
同(山富市君紹介)(第二八九三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二八九四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二八九五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二八九六号)
同(古井英勝君紹介)(第二八九七号)
同(山富市君紹介)(第二八九八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二八九九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九〇〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九〇一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九〇二号)
同(山富市君紹介)(第二九〇三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九〇四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九〇五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九〇六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九〇七号)
同(山富市君紹介)(第二九〇八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九〇九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九一〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九一一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九一二号)
同(山富市君紹介)(第二九一三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九一四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九一五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九一六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九一七号)
同(山富市君紹介)(第二九一八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九一九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九二〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九二一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九二二号)
同(山富市君紹介)(第二九二三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九二四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九二五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九二六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九二七号)
同(山富市君紹介)(第二九二八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九二九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九三〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九三一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九三二号)
同(山富市君紹介)(第二九三三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九三四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九三五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九三六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九三七号)
同(山富市君紹介)(第二九三八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九三九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九四〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九四一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九四二号)
同(山富市君紹介)(第二九四三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九四四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九四五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九四六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九四七号)
同(山富市君紹介)(第二九四八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九四九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九五〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九五一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九五二号)
同(山富市君紹介)(第二九五三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九五四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九五五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九五六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九五七号)
同(山富市君紹介)(第二九五八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九五九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九六〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九六一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九六二号)
同(山富市君紹介)(第二九六三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九六四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九六五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九六六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九六七号)
同(山富市君紹介)(第二九六八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九六九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九七〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九七一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九七二号)
同(山富市君紹介)(第二九七三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九七四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九七五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九七六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九七七号)
同(山富市君紹介)(第二九七八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九七九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九八〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九八一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九八二号)
同(山富市君紹介)(第二九八三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九八四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九八六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九八七号)
同(山富市君紹介)(第二九八八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九八九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九九〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九九一号)
同(古井英勝君紹介)(第二九九二号)
同(山富市君紹介)(第二九九三号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九九四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二九九五号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九九六号)
同(古井英勝君紹介)(第二九九七号)
同(山富市君紹介)(第二九九八号)
同(組織的犯罪対策法制定反対に関する諸願(村日出夫君紹介)(第二九九九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第三〇〇〇号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

○笹川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案を議題といたします。
まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉國務大臣 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、債権流動化を初めとする法人の資金調達手段の多様化の状況にかんがみ、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、法人が金銭債権を譲渡した場合には、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備することを認めることとしております。

第二に、債務者を保護するため、債権譲渡登記の効力を債務者に及ぼすためには、個別に債務者に対する通知または債務者の承諾を要することとしております。

第三に、債権譲渡登記の手続や登記事項の開示方法等新たな債権譲渡登記制度に関する規定を設

けることとしております。

第四に、法人が金銭債権を目的として質権を設定した場合には、金銭債権の譲渡がされた場合と同様の手続によって対抗要件が具備することを認めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○笹川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 おはようございます。

債権譲渡の対抗要件に関する特例の法律ということで、まず幾つか御質問をさせていただきます。

体系的な問題点については、この後、私どもの党の福岡議員の方からお尋ねをしたいと思いますので、私の方からは、それに先立って具体的な問題点を挙げていきたいと思っております。

まず、この法律によって対抗要件を具備する登記というものは、確認でございますが、届け出を受理した時点でしょうか、それとも、登記が完了した時点ででしょうか。

○森脇政府委員 登記が完了した時点というふうに考えております。

○枝野委員 そういたしますと、一般の登記でありますと、登記の申請をしましてから実際に登記がなされるまでに日にちがずれることもないわけではありませんか。そういった心配はないのでしょうか。

○森脇政府委員 今度創設いたします債権譲渡の登記につきましては、電子情報処理組織を用いて処理するということを予定しておりますので、これによりまして、申請の日に処理するということが可能になるというふうに考えております。

また、登記の申請につきましても、フロッピー

ディスク等電子媒体を使用していただくということとを予定しておりますので、多数の債権を譲渡する場合であっても即日処理が可能になるものと考えております。

○枝野委員 言葉の揚げ足をとるつもりはないのですが、可能というのを何をしますかというのではやはり全然違ってくるので、十五日に申請をして十六日に登記がされたというようなケースが出てきたりすると、他の対抗要件を具備した人間との関係で不利になったりということが出てまいります。運用上のルールとして、その日のうちに登記をするという理解でよろしいのでしょうか。

○森脇政府委員 絶対にあり得ないかということを考えてみますと、コンピュータがシステムダウンしてしまつて一日動かなかったというような場合を想定いたしますと、これは即日処理ということがかなわないという場合も考えられるところでございます。

○枝野委員 例えば、最近ですと、阪神大震災などが起こったときの神戸の法務局、登記所のことを考えれば、そういったケースのところで原則どおりいくかどうか、こういった話はまた別問題だと思えますが、ちょっと今の話で心配なのは、コンピュータシステムということで、基本的にはバックアップシステムも当然のことながら用意されておられるのだらうと思いますが、基本的には、まさに阪神大震災のような場合、バックアップも含めてコンピュータがだめになるというほとんど考えられないケース以外は、即日に登記がされるという理解でよろしいでしょうか。

○森脇政府委員 おっしゃるとおりに考えております。

○枝野委員 そうしますと、今度はこの法律全部、登記の日付ということで条文がでさうが、例え、ある方が朝十時に登記申請をした、ある方は同じ債権の譲渡について午後三時に登記の申請をした、こういった場合も同じ日に登記の日付がなされるわけですから、この優劣関係はどうなるでしょうか。

○森脇政府委員 登記の受け付け番号が登記事項としてございますので、受け付け順によって登記の優先順位は決まるというふうになっております。

○枝野委員 これは第五条の八号の登記番号というところの趣旨でございますか。

○森脇政府委員 そのとおりでございます。

○枝野委員 確認的にお尋ねをいたしますが、一般の登記の場合、それからこの場合、法務局がたさんあるとかということ、番号だけではわからないというケースがないというのはどういう理由でございますか。登記の番号が必ず順番どおりになるというのは、法務局、登記所は日本じゅうにあるわけですから、普通ですと、A登記所での番号とB登記所の番号とは違ってくるわけですね。この場合はそういう心配がないということについて御説明ください。

○森脇政府委員 実は、このコンピュータシステムでこの登記所で行うかというのは、この法律上は法務大臣の指定する登記所ということになっております。スタート時点といたしましては、これの利用頻度等まだ見えないものがございますし、たくさんさんの登記所に一律にコンピュータシステムを導入するというのも不可能でございますので、まずは東京法務局で全国の方を一括して登記するシステムを考へておるところでございます。ただ、利用度が多いということになってまいりますれば、そういった状況を見ながら指定登記所をふやしていくことも考へております。

ただ、ふやしていく場合のやり方でございますが、これは一つのファイルで管理するということを考へておまして、どこの登記所で受け付けてもアクセスする先は一つのファイルであるというシステムを将来的には構築すべきものであらうというふうに考へておるところでございます。

○枝野委員 さて、登記が二つなされた場合については今で問題はないのかというふうに思

ますが、対抗要件を、いわゆる通知で備えた譲受人と、それから、本法による登記で備えた譲受人との対抗関係が問題になるケースがございます。

例えば、朝、譲渡通知がなされたことを確認した、その上でその日の夕方になってから登記の申請で対抗要件を、第二譲受人と言わなければならないが、備えた、こういった場合の先後関係、優劣関係はどうなるのでしょうか。

○森脇政府委員 民法の通知による対抗要件、それから、本法が設ける登記による第三者に対する対抗要件、これの先後関係というのは、違つた制度に基づくものでございまして困難な面がございますが、この対比を可能にするために今内部的に詰めの作業を行つておるところでございます。登記事項証明書には登記事項とされております登記の年月日だけでなく登記の日時まで記載したものを発行することによってできないだろうかということを検討しておりますので、これが可能ではないかという方向で今検討をいたしておりますところでございます。

したがしまして、これが可能になりますと、債権の二重譲渡があった、一方は民法による通知、一方は本法律案に記載されている登記ということになりますと、登記の方は少なくとも日時が記載されますので、対抗要件取得の時が明らかになる。通知の方ににつきましては債務者において知り得る事項でございますので、これとの対比によって先後関係が決まるという形にできるものというふうに考へております。

○枝野委員 けさほどそういった御説明をいただいたのですが、登記の日付だけではなくて時刻まで入れるということがあれば、確かに通知と登記との関係の問題が生じる可能性はかなり少なくなるといふのはよくわかります。逆に時刻を入れなければ、日付しかついていないと、その日の何時なのかというものの証明ができないわけでありまして、通知がなされたのを知つてから登記をした場合と先後不明で同等になってしまうということ、これはやはり許されることではありませ

ん。
だとすると、やはりこの法律上に、登記の日付ではなくて登記の日時という書き方を一つはするべきではないか。時間、時刻というものが、大きな意味が通知との関係では出てくる。理論上あり得るわけですから、登記事項自体を修正して、日付ではなくて登記の日時とすべきではないでしょうか。

○森脇政府委員 原則論の方を申し上げます、結局、登記の時と通知の時、これの先後関係をどちらが立証できるか、こういう立証テーマの問題になるのだからと私は考えております。これは現に、通知が同日になされた場合でも、その後の関係は譲受債権者同士の間では立証によって決まる、こういう形の最高裁判決になっております。その点からいいますと、民法上の通知の時と登記の時の前後関係をいかに立証できるか、こういう問題だろうというふうに考えております。そういたしますと、登記の時はいつでしたかというところが登記所の方に問われるということ、またそれを一々問ひ合わせないと、今言ったような、同日付で通知と登記がなされたという、譲受人同士の間ではそういう問題が出てくるわけでございます。そういう点を配慮いたしまして、登記事項証明書にいわばサービスとして付加するものができないだろうかということで私も検討を続けてきているところでございます。

それならば、いっそ登記事項を登記の年月日時としたらどうかという御提案でございますが、これは、ほかの制度がすべて、例えば民法ですと確定日付ある通知という形になっております。こちらでも、登記事項としたしましては、確定日付としての何月何日、こういうものでそろえてございませう。ただ、先ほど申し上げましたとおり、最高裁の判例によりますと、同じ確定日付であっても、その先後関係を問うんだ、こういう形になってきておりますので、それに対応するものとしての登記事項証明書のあり方という観点で私もは考えておるところでございます。

○枝野委員 そのままではよくわかるのですが、そうすると、今度は一番最初の質問に戻ったところで矛盾が出ちゃうのじゃないかと思うのです。というのは、対抗要件を備えるのは届け出受理の時点なのか、登記がなされた時点なのか。登記同士で優先関係を決めるということについては、順番がしっかりついているから大丈夫ですという話になります。それから、同じ日になされるから大丈夫ですという話になっていきます。ところが、受理の時点と登記がなされる時点は、これはかなり、間違いなく食い違いが出るでしょう。

どんなにコンピュータシステムでやっても、登記の申請を受け付けた、受理をした時刻と、それが実際に登記のファイルに記録された時刻と、ここには間違いなくずれが出ますね。それが、コンピュータシステムの運用で十五分なのか一時間なのか三時間なのか知りませんが、そこにずれが出ますね。これは、少なくとも当事者にはコントロール不可能な時刻のずれです。つまり、朝十時に届け出を出したのだけれども、登記がなされたのが、長ければ例えばその日の午後の一時だったとか、短ければ十時十分だったのか。これは、当事者にコントロールできない時刻のずれですね。

これと確定日付ある通知、こちらは、一般的には内容証明郵便を使うというふうに思われていますが、先に公証人のところで確定日付をとっております、これは本人、自分のコントロールで、自分で持っていて、これでも通知ですね。こちらは自分で、当事者のコントロールで時刻までコントロールすることができるとは、登記の方は、自分の自由ではコントロールがききませんね。ずれが出ますね。おかしくありませんか。構わないのですか。

○森脇政府委員 確かに、細かな時点が争点になるといったような事案について、今私どもが考えております方法で万全かどうかというものは、もう少し詰めさせていただきたいというように考えております。

○枝野委員 もう一点、この制度の問題点は、債権債務関係が存在しているのかしていないのかにかかわらず、しかも、登記上債務者とされている人間の関知しないところで登記がなされて登記事項証明書が交付されることになりました。

A・B間に債権債務関係が存在しないのに、勝手に、Aさんが何億円の借金がありますというところが登記をされ、それが譲渡されましたという登記事項証明書が交付されるわけです。これは、もちろん登記には公信力がないというところは法律家はわかっていますけれども、一般の人にとってはそれは知りません。そうすると、法務局の判この押してある公文書で、A・B間に何億円の借金があった、それが譲渡されています。そうすると、その借金を背負っている債務者は、あ、この人は羽振りがあるかというふうなことを誤解をする人がたくさん出てくるかと思うのです。こうした人たちの利益を守らなくてはいいのか。経済上の関係などでは、このことによつて不測の損害を受ける場合も出てきます。こうした人たちの保護を図らなくてはいいのでしょうか。

○森脇政府委員 今回、この債権譲渡登記の制度を構築するに当たりまして、非常に悩ましい問題といたすものが一つ、今御指摘の債務者のプライバシーと申しますか、こういった問題でございます。

債権譲渡登記制度を創設して、債権譲渡についての対抗要件を付与するという目的でございますので、対抗要件が付与されるというこの前提といたしましては、債権譲渡の事実が公示される、これと対抗関係に入らうとする者がいつまでもその債権譲渡の事実を知り得るということが必要になるわけでございます。

一方で、債権譲渡を登記しようとするれば、少なくとも、その債権を特定するために債務者の表示というのが登記事項にならざるを得ないという面がございまして、債務者の保護という部分と公示制度の役割というものの、言ってみれば二律背反

的な要請をどう調整するかというのが重大な課題でございました。

そのために、開示を求めることができる者及び開示の範囲を限定するということが考えられたわけでございます。法律に書かれておりますとおり、登記事項の概要を開示する登記事項概要証明書というものをつくりまして、これには各債務者の情報というものは含まれない。この限度での開示を、対象者を限定とせずに認める。一方で、債務者に関する情報を含むすべての登記情報の開示を内容とする登記事項証明書を設ける。これについては利害関係のある者のみに交付するといった、二段階の公示の制度を設けるといたしました。その調整を図ったところでございます。

○枝野委員 配慮をしようとしていられる努力はわかりますが、利害関係を有する者というところの中には、そもそも債権債務の関係ですから、当事者間でいろいろな利害関係が出てくるわけで、私は譲り受けましたという人は勝手に幾らでも出てくるわけですし、それから、その交付を受けた登記事項証明書がどこにどう出回るかということについてコントロールすることは法務局にはできないわけですから、やはり、存在しない債務が存在しているかのような登記事項証明書が出回って信用が損なわれるというケースは出るのじゃないですか。

○森脇政府委員 この制度が予定しておりますのは、委員先ほどおっしゃっておられたとおり、確定日付のある証書による通知があったものとみなすという効果を与えるものでございまして、債権の存在や譲渡の真正を証明するものではないわけでございます。

したがって、法律上債務者の利益が害されるということはないわけでございますが、今御指摘になりました、事実上登記事項証明書に債務者として表示されてしまふ、このことは消えないわけでございます。それをカバーするためには、この制度がそういう債権の存否等については証明ではないのだ、債権譲渡の事実の証明なん

だということの、言ってみればこの法案の趣旨、内容というものを国民に周知させるための方策が、今度の場合には特に必要なのではないかというふうなことをお聞きしたいと思います。

○枝野委員 要するに、公示力しかなくて公定力がない、特に債権の存在自体については公示力すらもないので、これは、それをきちんとして登記事項証明書に書くというところは最低限必要だと思いますが、しかし、よっぽどうまく書かないと素人はわからないと思います。なおかつ、そのこと自体は、債務者と表示される人の利益を考えた、これは法律に書き込む事項じゃないかな。運用の中でそういったことを書きましますというベースの話じゃないかと思えます。

せめて附則のところにでもそういった配慮についての規定を入れ込む必要があるということをお願いして、実はこの話について、この後福岡議員の方から引き続き体系的に問題点を指摘していただきます。

一点、非常にタイムリーな話でぜひ御指摘をしておきたい問題があります。刑事局長においでをいただいておりますが、五月十四日、昨日の毎日新聞に「検査へ「怒り」と「不信」が」という大変ショッキングな見出しで新聞記事が出ております。

これは、交通事故、ひき逃げ事犯での業務上過失致死等の事件について、警察がきちんと捜査をしてくれなかった、そして、検査がどうも捜査は途中で打ち切ったという指示を出したらいい、それで検査審査会に申し立てをしななければいけないというふうな話になっているようにあります。

この具体的な案件についていろいろお聞きをした、個別案件でございまして、私自身事実関係も知りませんのでいいのですが、そもそも、特に交通事故のような事犯、事件について、被害者がいます、あるいは被害者の遺族がいます。それについて、捜査をした結果、被疑者が当然不起訴になるような場合もあるでしょう。こうしたケー

スについて、被害者あるいは被害者の関係者に対してきちんと通知を行っているのかどうか。通知をきちんと行われていないケースが多々あるというふうな聞いています。したがって、いつの間にか自分の息子がひき逃げで殺されて、だけれども犯人が見つかったという話も聞かないし、しばらくたつてみたら実は不起訴で終わっていたというふうな話の当事者がたくさんいるようだ。

この毎日新聞の記事も、交通事故で死んだ少年の両親、何で不起訴なんだということ、おかしなケースでどうなっているかわからないうちに不起訴になってしまったという声がたくさん上がって、それが検査への怒り、不信という話になっているという記事になっています。

この被害者、関係者に対する処分の内容の通知をどのようにしているのか、これについては、私はやはり利害関係、法律上利害関係と言えど、刑事ですからわかりませんが、当事者として、自分に害を与えた犯人が、あるいは自分の家族の命を奪った犯人がどういった処分をされたのかという点について強い関心があります。これは行政として当然に尊重しなければならぬ思いだと思いますし、またこの処分、もちろん法律の絡む話でありますので、一般の感情と実際の処分とは食い違ふというところは当然あり得ると思えます。

しかし、可能な限り、どうしてこういう処分にされたのか、被害者側から見れば軽いじゃないかというふうな話のときには、特にその理由等をきちんと説明して理解をしてもらう、理解をしてもらえらるよう努力をするというふうなことを行いませんと、こうした検査への怒りと不信というふうな新聞記事が出るというところは、検査にとっても不幸なことでありまして、現場の皆さんにとっても特に心外なことだというふうに思っています。

ぜひこの点、きちんとした対応をさせていただきたいと思いますが、現状どうなっているのか、そしてどういう対応をしようと思っているのか、お

答えてください。

○原田(明)政府委員 御指摘の記事、私も拝見させていただきました。また、この事故自体につきましてもさまざまな反響がその処理をめぐってあるということも承知いたしております。

一般的に、検査当局では、従来から交通業過事件に限らず、被害者等の希望があった場合など、相当と認められる場合には適宜の方法でその処分結果等をお知らせしているというふうな思いますが、ただ、それがやはり不十分である場合があったということは、このような事例に照らし認めるを得ないと思えます。

現在、その通知のみならず、被害者に対する配慮と申しますか、国民の関心が大変高い点でございますので、実は最高検察庁においてもどのような対応をするかということでもかなり詰めた議論をしている状況です。また、全国的にも、二十数庁の庁では現実としてそれの規定を持って、犯罪の被害者その他関係の方に希望がある場合等、状況に照らして必要な処分の結果について通知申し上げて、また必要に応じて説明するような取り組みをしていると思えます。

しかし、現実には、ただいま御指摘のようなケースがあり、私自身も交通事故の被害者の方々とお会いする機会があって、確かにそういう点でもっともっと配慮しなければならぬ面があるというふうなことも私も痛感しております。そういう点を踏まえまして、やはり刑事事件の捜査の結果でございますので、その通知のあり方についていろいろ考慮しなければならぬ面が別途ございします。

しかし、さはさりながら、やはり被害者の立場というものを考えてできるだけ措置をとっていただくという点の必要は認めざるを得ないと思えます。それに沿いまして、現在鋭意作業を進めさせていただきまして、規定の形にするのがあるいは運用の形にするのがあるいは基準を設けるのかという点を詰めて、早急に対応したいと考えております。

○枝野委員 鋭意という部分に力を込めていただきました。ぜひ、急いでやっていただきたい、こういった声が出てくるときでもありますので、お願いをしたいと思えます。

また、本案について、もうお答えは結構でございますが、検査審査会に不服申し立てをするようでございます。本案がどういふ事案になっているのか具体的なことを存じませんが、強いことを申し上げませんが、もし可能であるならば、こういったことについて内部で可能な調査をして、検査審査会を必ずしも待つ必要はないわけでありまして、必要があればそうした対応をすることも含めて御検討いただければと思います。

○笹川委員長 福岡宗也君。

○福岡委員 民主党の福岡宗也でございます。

同僚の枝野委員の方から個別の問題についてはいろいろと御質問を既にお聞きしたわけですが、私は、我が国の債権譲渡の対抗要件の全体の流れといえますが、構想というのか、そういった点についてちょっと御質問をいたしたいというふうに思っております。

今回の法律案によりまして、我が国の債権譲渡の対抗要件は、民法の定める譲渡人の通知、債務者の承諾、それから特定債権法によるところの公告、さらに本法案による登記という、いわば異質な三つの制度の組み合わせというふうな形になったわけでございます。したがって、本件の法案の可否を論ずるには、それぞれの法律の理念、目的、そしてその問題点というものを十分に検討して、さらにこの三つの制度というものの整合性についても十分な検討をしなければならぬというふうな考えをさせていただきます。

御承知のとおり、債権は、物権のように直接物を支配するという関係ではなくて、人が人に対して一定の給付を請求するという権利でございます。したがって、当事者の変更というのは権利そのものの変更となり得るというふうな考え方がありわけでございます。従来は、古くは債権譲渡自体を禁止す

るという時代もあったわけですが、しかし、近世の資本主義経済の発達というものは、債権という形で投資をいたしました資本というものを回収していくという必要が生ずるということで、その後、近代法においては債権譲渡は広く認められるようになってきたわけでありました。

しかしながら、債権は、先ほど言いましたように、人と人の関係によるものでございますから、その成立から存続、その過程においてそれぞれ個性を有しておるわけでありまして、これは物権みたいな法定主義で内容が決まっているわけではございません。したがって、その個性というものを尊重していかなければならぬわけであり

そうなりますと、当然、それを購入するというか、譲り受ける人たちの取引の安全性の問題になるわけでありまして、その安全性の保護という配慮も必要である。さらには、債務者自身が債権者が変わることによるところのいろいろな不利益というものもあるわけでございますので、債務者保護という形の面も十分に配慮されなければならぬ。こういういろいろな問題の調和点というのが必要になってきておるわけでございます。

我が国は、民法施行当時から債権譲渡を認めておりますけれども、債権譲渡の對抗要件については、当然今私が申し上げましたような諸問題というものの調和という関係で對抗要件が定められているわけでございますので、まず一言で、現民法の對抗要件の概要、それからどのように調和が図られているかという点だけまず御説明をいたしたいと思います。これは法務当局の方にお願いたします。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

委員御案内のとおり、民法では、債権譲渡の對抗要件につきましては四百六十七条が規定いたしております。四百六十七条の一項は、譲渡人の債務者に対する通知または債務者の承諾を債務者の對抗要件という形にしております。それから、同条二項は、この通知または承諾を確定日付ある証

書によってすることを第三者の對抗要件という形にしております。

したがって、一項の方が対債務者の保護要件、それから、二項の方が取引の安全を考慮しているというふうな形で規定されているものと承知しております。

○福岡委員 今御答弁いただきましたように、對抗要件の中身として、債務者に対して譲渡人が主張できる對抗要件というのと、それからさらに、二重譲渡等の場合における第三者との間の對抗要件というものと、二つ規定があるわけでありまして、けれども、いずれもこれは、こういう規定になつておりますけれども、やはり問題点が多い規定であるということ、従来、非常に難しい法律判断が必要だということ、いろいろな判例が積み重ねられておるのは事実であります。

若干これを申し上げますので、また御答弁いただきたいのです。従来からいろいろな問題点として指摘をされている、これは学者等によって指摘されておりますけれども、まず第一は、譲渡人の安全性については、債務者が、予期し得ない抗弁を受けるおそれがあるわけでありまして、通知だけですと、通知までに生じた抗弁というのは、譲渡人は知ることとなかなか困難でありますけれども、それは一応主張ができる。ということは、この債権が今成立していないとか、その後、弁済によつて消滅したとか、相殺によつて消滅したというふうなことが、譲渡人は知らないうちにそういうものがあつて、抗弁を受けるということになります。

さらに、二重譲渡等の関係についても、二重譲渡になるといけなから調査したいと思つても、なかなか調査がしにくいというふうなことはございますし、それから、優先権を受けられる場合であっても、現実にも債務者がそのことに気がつかずに事前に支払つたようなものについては支払いを免れるというふうなことになるまして、やはり取引の安全上、問題が非常に多いというふうなこと。

それから、債務者保護については、問題点は、先ほどの裏返しにもなるわけでありまして、けれども、通知または承諾をするまでに生じた抗弁しか主張ができなくなつてしまふ、それ以後のことについてはもう一切主張ができなくなつてしまうこと、ありますので、通知後に瑕疵問題が発生するといふような場合であるとか、それから、相殺権の行使ができるかどうかというふうな問題については、かなり難しい問題があります。したがって、素人では判断がしにくいということ。

それから、異議なく承諾をした場合には、これはすべての抗弁権を債務者は失つてしまふわけですね、どんな自分の言い分があつても。異議なき承諾というのは、我々専門家ならば、やはりこれは気を付けなければいけないということで判断するのでありますけれども、譲渡すること自体はいいですかと聞かれた場合に、それは結構だと言つて、そのときに、格別こういうことがありますよ、例えば一部弁済されていまして、そういうふうな言い分というのを言わないといふことは素人の人は多いわけですが、そういう場合に、全面的に債権譲渡をしたということだけでもってこれが喪失をしてしまふという問題もあるわけでありまして、それから、二重譲渡がされた場合の、いわゆるどちらが優先権者であるかということについての判断も、実際にいろいろな細かい裁判所の判例がございますけれども、この判断を素人にしろということとは非常に困難なことであるわけでありまして、

このような関係で、現行制度についての債権譲渡の對抗要件というものについても、これは十分に検討して手直しをする要素はあろうかというふうな思いのですが、今回の改正におきまして、今私が申し上げましたような問題点というものを是正をする、特に二重譲渡問題については、二つの對抗要件が三つになつて前後優劣が争われるというふうになるわけですが、その辺を含めて検討されたかどうか、まずお伺いをいたしたいわけでありまして、

○吉戒説明員 二重譲渡の問題につきましては、本法案のもとでは、登記の先後によつて優劣を決めるというふうにいたしております。また、民法の對抗要件との関係におきましては、通知の到達の時点と登記のされた時点、この先後によつて優劣関係が決まるといふように考えております。

○福岡委員 今、私の質問したのとちよつと違ふと思うのです、お答えは、私の言うのは、現行の民法そのものの自体に先ほど言つた問題点が非常に多い、だからそういうものの自体をよりきつと改定できれば、本法案によつて一つのまた新しい登記による對抗要件を定めても、そのいわゆる弊害といひますか、そういったものは縮小できるので、やはりこれは民法自体を体系的に見直すといふような作業をしたかどうかということなんです。

○吉戒説明員 民法の對抗要件につきましては、先ほど来から委員御指摘のとおり、債権の二重譲渡の問題につきまして、たくさん判例がございます。いずれにいたしましても、最高裁の判例によりまして、二重譲渡の場合の優先関係は通知の到達の先後をもつて決めるという形になっております。その通知の到達の先後につきましては、これは立証の問題になつてまいります。そういうふうな隘路があるわけでございますので、ある意味では、今回の法案は、通知の到達という不明確な時点よりも登記のされた時点という形で、その時点を明らかにしたというふうに私ども考えておるところでございます。

○福岡委員 例えば先ほど私指摘しました異議のない承諾については、公定力、つまり抗弁の對抗自体ができなくなつていふようなことの制度なんかは、やはり先ほど言いましたように、債務者としては譲渡自体は文句ないよといふようなことを言つた場合に、抗弁権がもう完全になくなつてしまふ。切斷どころかゼロになるという形なんかは非常に問題があると思つて、私の申し上げているの

は、對抗要件制度全体として、例えば公告なら公告で全部してしまうとか何とかというのなないののですけれども、そういうような本格的な検討がされたのかということ、それとも、単に今度の登記制度というものを設けるといふことだけの検討で終わっているのか、その辺を聞きかかったのですけれども、どうですか。

○吉永説明員 異議をとめない承諾の關係につきましては、委員御指摘のとおり、これは積極的に異議をとめないという表示は要りませんで、単に承諾をするといふことだけをもってしてその効力が発生するといふ形で、いささか問題のあるところでございますが、従来から通説、判例はそういうふうになっております。

今回の法案が対象といたしますのは、法人のいたします債権の譲渡といふことでございまして、債権譲渡一般について、別途の對抗要件制度を設けるものではございませんので、そういう限定された場面である。しかも、この制度を用いまして、今後その利用をされるのは、債権の流動化といふことを念頭に置いておつくりしているものですから、民法の債権譲渡の体系そのものの本格的な見直しといふことまでは、今回の法案では考えておりません。

○福岡委員 確かに、流動化を図るために對抗要件として新しい登記といふものをつけ加えただけの改正といふことですけれども、結局、先ほど私が、民法の關係のいろいろな弊害といいますが、二重譲渡の問題、それから抗弁切断の問題とかありますけれども、それをより増幅させる作用といふものが新しい登記制度を導入することになって出るわけではございませんで、部分的な改正といふことではなくて、本当は全体に対する体系の中から、果たしてそういうものを新たに設けていいかどうか、弊害はどういうふうにしたらいいだろるかという検討をすべきだといふ意見を私は申し上げておきたいと思つたわけでありまして、それから引き続きまして、民法のそういう對抗要件の通知、承諾という原則の上に乗りながら、

平成五年の六月に特定債権法という法律を施行しまして、民法の確定日付のある証書による通知にかえまして公告により對抗要件を具備できるものという制度をつくつたわけでございますけれども、この法律の目的それから概要、大体どういふような内容なのか、まず御説明をいただきたいというふうに思います。

○清水説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、特定債権法が平成四年にできたわけでございますが、これはリースあるいはクレジット業者が資金調達の大層を銀行などの金融機関から借り入れる形で事業をしておりまして、その資金調達がより円滑化され弾力化されることがやはり国民経済上大変有意義なことだといふことから、リース業者、クレジット業者が持つております消費者に対するあるいはお客さんに対する債権、これを流動化するといふための仕組みをつくつた法律でございまして、投資家の保護と消費者の保護と両方を目的としたものでござい

す。その中に公告制度といったものが出てくるわけではございますが、投資家保護のために、この法律では債権譲渡に当たつて對抗要件を具備しろといふ義務づけをしておりまして、基本的には民法四百六十七条をおかりするといふ形になっておるのでございまして、実はそのリース債権なりあるいはクレジット債権といふのは大変小口で数多くございまして、まとまった資金量を確保するために、例えば六万本とか三万本とかそういう小口債権をまとめてまして、それを一括譲渡して資金化するという格好になるわけではございますが、それを四百六十七条の對抗要件のとり方でございまして、大変煩雑で事務的にも大変膨大な処理をしなければいけない、こういうことから、民法の特例としていたしまして、日刊紙等による公告をすることによつて四百六十七条の通知があつたとみなすという特例をもうけさせていたいたしたということでございます。

○福岡委員 結局、民法の通知または承諾という

對抗要件の制度はそのまま維持をして、公告につきましては民法の今の通知、承諾と同じ對抗要件を有するものとするという二本立てみたいな形にしたといふふうに思ふのであります。そして、對抗ができる日、基準日といふんです、それは公告の日、こういうふうに定めたといふ新しい制度の創設であつたといふふうに思ふわけでございますが、この点につきまして、やはり法務省側から今回の改正について提出されておりますところの法制研究会の報告書、二十ページそれから二十一ページにこういう批判がなされているのです。第一のことは、まず書面の閲覧によつて二重のアクセスが必要になる。いわゆる債務者の方としては、二本立てにすることによつてそういう負担が非常にかかってくるという形ではやはり問題がある、そういうような批判がある。

さらに第二番目は、公告手続を踏んだ債権の中に個別的に民法四百六十七条の對抗要件を具備した譲渡、差し押さえをされた債権がある場合、いづれが優先するかといふ問題を生ずることになつて、それは同時に債務者に二重弁済の危険を負わせる危険性が大きくなる、この点について特定債権法は手当てはしていない。また、對抗要件の前後不明の場合の処理についても問題がある、これが第二点です。

第三点目は、特定債権の公告制度のもとでは、債務者が知らない状態、要するに公告しましても実際にそれは通知されませんから、知らない状態においても對抗要件が具備をされてしまふ。したがつて、債務者として、もし公告がなければ通知が到達するまでに原債権者、これは譲渡人との間において生じた事由を譲受人に對抗できたはずなのに、こういう債権法に基づく公告がされた場合には抗弁事由を切断されて主張し得なくなる。大体こういう三点を批判しております。結局こういうようなことが起こってくる原因として、これは、いわゆる民法の債務者への通知という制度の上に公告という全く質の違う制度を重ね合わせたといふことに原因があるので、この辺の

ろの整合性をきちとしなければ非常に問題があるといふことを指摘しているわけでございます。

そこで、この点についての問題というのは、やはり今回の新しい登記制度をした場合にもさらにこの問題の批判というのが増大するといふふうに思ふのですけれども、この点について何らかの、本法案策定についての段階において十分に検討し、それをどこかの法文の中に盛り込まれていくかどうか、これをお伺いしたいわけでありまして、

○吉永説明員 特定債権法の公告制度の問題点につきましては、今委員が御指摘のとおりでございます。まして、やはり公示の機能の十分性の問題あるいは債務者が知らない状態で對抗要件が備えられるというふうな問題、そういうふうな問題がございまして、この法案では、まず公示の点でございまして、さらにその公示の方法といたしまして、登記事項の開示方法といたしまして登記事項証明書あるいは登記事項の概要証明書、そういうものを交付するといふ形で対処いたしております。

それから二点目の、およそ債務者が知らない状態で債務者に対する對抗要件を具備することによりまして二重弁済の危険の回避あるいは債務者の抗弁事由が制限されてしまふといふような問題につきましては、債務者の保護のために債務者に対して登記事項証明書を交付して通知をしないといふ債務者には對抗できないといふふうにしたしてございすし、またその通知の時点以後に抗弁が主張できなくなるというふうな形で債務者の保護というものを図つております。

○福岡委員 わかりました。そういうふうな配慮は一応されているといふことですが、今回の法律案でそういうことを配慮されておりますけれども、特定債権法そのものの自体は批判を受けた制度をそのまま残しておりますので、特定債権法自体の方も今回の改正に合わせて對抗要件の中身といふものを変え、特に通知なんかの問題、今御指摘ありましたけれども、公告をするだけでなく、公告したことについて直ちに債務者の方に通

知をするとか、そういう民法制度、それからさらには特定債権法、それからさらに今回の登記というものの自体が、それぞれそういうまじまじという形ではなくて、全体を統一するということについては本来検討すべきだと思うのです。

だから、登記の時期で最終的には抗弁事由は切斷せずに通知したときに切斷するといふことだったから、公告でもそうしたらいいとか、そういう問題はあります。そこがところがなぞ検討して一緒にあわせてこれは修正されなかったか、その辺ちょっとお伺いをしたいわけでありま。

○吉成説明員 お答えを申し上げます。

特定債権法との調整の問題といひましようか、どうするかということですが、一つには、特定債権法は大蔵省と通商産業省が所管している法律でございます。平成四年につくられた法律だと、それで、その対象はリース・クレジット債権、特定の債権でございます。しかも、その譲渡業者あるいは譲受業者につきましては、特定債権法の中かなり詳細な規制がかけられております。そういうふうな法律であると私も承知いたしております。

私どもの方のこの法案は、これはリース・クレジット債権に限りませんで、広く一般の金銭債権すべてについて登記制度のもとで債権の流動化を図りたいというふうな形でございます。その役割分担といひましようか、対象あるいはその目的の違いがあるといふところで、こういうふうな形にしております。しかしながら、この法案の場合にはリース・クレジット債権も当然対象になりますので、特定債権法の対象債権は、この法案のもとでも、登記によって債権譲渡の対抗要件を具備することができるといふことになりま。

しかしながら、平成五年に特定債権法が施行された。私どものこの法案、ぜひ御成立をお願いしたいと思っておりますけれども、成立後どういふふうな利用状況になるのかといふこともよくよく見てみなければならぬのではないかなといふふうに考えておりまして、将来の課題といひま

ては、委員御指摘のような形で何らかの調整が必要ではないかなといふふうに考えておりますけれども、とりあえずは今後の利用の状況というものをよく見きわめてみたいといふふうに考えております。

○福岡委員 将来いろいろな検討をされるということで結構でございます。ただ、こういう立法の考え方の基本でございまして、確かに所管としましては、これは目的として、特定債権法の場合には、クレジット関係の要望に従ってそういう流動化を図るための基本的ないろいろなものを考えて、対抗要件制度はその一部なんだといふことは、もちろんそれは間違いありませんけれども、対象となる債権そのものの自体は、今御指摘にもありましたように、指名債権全体ということになれば、これは民法の適用も受けるわけですし、それから特定債権法の適用も受けるわけですし、今回の法律案の適用も受ける。三重に適用を受ける債権というのは相当数あるわけでございます。

したがって、そのときに、それぞれの対抗要件、それに限定して法案を創設したり、それから変更したりするといふことは、三つの、全体の整合性の中でかえってよくそうしておかしくならぬいか。ここをどういふぐあいに規定するならば、前の法律はこういうふうな規定するところの検討をせずに限定的に法制度を整備してしまふといふことは、大きな矛盾が出てまいりますし、関係者の利益を大いに害する、判断が困難になるといふことがあるといふことだけをちょっと指摘しておきたいわけでありま。

ぜひともこれは、今後の法制度の改善の中では、必ず共通の問題については共通の利害といふものは調整できるような形の整合性をはつきりとしていただきたい、こういうふうに思います。そこで、次に、本法律案の目的とその概要についてでございますけれども、これについては既に趣旨として御説明が成っておりますので、対抗要件で一番大切なところだけを概略的に説明をして

いたしたいといふふうに思います。

○森脇政府委員 本法案の対抗要件についてでございますが、まず言えることは、従来、債権譲渡の対抗要件、対抗要件と言われておりますのは、委員がさきに御指摘になりましたとおり、対抗要件としての間の対抗要件、それから債務者以外の第三者との間の対抗要件という二つの部分があるわけでございます。今回の法案におきましては、これを二分して考えます。今までは、言ってみれば、確定日付ある通知を債務者にすることによって債務者対抗要件も第三者対抗要件もつながつた、こういう点で、どちらかというところ、わかりやすさというの、その面であつたであろうといふふうに思われるわけでありま。

今回の法律は、いろいろな観点から考えまして、多量の債権の譲渡にもたえられるような、現代にマッチしたような形での対抗要件ということ登記制度を創設することにしたとして、その登記がなされることによつて第三者対抗要件はこれによつて具備する、さらに、それだけで決めてしまひますと、また債務者の知らないうちに自分の効力が及んでくるといふ債務者の不利益の部分がございますので、そこを配慮いたしまして、債務者を保護するために、債権譲渡登記の効力を債務者に及ぼすためには、登記事項証明書を交付して通知する、個別の通知が必要だ、この部分を残したという点が今回の法案の大きな特色であらうといふふうに考えております。

○福岡委員 今の御説明によりますと、対抗要件、二つある。第三者の優先順位決定については、登記の日の前後によつて決めるということですね。そして、債務者に対する対抗といひましましては、登記の日ではなくて、証明書を交付して通知をしたときの前後によつて決まってくる。したがって、通知を受けた日前に生じたところのいろいろな抗弁的な事由といふのはすべて対抗できない、それ以後のものは対抗できない、こういう形になるわけですね。

対抗要件となつていますが、これは、第三者であらうが、債務者に対する場合であらうが、一緒なんです。その点、答弁してください。一緒ですか。それで、一緒であれば、なぜこれを合わせなかったかといふことですね。

○森脇政府委員 言ってみれば、二つの要請があるわけでございます。債務者保護をどういふ形で図るかという観点を考えますと、何らかの形で債務者本人への通知、これは民法の、現行の債権譲渡規定のいい点だろうと思われるわけですが、それがいまして、その点は、ぜひともこれに近いものを残したいといふ考え方でございます。その結果といたしまして、特別法によつてはこれが一致したのに、通知といふものと登記の前後といふものと、これを分けざるを得なかった。その面ではそれだけ複雑な制度になったといふことは言えるかもしれませんが、債務者保護のためにはぜひともこういうシステムを構築する必要があつたといふことでございます。

○福岡委員 私自身も、公告制度で公告しつ放しでいいという制度、だから今回の場合は、登記をしつ放しつ放しで通知せぬでもいいという制度、こういった制度はよろしくないもので、やはり登記をして証明書を交付して通知する、という制度にした方がよいと思つていふのですが、そうすると、対抗要件が特定債権法とこれとで違つてきちゃうといふことがあるのです。公告の日であつた、片一方は通知を受けた日と。

だから、やはりここを合わせるためには、この制度の方がいいと私は思ひますから、これに従つてより明確にするためには、特定債権法の方もそういう同じような通知制度を設けて、通知のときまでのことは対抗できるというふうな制度にやはりしなければいけません。今の法案では十分じゃなかったのじゃないかな、こういうふうに考えるわけでありま。これは今答えぬでも別によろしいので、だから今後は、やはりそういう点の検討を早急にいただきたいといふことだけ要望し

ておきます。

そこで、登記に對抗要件を与えるという形になつたわけでございますけれども、先ほどの枝野議員の御質問にもありました、この登記というのは、法案によりますと、譲渡人及び譲受人の共同申請という形になっておりまして、商号であるとか本店、登記原因、それから債権を特定する事項というふうなものを登記するということになっているのでありますけれども、債務者が何らかの形で、登記申請に当たりまして意見を述べるとか異議を言うとか、そういう関与する制度というものは、これは全然ないのでしょいか。ないとすればなぜそれを入れたのか、ちょっとお聞かせを願いたいわけですが。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

この債権譲渡登記の申請に債務者を関与させるべきではないかというお尋ねだと思ひますが、実は、委員御承知のとおり、債権譲渡は、これは譲渡人と譲受人の契約でございます。この両者間の合意によって成立するといふものでございまして、その場合には債務者はおよそ関与いたしません。それを登記の場面でも反映させているといふこととなります。したがって、債権譲渡契約の当事者ではない債務者は債権譲渡登記の申請の申請人たり得ないというふうな考えで、こういう形にいたしております。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○福岡委員 不動産登記法による登記の場合には、特に制限のないことは、登記してないことについてには対抗できないという問題がありまして、物権法定主義で、何も書いていなければ完全な権利として権利が確定しておるということになるわけでございまして、別にそれは問題はないのでありますけれども、今回、譲渡の対象になっている債権という点になると、債権の個性性であるいろいろな抗弁もあつたりいろいろあるということとかなりますから、その登記に原因として掲げられたものが真実であるかどうかというところは、どういう抗弁があるか。実際は消滅しているとか、ま

たいいろいろなことの事由を瑕疵問題で主張される可能性はあるとか、いろいろなことがあるのですよ、債権の場合は。したがって、譲り受ける場合も、これは登記を見れば信じてしまふということになるのです。そうすると、取引の安全性も害する。

それから、債務者の方からいたしましても、自分が弁済するとか支払いを拒絶する正当な事由があるから支払わないのに、債務者として当然支払い義務があるものとしてそれが登記に載せられる。債務者も譲受人の方も両方ともに、これはもう大きな損失をこうむる可能性のある、特に信用の問題も含めまして、事由があるのです。

したがって、利害関係人とか何とかというものは、譲渡についてのことだけでなくてその全体を通じて、先ほど私が言いましたように、対抗要件は、債務者の保護という関係とそれからさらには譲受人の取引の安全性というところ、両方の配慮の規定を置くというのが原則なんです。やはり当然に、これは債務者について何らかの形で、登記の申請のときにいろいろな意見を言う機会を与えるというふうな形を考えなきゃいかぬと思うのですけれども、その点、どうですか。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○吉戒説明員 先ほど委員の方から御指摘ございましたけれども、この債権譲渡の登記は何を証明するかといたしますと、債権譲渡の事実を証明するといふものでございまして、その債権の存在でありますとかあるいは債権が真正に成立したというふうなことは、証明の対象ではございません。したがって、その限りにおいては債務者を登記の申請に關与させるのはいかにがなものかなというふうな考えまして、登記の申請には關与いたさないという形でスキームをつくっておるわけでござい

○福岡委員 そういう考え方は一つの考え方ですけれども、しかしながら先ほど私が申し上げた、いわゆるそういうものを、これは大量に債権回収のために譲渡しようという前提なんですから、大

衆投資家なんかほとんど出るわけですから、そういう人たちのために、本当に大丈夫かどうかということの判断はできないのですよ、これは。登記してあればある程度、公信用はなくても安全だということならいいのですけれども、これだと全く債務者からの意見を聞いていませんから、安全性が非常に問題になる。ある意味で消費者被害が出るのじゃないかというところがあるので、それに対する手当てなしというものは、私はこれはちょっと不備だというふうに思ふわけでござい

それからもう一つ、この法律を見ますと、何人も登記事項の概要を証明する登記事項概要証明書の交付を請求することができる。いわゆる無制限に概要証明書を請求できるということになってい

○森脇政府委員 お答えいたします。

債権譲渡の登記概要証明書の方でございますが、これは、五条の六号の事項を除くものでござい

したがって、どういうことがわかるかとい

○福岡委員 その限りにおいては、この概要証明書によるところの債務者保護というものはある程度なされるということですね。

それから、利害関係人が登記事項証明書の交付を請求できるというものは、先ほど御説明のございました登記において記載する事項全部についての証明書というところでお伺ひはしてよろしいのですか。

○森脇政府委員 そのとおりでございます。

○福岡委員 そうしますと、まさにこれは枝野議員も御指摘のありましたように、利害関係人がそれを取得して、これをさらに譲渡して広く流布するとか頒布するといふような形で、特にこれは転売、転売を許すわけですから、その転売をするときに、譲受人が、例えば、さらにこういう債権が非常に有利だから買いたくないよというときに、何もなければわからないので、登記事項証明書を添付して新しい買い主を見つけたというふうなことで頒布されるという可能性は非常に大きいと思うのですけれども、その点はどうかですか。特に、今回の場合は流動性を確保するためですから、そういうことが非常に多いと思うのです。

○森脇政府委員 債権の流動性促進の観点から申し上げますと、今先生御指摘の場合が非常に多いというところは言にくいのではないかと思っております。

と申しますのは、多数の債権を有している者が特別目的会社に対してこれを譲渡する、特別目的会社がこれを担保とする証券等を発行する、こういう体制が一番利用可能性の強いものとして想定されているわけでございまして、一たん譲り受けた債権をさらに他に譲渡するといふことは、必ずしも債権流動性の本来予想しているところからは起きにくい話であるとは思っております。

とはいえ、今御指摘のような事例が起きることは間違ひございません。したがって、債権譲渡の登記のされた債権をさらに譲り受けようとする者、その者はその債権の内容を知る必要があり

証明書を持ってきてくださいと言うだろうと思ひます。

したがいまして、そういう限りでは、先生御指摘になりました債務者のプライバシーと申しましようか、債務者として表示されているこの限度の情報がその限度で知れることになる、これは公示制度というものをとる以上やむを得ないのかな、ここまでは表に出てしまうことはやむを得ないのかなというふうに思っております。

ただ、それは再々申し上げておりますとおり、この登記は債権譲渡契約があった事実の登記なんです、債権があるの登記ではないのですよ。この点を国民の方によく知っていただく必要があるだろうというふうに思っております。

○福岡委員 ちよつと苦しい答弁だったと思ひますけれども、結局、国民というのはどちらかといひますと一般大衆投資家みたいな人ですから、それを対象にしての流動化ということですから、どうしてもやはりちよつとしたそういう説明を十分にするとしようかな手当てを何かするとか取り締まりをしないと、非常に問題があるところではないかなというふうに思ひます。

そこで、先ほど、登記に際しまして、共同申請をするというその段階で債務者の関与を仮に認めないにしても、その後、債務者の方が通知を受けた、登記事項証明書の交付を受ける、その段階ぐらゐで異議申し立てをするとか登記の抹消請求権を行使できるとか、そういうような制度にすればこれは弊害が半減すると思うのですが、そういう制度というものはなぜ検討しなかったのでしょうか。そういう制度がありませぬ。まずそれを聞きましよう。そして、それがもしないとすれば、どうしてそういうことをしなかったのか。

○森脇政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、これは債権譲渡の事実の登記であるということに法律上は徹しているわけございまして、そういう意味では、債務者には法律上の不利益というものは生じない。抗弁権の問題であるとか二重弁済の問題であるとか、そういう意味での不

利益は生じない。

ただ、今先生御指摘のとおり、こういう形での不利益でございますので、この点はその限度ではやむを得ないのかなというある意味での割り切りでございます。

ただ、ここにつきましては、例えば債権差し押さえ、仮差し押さえ等の場合にどうなっておるかという周知の制度との並びの問題もございまして、そこでは必ずしも債権の存否ということとは調査されず命令が出されるというシステムにもなっているわけでございます。

○福岡委員 わかりました。どんな制度でも、制定すればいろいろな不備な点とか盲点的なものが出るのはやむを得ないと思うのです。ただ、基本的な考え方としては、こういう取引の安全とかそういう問題については非常に大きな被害も出る可能性のある事案でございまして、やはりそういうものの手当てというものを含めて、確かに譲渡という関係を確認するだけのものではあつて、直接的に権利内容を確定するものでないことは私も十分承知しております。だけれども、そういう観点から法制度を整備しては間違ひがあるもので、そういう点も含めた温かいといひますか、わかりやすいといひますか、そういう手当てと、これを今後考へていただきたいということ、これは要望しておきます。

それから次に、不動産登記についても公信用力はありませんので、先ほどの御答弁の中にもありましたように、債権譲渡登記も公信用力はない、だから、これは登記によって別に権利内容が確定するわけではないのだというところ。これはこれでいいのですが、不動産登記においても事実上の、公信用力はないが推定力があるというところは判例でもあつてございまして、結局、債権譲渡登記をしますと、公的な法務局が取り扱うということだから、不動産登記と同じようにその登記内容、抗弁問題とかいろいろなものについても、やはり一定の推定力というものが働くのじゃないだろうか、そういう判例なんかも生まれる可能性があるのじや

ないかなというふうにも思ひますが、その点はどういうような検討をされましたのでしょうか。

○森脇政府委員 これは、債権譲渡登記制度の目的、趣旨からいいますと、債権の存在でありまして譲渡の真正について何ら推定力を生ずる性質のものではないというふうに断言できるわけでございます。それでは、それで一致できてこれも疑われないかということでございますが、これはこの制度をきちんと御理解いただくということが前提でございますが、その上では推定力が働くという議論は起こり得ないものだというふうに考へております。

○福岡委員 法的な推定が働くかどうかは御答弁のとおりだと思ひます。したがつて、そういう場合に、制度の本質から見て、裁判所において推定力が働くというふうな形ではないかないでしょうかけれども、かもしれないと思ひます。可能性は私はあると思ひます。仮にそうだといたしましたとしても、これは枝野君も指摘をされておりましたけれども、社会的には、不動産登記について公信用力がないのだけれども、現実の取引においてはやはり登記事項を信用して、所有権者と書いてあれば、その前の段階でいろいろな売買等につての瑕疵があつたつて、そんなことは一致を考へずに登記を信用して取引をする。したがつて、実際に債権譲渡登記も、そこに債務者としてだれだれが記載されて、金額とか具体的に書いてあれば、それはそれなりに安全だということでもって信じて取引するというのは当然のことだと思ひますね。

だから、そういうもののについての配慮というのが、そういう形式的論理だけでも十分に配慮されていないというところは、法制度としては極めて問題だらうというふうに思ひます。

そこで次に、今回の法改正によりまして三つの對抗要件制度ができたわけでありまして。民法の通知、承諾、それから特定債権法の公告、それから

今回の登記ということになったわけですが。

したがつて、簡単に設例で一点だけお伺ひしたいのですが、まず一番最初に本件の登記がなされた、年月別に見ると一番早くという意味ですね。ところが、実際に債務者への登記事項証明書を付けての通知がなされず、ずっとそれが放置されてきた。その放置されている間に、特定債権法による公告がなされた。二番目になされたのですよ。その公告がなされた日よりその後、民法の確定期日つきの通知がなされた。そして、その確定日付つきの通知がなされた後に、今度は、一番最初になした登記、これの債務者に対する登記事項証明書の通知が一番最後になされたという場合における、この譲受人、第三者が三人いるわけですから、その三人の優先順位は一体どうなるのかということをお伺ひしたいのです。

これは非常に難しい問題だと思ひます。○森脇政府委員 今度の制度を考えます場合には、先ほど来申し上げましたように、債務者以外の第三者の對抗要件の問題であるか、対債務者の問題であるか、この仕分けをまずしなければなりません。今の御質問は、第三者の對抗要件の問題でございます。

そういたしました、一番早い段階で本法案にある債権譲渡登記がなされた、次に公告がなされた、次に民法の確定日付の通知がなされた、こういうことでございまして、この段階で既に、登記の先後によつて第三者の對抗要件は決めますよ、こういうことになっておりますので、それは登記を取得した者、これが優先するということとは明らかでございます。その点は、登記事項証明書を交付した通知がなされるかどうかということとはかわりない問題でございまして。

○福岡委員 對抗要件の順序の判断は、確かに今御説明のあつたとおりで正解だといふふうに思ひます。

そこで、問題になるのはどういふことかといひますと、現在においてもすべて、登記事項の証明

書の交付もなされているという完結したような状況ではそうなのですね。ところが、今の三つの登記がなされたり、通知の関係とか、そういうものを総合的に見ると、債務者が免責されるかどうかという問題が一つあるわけですが、これはその時々で場面によって違うというふうに私は思っているわけでありまして。

特に、登記の日付が一番早いのですけれども、この登記のことについても、全然これは通知がありません。それから、次の、公告をしたときも、公告者から通知がない。したがって、債務者としては、最後に来た民法上の債権譲渡の通知だけがなされた。こういう状況になりますと、債務者としては前の二つのことは知らぬわけですから、当然これは最後の民法上の通知をしてきた人へ払ってしまえば免責されてしまうことになるわけですね。

そうすると、登記をした人はどうなるかといえますと、本当は第三者同士の優先順位としては優先権があるけれども、既に消滅してしまっていて、それが債務者に対して責任を追及することにはできないということになります。むしろ、それから、公告も、やはりそういう形で、むしろいわゆる譲渡人からの譲渡通知の前に公告しても、例えば登記は知らなかったけれども公告の方だけが債務者が知ったというような場合、これを払ってしまったという場合でもこれは有効な弁済になると考えざるを得ないのですが、この点はどうかでしようか。

○森脇政府委員 今度は、対債務者との関係でございます。

対債務者との関係では、本法案による登記がなされておいても、登記事項証明書の交付に伴う通知がない限りはこれを無視していい、こういう関係になります。そういったしますと、登記事項証明書の交付があるまでは、債務者としては、二番目が公告したものであれば、二番目のものを権利者として認めざるを得ないということになって

くるであろうというところでございます。

ところが、まだ弁済する前に登記事項証明書の交付があった、通知があったというのを考えますと、今度は、この登記事項証明書の通知があることによつて、一番早い段階で登記を経た者、これを債権者として認めざるを得ない、この者に弁済しなければならぬ、こういうことになってくるわけでございます。

それから、ほかの債権者に弁済したことによつて債務者が免責されるというか、債権が消滅してしまつたという場合の取り扱いでございます。その場合には、確かに早い登記をしていても、登記事項証明書が交付していない債権者としては、もはや債務者に対する請求はできなくなるわけでございます。

ただ、債権者同士では、対抗要件を持つておるのは、一番早い時点での登記をした者ということになります。したがって、その弁済を受けた者に対しては不当利得の返還請求をするといったようなことは可能になってくる、こういうことでございまして。

○福岡委員 結局、私が言いましたことと同じことの答弁だということになります。

そうなりますと、どうなるかといえますと、確かに、客観的な、公告の日とか、登記についての通知をしたということとか、それから確定日付の通知が出た日、そういう三つの点がありますが、それではかばいばいのですが、実際には、債務者がそういった事実をいつ知ったかということ、善意であったかどうかによつて、弁済の効力ということが有効か無効か決まってくるのです。

そうすると、先順位で自分は安心だと思つていても、一日違いでも既に払つてしまつて消滅しているということになると、絶対の権利者だと思つていたのが、もう全然払つてももらえないという状況になるという形で、極めてその判断が難しいという状況は、現在の三つの制度の組み合わせでは出てくるということにはなるというふうに思うわけでございます。

したがって、先ほどから私申し上げているのは、形式的には一応結論は出ましようけれども、非常に迷う。これは事実調査も必要だし、煩雑だし。仮に私の事務所へ債務者が来て相談をする、それからまた、譲受人になろうとする人からいろいろ相談を受けたって、これは本当に確定的なことが言えるかどうか、極めて問題だと思つてわけでありまして。弁護士のうち、専門的な優秀な人もおられます。弁済したけれども、一般的な知識からすると不安を持たざるを得ないというのが実情だろうと思つております。

したがって、この制度、確かに流動化を認めて、経済的な効用というものはあることは認めますので、やはり取引の安全性の面からの問題と、それからさらには、やはり債務者の保護、抗弁権の切斷についても、明確な形に一本化するといひますか、そういう形にして、やはり迷いがなくなる判断ができるというように制度にしないと、債権の対抗要件の制度としては不完全な制度と言わざるを得ないというふうに思つてございまして。

したがって、成立の経緯、例えば流動化のため、この債権については特に必要だからということでは、これはきつてきたことを仮にしようとしても、このまま放置してはいけないので、それに対する、そういう問題は指摘されているわけだ、学者の間でも、それから法制研究会で、そういう面は早急に手当てをすべき必要があるというふうに考へるのであれば、この点について、法務当局と、それから大臣の見解を求めたいというふうに思ひます。

○森脇政府委員 新しい制度を構築するに当たりまして、私も非常に苦勞を、今こういう形で法案というところにやと練り上げたところでございまして。

ただ、先ほど枝野先生から、ただいまも福岡先生から御指摘されているとおり、これが完全で一掃わたりやすい制度だというふうなことは、毛頭、私どもも考えておりません。確かに民法と今

回の特例法と二つの対抗要件をつくることであつても、特に一般の債務者の方にとっては判断が困難な面が出がちであるという点は心しなければならぬだろうと思つております。

そういった点を基礎にしながら、また、この法案を通していただきまして実際に運用してみると、また問題点というのが明らかになってくる部分があるのかも知れません。そういった点も含めまして、私どもも検討を重ねてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○下福葉國務大臣 先ほど来る御指摘があつたとおりでございまして、今回の法律は、法人の債権譲渡の活性化を図るという立場からお願ひいたしていることとございまして。しかし、ただいまいろいろ御議論がございましたように、登記であるとか通知であるとか公告であるとか、あるいは時間の問題であるとか、いろいろな問題があるというところは私も承知いたしております。

債権譲渡に関する制度が国民にとってわかりやすくなるということが必要でございまして、私どもはそういうふうな意味で、広報活動は広報活動として一生懸命やっております。このように思ひますが、民事基本法を所管する法務省といひまして、今御指摘のような点を常に十分関心を持って見てまいりまして、そして、総合的にどういうふうにするかといひかというふうな点につきましては、御指摘の点を踏まえまして引き続き検討してまいりたい、このように思ひます。

○福岡委員 どうもありがとうございます。直ちに前向きに検討をしていただくような御趣旨でございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

特にこの問題は、具体的に被害が出たときには大きな被害も出る可能性がある、特に消費者問題的な被害もありますので、特に債権の内容について、そういう債権の内容というのは不確定な問題が結構あるから、大衆投資家の方としては十分注意すべきだといふことの喚起を十分にしなければいけませんし、それから、債務者の方も、自分の

知らないうちに登記というような形は、これは非常に不利をこうむるおそれがあるので、これもぜひとも、信用上からすればそれによって会社自体がパンクしてしまうかもしれないという重大な被害も予測されるわけですから、この二点については早急に、具体的にどういう救済方法があるのか、制度の手直しをぜひとも図っていただきたいということを強く要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○笹川委員長 上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございます。

法案の中身については後ほど漆原委員の方から質問をさせていただきますので、私の方からは、この法案を含みます債権流動化のスキームと、それからそれに絡みます周辺の事項につきまして、何点か質問させていただきますというふうに思います。

金融機関が今膨大な不良債権を抱えていて、不動産市場が低迷している。それをいかに解決していくかというところで、この不動産の証券化というのが非常に有力な手段であるというふうに、政府においても、昨年の金融制度調査会あるいは緊急経済対策でもそういうような言及がされているわけでありまして。

この法案は、今大蔵委員会の方でちょうど審議中でありまして特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、通称SPC法案というふうに言っているようにすけれども、などとともに債権の流動化を進めていくという施策の一環として提案されているというふうに理解いたします。

まず最初に、資産流動化の促進を図るために、債権譲渡の第三者対抗要件の具備を簡素化していく必要があるというふうに各種報告等、各方面から言われているわけですが、この法案によってその点についてどのような効果を期待されているのか、法務省の方から御見解を伺いたいというふうに思います。

○森脇政府委員 この法律の範囲だけではないわけですが、現在、債権流動化の典型的な方法としてどういうものが考えられるかということとでございますが、資金調達をしようとする企業が、自己が保有している多数の債権を一括して今委員御指摘になりましたSPCに譲渡する、SPCの方でこうした債権の信用を裏づけとして証券を発行する、これを投資家に販売する、こういうメカニズムでございます。言ってみれば、企業が有していた債権をSPCに譲渡することによって資金の調達が得られる。また、SPCの方もこれを証券化して投資家に販売することによって譲渡代金を回収するというような形が考えられておるわけでございます。

その場合に、SPCに譲渡する債権というものが多数に及びます。したがって、これを民法上の第三者対抗要件である確定日付ある通知または承諾というものを各債権者について具備するということは、実務的には困難でございます。また、これをやろうとすれば費用の負担も大変かかるといふところでございまして、本法案は、一括して迅速かつ簡易に第三者対抗要件を具備することができる制度を創設しようとするものでございます。

それで、個々の債権者に対して譲受債権を主張しようという場合には、登記事項証明書を交付してする通知が必要になるわけでございます。ここではほとんど手続的に同じではないかということになるわけですが、実際、債権流動化の典型的な場合の方法といたしましては、もとの債権者、オリジネーターが債権譲渡をする、その後債権の回収はもとの債権者が実はやっておる、それを、回収したものをSPCの方に交付する、こういう形のものが考えられておりまして、そういういたしますと、債権者の方への通知というのは事実上なされずに済むという場合が通常の場合になるわけでございます。

そういった典型的な債権流動化のシステムの中で、債権者に対する個別の登記事項証明書を交付

してする通知が必要になる場合というのは、オリジネーターが破産するおそれがある場合でありまして、差し押さえをされるおそれがあるといったような場合、あるいは二重譲渡をするおそれがある場合というのが、予測できるかどうかかわかりませんが、そういったような場合に登記事項証明書を交付してする通知の必要が出てくるのだというふうに理解いたしております。

○上田(勇)委員 この法案で第三者対抗要件の手続を簡素化するというところで、SPCを使った債権の流動化が簡単に、容易になるのではないかと、いうことだったというふうに思いますけれども、この法案を含みます、先ほど述べましたSPC法案も含めまして、今いろいろ、これまでの政府の文書においては、これがとりわけ今不良債権問題で重要になって、不動産の流動化を進めるための一つの大きな目的というふうにされているのですけれども、不動産の証券化、流動化を促進することによりまして、今金融システムのこの不安の根底にありますが不良債権問題、この問題にどのような効果が上がっているのだろうか、不良債権の処理が果たしてどのぐらい進むのだろうか、その辺のどのような効果を期待されているのか、お考えを伺いたいというふうに思います。

○片山説明員 ただいま委員御指摘の、いわゆるSPC法案でございますが、特定目的会社、いわゆるSPCを活用いたしまして債権や不動産といった特定資産の流動化を促進する制度を確立するものでございまして、ボンド、債券だけではなく、エクイティ、株型の証券も発行できるようにしておりますし、広い意味でのデイトスクロージャー等の諸般の整備を行っております。こういふことによつて、一般投資家によつてもこういった資産への投資が容易になって、先ず御指摘のように、不動産の流動化も促進され、さらに不良債権の流動化も進む、こういった効果が期待されているところでございます。

さらに、先般の総合経済対策におきましても、不良債権問題を抜本的に処理するとの観点から、

そのSPCの活用を含めまして、土地、債権の流動化、それから土地の有効利用を促進するための総合的なトータルプランというものが策定されたところでございまして、これも相まじまして、金融機関の不良債権処理に向けた従来からの取り組みとあわせて処理が進むものと期待して、どのぐらいという定量的なところは非常に難しいのですけれども、かなり、一段と進むということを期待しているところでございます。

○上田(勇)委員 不良債権の問題というのは、もう長い間にわたって我が国の金融システムの重要な問題として続いてきて、その処理がなかなか進まないというのが今日まで残念ながら続いてきているわけでありまして、あらゆる手だてを考えていくというのは、むしろ遅きに失した面もあるかと思いますが、その重要性は私も非常に重要なことであるというふうに考えるわけでありまして。

アメリカでは、不動産を証券化することによって、一般の小口投資家の資金によって不動産市場が活性化してきました。もちろん、このアメリカにおける例を見ますと、この証券化されたものの、いわゆる証券の二次市場の整備が非常に進んでいる。そこが日本と、日本には今二次市場がないわけでありまして、当然、この今回の法案を含みます一連の法整備が、一次市場というのでしうか、をつくり出すためには必要なことであるのは当然のことなんですけれども、不動産の証券化が本当に進んで、不良債権の回収が進むというためには、ABSが円滑に流通して取引されていくというような二次市場の整備がなければ、この一連の法案で一次市場を整備しても、二次市場の整備がなければ本格的には進まないというふうに考えられますけれども、この点についてどういふ方針で臨まれているのか、また、今後どのような方針で臨まれているのか、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

○山崎説明員 不動産等の資産の証券化が進展していくために流通市場の発展が重要であるという

ことにつきましては、委員の御指摘のとおりでございます。流通市場の発展のためには幾つかの条件がございます。その証券のディスクロージャーがきちっと行われているということ、それから価格が公示されているということ、決済制度がきちっとしているということ、このようなことが重要かと思われまします。

先般の総合経済対策におきましても、不動産に係る情報のディスクロージャーの拡充、特定目的会社が発行する社債のうち、適切なものにつきまして、気配値の公表とオンライン決済の実現等の措置が盛り込まれたところでございます。今後、こうした措置を実施していくことを期待しまして、ABSの流通市場が発展していくことを期待して、いるものでございます。

○上田(男)委員 よく不良債権の問題が議論されるときにこれまでも問題になってきたのが、暴力団等の関与があつて、なかなか不良債権の回収が進まないというところは、これはもう数年前になりますれば、国会で住専の問題が議論されたときから提起されてきた問題であります。もちろん、このスキームで想定しているのは、冒頭御答弁いただいたように、SPCを使った債権流動化であつて、暴力団等の関与というものが非常に想定しにくいというところは当然承知でありますけれども、本法案によりまして、債権の譲渡が容易になるわけでありまします。

そこで、債権がそういった暴力団関係者に譲渡されるということは考えられないのか。また、債権者の方からすると、暴力団から借りたつもりがないのが、知らないうちに、いつの間にか債権者の方が暴力団関係者といった、そういう事態になることはないのか。また、仮にそういった事態に至った場合には、債権者の保護についてはどのように考えられているのか。そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○森脇政府委員 現在の民法による債権譲渡の制度下におきましても、債権譲り受けという形で暴力団が介入して、債権者に対して債権取り立てに

名をかりて違法行為に及ぶというような事件が時々報道されるところでございます。今回の制度創設によりまして、先ほど御説明したような大量の債権の譲渡、これについての第三者対抗要件の取得、これは明らかに本制度によって容易になるわけでございます。

ただ、今回の制度では、債権の譲受人が債権者に対して直接支払いを請求するという場面を考えられます。そのためには債権譲渡の登記を受けなければならぬ、さらに登記事項証明書を交付しての債権譲渡の通知をしなければならぬというところになっておりまして、今回の制度は、言ってみれば、単発的に債権譲渡を受けて債権者に請求するという前提に立ちます。民法の現在の対抗要件と比べて手続上の負担がかえつてふえてい

るのではないかとおもうに思つております。したがって、この制度ができることによつて、さらに暴力団等が違法の債権取り立てを行うというところは想定しにくいのではないかとおもうに思つておるところでございます。

この法律の制度を利用した暴力団の違法な取り立てが起らないというところはもちろん保証できないわけでございます。そうした事案につきましても、それだけの取り立て行為の違法行為、これをとらえて、刑罰の適用によつて適正に解決されなければならぬ問題ではないかとおもうに思つておるところでございます。

○上田(男)委員 こうした暴力団の不良債権問題への関与というものは、今、もちろん国内でも非常に問題視されてきたわけでありましても、同時に海外でも非常に有名な話に、広く知れ渡つていよう話になつていっているのが現状だというふうに思ひます。

よる我が国の不動産への投資といったことが、連日新聞でも報道されているところであります。私は、こうした外国資本が入ることによつて不動産市場が活性化すると、これはいろいろな感情的な不安とかはそれぞれ国民の中にあるのかもしれないが、基本的には歓迎すべきことであるというふうに思ひます。こうした投資というのは不動産の証券化を前提として考えているものが多いように考えられますので、今回の一連の法改正でそうした動きが加速されることを期待するのです。しかし、こうした外国企業や、国内の不良債権に暴力団絡みのものが多いということから、そういう懸念が広がって投資に二の足を踏んでいるというふうなことも最近伺ひます。

これは向こうの雑誌であります。USニューズ・アンド・ワールド・リポートというものがあります。それが「やくざ株式会社」という特集記事が拾ひ読みをさせていただきます。この中に、ちよつと幾つか拾ひ読みをさせていただきます。暴力団犯罪に詳しい日本の専門家によると、現在の邦銀の不良債権の約四〇％に何らかの形で暴力団がかかわつていて、その金額はおよそ二千三百五十億ドルに上るといふようなことが書かれておつたり、例えば、アメリカの警備会社のある調査によると、四十九の債権で構成される不良債権のポートフォリオのうち、約四〇％に暴力団がかかわつていた、またその四〇％の部分の約四分の一の不動産が、強奪、窃盗等の犯罪が実際に起きた場所であつたといふような記述もありまします。また実際に日本における破産処理の大部分は事件屋と呼ばれる暴力団関係者のフィクサーがかかわつていて、また現実には日本の上場企業からも暴力団へ多額の資金が流れているといふような記述もありまします。

さらに、これはまた警察の対応についても言及しているのです。警察は建前ではそれをバックアップする立場にあるけれども、それというのは債権の回収ということですが、現実には、日本の警察の民事に介入せずという戦後の伝統から、ほとんど不良債権の暴力団勢力の排除には関知して

いないといふようなこともあります。

また、そうした結果として、アメリカの投資家がこのような日本の暴力団とそれを取り締まらな無責任な警察が日常である日本の経済界で利益を追求することは容易ではないといふようにまで言つて、アメリカの資金が日本の裏の世界へ流れ、その流れを逆行させることにはなるのではないかと、これから日本の不良債権に投資するといふことは、やくざへの資金提供を余儀なくされるという潜在的なリスクを考へることなしには実行できないだろうと、かなり厳しい言い方をしております。

これがすべて真実であるといふふうには断定することはできませんけれども、少なくともこれに近い事象があるといふことは考えられるのではないかとおもうに思ひます。

そこで、こうした事象についてどのように考えられていのか、また、どのような対策を講じていくつもりなのか、警察庁さんの方からひとつよろしく伺ひたいと思ひます。

○竹花説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の報道の内容の真偽につきましては私どももそれがすべて真実だとは思つておりませんけれども、私どもが捜査をしている過程で見えておきますと、暴力団等の反社会的勢力が金融機関の行う債権回収を妨害する事案が多数見られることは事実でございます。

警察におきまして、債権回収の妨害に関連して検挙いたしました事件は、平成五年から七年の三年間では二十三件でございましたが、平成八年には五十六件、平成九年には八十七件といふふうになっておりまして、その大半は暴力団等によるものでございます。

これらの妨害行為の態様についてでございますけれども、債権の担保物件であります土地や建物に不法に占有したり、これらの不動産に虚偽の賃借権や抵当権の登記を行つたり、あるいは担保物件の任意売却による担保の解除を強要したりする

ことによりまして、立ち退き料、登記抹消料、仲介手数料、担保物件を安値で購入した後の転売差益等を得ようとしているものが大半でございまして、警察におきましては、これらの行為について、競売入札妨害罪や公正証書原本不実記載罪等により検挙しているところでございます。

また、妨害事案の捜査や金融機関から得た情報等によりまして、これまで私どもが検挙をいたしました事例以外にも多数の暴力団等による回収妨害事案があるものと推定されるところでございまして、警察といたしましては、暴力団等に多額の利益を得させないとの観点からも、これらの事案の把握等取り締まりに努めているところでございます。

警察におきましては、平成八年一月に警察庁及び都道府県警察に金融・不良債権対策室を置くなど所要の体制を整備いたしました。関連事犯の取り締まりを推進してきたところでございまして、今後とも引き続き警察の重点課題の一つとして一層の取り組みを推進することといたしております。

そのため、回収を妨害されております債権者たる金融機関との連携を一層緊密にすることとしておりまして、預金保険機構、住宅金融債権管理機構等につきましては、既に平成八年以降の緊密な連携によりまして、多数の妨害事案から暴力団等を排除することに成功いたしております。

その他の金融機関、例えば銀行、生保、信金、信組、農協、一部ノンバンク等につきましては、昨年十月以降、連携のための新たなシステムを構築いたしました。金融機関が把握をいたしました妨害事案を警察に御連絡いただいております。それらの事案は既に二百件を超えておりまして、それらのうち、検挙を通じて妨害を排除いたしましたものもございまして、また金融機関が暴力団等の威力にためらうことなく民事上の諸手続が進められるように、警察においてできる限りサポートをしておるところでございまして、この点でも既に相当の成果を生んでいるところでございます。

今後、これら金融機関のほか、関係機関、団体とも協力を深めながら、暴力団等が不良債権の回収妨害により多額の利益を得ることのないよう努めてまいりたいと考えておるところでございまして。

○上田(勇)委員 最後にもうひとつ、通告はしていないのですが、大臣の御所見を伺いたいと思うのです。

今、この記事の内容などについて、私の友人でアメリカの投資銀行に勤めている者にちょっと聞いたところ、やはり彼も、不動産債権を買取ったアメリカの企業が放火されたとか脅迫を受けたというふうなニュースは実際に聞いているというふうな言っていましたし、実際、その暴力団の介在が、投資を行おうという意欲があっても、最大の障害の一つになっているということも述べておりました。また、彼は、やはり日本のこの低迷する景気を回復していくためには、もちろん財政政策も重要であるけれども、それよりむしろこの暴力団対策を強化していくというの方が有効なんじゃないかというふうなことで言っております。

大変残念なことであるのですが、外国からこういうような形で見られているということ、またこれからどういふふうに対処をされていくのか、これまでの議論も踏まえまして、最後に大臣にひとつ御所見を伺えればというふうに思います。

○下稲葉国務大臣 今委員御指摘のレポートも私、読ませていただきました。一やぐさ株式会社「です」という。

今警察庁の方からも話がございましたように、御指摘のような事案の検挙件数というのは相当上がってきていると思います。実際、まだ水面下で動いているやつもたくさんあるのだからと思います。やはり私も、そういうふうな水面下の、アングラのいかにわしい勢力が日本の経済社会の中に浸透しているということ、しつとあるというところは非常に遺憾なことでございまして、それこそ法と証拠に基づきまして重点的にやってま

いりたい。これまでの一連の総会屋の事件等々との絡みにおきましても、やはりそういうふうな感じがするものですから、十分関心を持って、国際的にも間違いないような警察のあり方というものを追求してまいりたい、このように思います。

○上田(勇)委員 ひとつその点よろしくお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

ただ、では二重譲渡の防止はできないのかというところでございますが、債権譲渡を受けようとする者、この者は譲渡人に対して当該債権が既に登記されているのではないかと、されてないということを証明してください、これは要求できるわけでございます。これは登記制度を使うことによって譲渡人は容易にその証明がとれるわけ

午後一時四十分開議

○笹川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。漆原良夫君。

○漆原委員 平和・改革の漆原でございます。

まず、債権譲渡の登記というのは今回初めてのことで、ちょっとお尋ねしたいのですが、不動産登記が物権ごとにつくられていたのとは違って、債権ごとの登記というのとは不可能だと思ってしまう。したがって、同一の債権が二重に登記されるという可能性があると思えます。

そこで、本登記の制度上、登記官によって二重登記を排除する等、そういう二重登記を防ぐ措置は新しい登記法上講じられるのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○森脇政府委員 御指摘のとおり、債権と従来の物権の登記とは大きく異なるところでございまして、本法律案は、債権が二重に譲渡され得るものであるということを前提といたしまして、そのような場合における譲受人間の優先関係を決定するための対抗要件、その特例を定めるものでございます。

したがって、本法は、債権の二重譲渡を防止しようとする目的を有するものではございませぬ。二重に債権譲渡の登記がされた場合であっても、その優先関係は登記の先後によって決まるということとなりますので、特段の問題は生じないのではないかと考えているところでございます。

したがって、そういった観点からいって、二重譲渡の防止がたやすくできる、こういう面はございます。

○漆原委員 今証明書の発行という話が出たわけですが、この証明書を発行する指定法務局、これは現在幾つぐらいのことを考えられておられるのか、また、どこに置くつもりなのか。それから、複数の指定法務局ができた場合には、その登記ファイルの原本、これは一体どこに置くかとお考えなのか。この辺をお尋ねしたいと思えます。

○吉成説明員 制度の発足当初におきましては、今のところ、東京法務局のみを指定法務局といたすというふうに考えております。東京法務局が全国の債権譲渡登記に関する事務を所管することになります。

その後、この制度につきまして、相当円滑に利用されるというふうな状況がございまして、東京法務局以外の法務局におきましても追加して指定するということをお考えしております。

それから、将来的に、今申し上げましたように、複数の法務局におきまして債権譲渡登記に関する事務を行うことになった場合にどうするかという問題でございまして、債権譲渡登記ファイル、これに登記をするわけでございますけれども、このファイルそのものを一カ所で集中管理する、一元的に管理をする。したがって、全国各地に所管する登記所がございまして、その登記所から一元的に集中管理しているところにアクセスしていただく、そのことによって重複の登記というふうなものを防止するというところでございまして、一つの法務局において債権譲渡登

記ファイルを調査するという事はできません。すべての法務局で同じように申請人の方が調査をしていただくというような必要性はございません。

○漆原委員 わかりました。

では次に、本法案の第七条は抹消登記の申請について規定しておりますが、この抹消登記の申請権者を譲渡人と譲受人としておりまして、債務者からの抹消登記の申請は認められておられない。そこで、仮に債務不存在の確定判決をもちつたとか、あるいは裁判所の和解調書で、和解で債務不存在が確定したとか、こういう場合に、その確定判決あるいは和解調書を添付して直接債務者から抹消登記の申請を認めてもよいのではないかと、うふうに考えますが、この点はいかがでしょうか。

○森脇政府委員 この点につきましては、この債権譲渡登記というものの性格に深くかかわっている問題でございます。ここで公示しようとしている事項は、債権譲渡の事実を公示しようとしているものでございまして、したがって、当該譲渡された債権の中身、その債権が存在するかどうかといったような点は公示の対象にならないというふうに考えておるところでございます。

こういった観点から、いかに登記を誤りのないものとするかという方法の一つといたしまして、それは債権譲渡登記によって利益を得るものを登記権利者として、それによって権利を失うものを登記義務者とするという形で構成いたしまして、このことによって登記の真実性、つまり債権譲渡の事実ができるだけ真実のものが担保されるようにという制度を構築したところでございます。

抹消の点についてお尋ねでございますが、これは今の考え方と全く同一でございますが、抹消の登記につきまして、その登記の利益がある者、それはもとの譲渡人、それからそれによって権利を失う者、それはもとの譲受人、こういうことになりますので、この両者が共同申請することによって登記の、すなわち債権譲渡事実の真実性を担保しよう、こういう考えに当たったものでございまして、債務者はこの登記によって法律上の不利益は受けない、こういう考え方に立っているわけでございます。

ただ、今先生から御指摘ございましたとおり、事実上債務者として表示されていることによる何らかの影響、こういうものはあつてはならないというふうに考えておるところでございます。この点については、よく周知を図っていかねばならない問題だというふうに認識いたしております。

○漆原委員 確かに、法律上の不利益かどうかという点、幾ら存在しない債権が登記法上に表示されていたらとしても、ないものはないわけですから、不利益はない。法律上のいわゆる不利益はなにかもしれない。しかし、表示されていること自体、そしてまたその債権がさらに譲渡の対象になるという点から、また新たな債権者から請求されるという事実上の問題は残るわけですね。

債権の譲渡をしやすいうようにしようという法律の趣旨はわかるのですが、一方、債務者の保護という点も図っていかねばいけないのじゃないかな。何とかそういう確定判決、裁判所の和解調書がある場合には、債務者の方から抹消を求めるというふうな方法はとり得ないものなんではないか。重ねてお尋ねしたいと思うのです。

○森脇政府委員 今委員御指摘になりました事実上の不利益というものが存在するということは、これは幾ら法の趣旨が徹底されても、なお誤解する人が出てくるという余地はあり得る問題であらうというふうに思っております。

ただ、この問題は、いわば登記制度全体にかかわる問題でございますし、さらには、他の近接した制度、例えば、債権差し押さえ、仮差し押さえの場合、第三債務者というものがどういふ扱いを受けているかという点と、この整合でありますとか、種々の点を十分検討して対応すべき問題であらうという認識を持っております。先ほど申しましたとおり、事実上の不利益は絶対生じないという性格のものではないでございます。この点については多少お時間をいただいで検討させていただきますというふうに考えております。

○漆原委員 即座でなくても結構でございますが、どうかお考えをいただいて、しかるべき方法をおとりいただければ大変ありがたい、こう思っております。

それから、対抗要件についてお尋ねしますが、本法案ができることによりまして、対抗要件というものが三つになるわけですね、民法の対抗要件とそれから特定債権法による対抗要件、それから本法による登記による対抗要件。三つが競合し、併存するという関係になると思うのです。

そこで、債権の二重譲渡がなされて、登記の日付と特定債権法による公告の日付が異なった場合に、これはあり得ることだと思ふのです。この場合には、対抗要件としてはどちらが優先するのでしょうか。

○森脇政府委員 この関係は、債権の譲渡の対抗要件というものは、対抗要件との対抗要件の問題、第三者の間での対抗要件の問題、この二つがございまして、これを区別してお答えさせていただきます。……（漆原委員「第三者でいいですよ」と呼ぶ）第三者間のときには、登記と公告、いずれか先になされた方が優先するという関係でございます。

対抗要件の対抗要件につきましては、登記の場合には債務者への通知ということが前提となりますが、その上で登記の時期と公告の時期の先後による、こういう関係になるわけでございます。○漆原委員 いずれにしても、三つ併存している以上、どれでもいい、一番早い方で確定するんだ、こういうことになるわけですね。私が昔習った本には、対抗要件というのは食うか食われるかの関係だ、したがって一個しかないんだという話を聞いたのですが、これは三つもあるということになりますと、食うか食われるかの方法が三つもあるんだということで、非常に混乱

するなという実感は持っております。一般の不動産の登記は、受理してから登記まで結構何日かかるわけですね、間隔があります。したがって、その間に二重譲渡されたら、その間にまた対抗要件を備えられたりすると、そこで権利関係が錯綜するということ、不動産登記法では、これは受け付け番号の順番に従って登記するんだというふうなことで解決しているわけですね。

だから、この本法案の登記による対抗要件でも、登記申請をした、即座に登記ができるというのがベストな状態だと思ふのです。そういう方法はお考えになっているのかどうか、そういう方法があるのかないのか、あれば教えてもらいたいなと思ひます。

○吉成説明員 先生御指摘のとおり、これは、債権譲渡の登記制度、特定債権法の公告それから民法の通知と、三種類の対抗要件制度がございまして、いずれもが早くしなければならぬ。したがって、債権譲渡登記もこれは非常に迅速な手続が要請されるというふうに考えております。

したがって、この債権譲渡登記の申請が、ありました場合には、私どもといたしましては、原則として、申請の日即日処理をするというふうなことを考えております。

それから、本日にできるのかということでございますけれども、即日処理を行うために、債権譲渡登記事務につきましては、法律案にも書いてございますけれども、電子情報処理組織により取り扱うことを予定しております。また、登記申請の方も、これはこれから政令等で書こうと思っておりますが、フロッピー等の電子媒体を利用した登記申請をしていただくように、そういうふうな形で規定を置きたい、そういうふうなことを考えております。したがって、相当多数の債権の譲渡についての登記の申請がございまして、即日処理は可能ではないかなというふうに考えております。○漆原委員 フロッピーによる処理をするとお聞

きして少し僕は安心しているのですけれども、例え十六条で、登記事項は政令で定めるとなっていますね。この政令で定める際に、フロッピーを添付書類の一つとして出させるということぐらいの思い切った措置はとれないのでしょうか。

○吉戒説明員 まさに御指摘のとおりでございます。申請書としてフロッピーを扱うというような形で考えております。

○漆原委員 そういふ格好で登記ができれば一番早い、確実だな、対抗要件が三つあったとしても皆さんは自然と債権の登記を使うだろう、こう思うのです。

そうだとすると、逆に、特に特定債権法による債権譲渡の公告という点が法人がやる債権譲渡に競合すると思うのですけれども、この特定債権法による債権譲渡というのをやめて、もう登記に一本化したらどうか。民法の原則はこれはしょうがない、法人がやる場合は全部登記というふうに統一したらいかがでしょうか。

○森脇政府委員 この点は大変難しい問題でございます。特定債権法の方は既に施行され、恐らくは皆さんの公告についての経験、またそれを前提とする規制権限がいかに適正に行使されるかという問題と絡んで既に実施されているものでございます。その一部が公告制度である、こういうことでございます。

私どもの法律は、確かに公告制度のいわば弱点として学者等によって批判されているところも踏まえまして今回の制度を構築したわけでございまして、何分にもこの点につきましてはまだ未経験の分野もあるわけでございまして、この法案が成立いたしました際には、十分な国民への周知を図った上で実施し、私どもの扱っております登記制度としても、これに全力を挙げて、誤りのない法の執行を目指したい。そういういわば実績の上で、他省庁の所管の法律でございますが、見直した方がよいのではないかとという評価がなされるようであれば、私どもの方から所管庁の方に協議を

お願いする等、いろいろなチャンネルを使って調整を努力するというのは、できる余地が出てくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○漆原委員 次に移ります。

本法案の二条の二項によれば、債務者に対する通知、これは債務者に対する対抗要件になるわけですが、これは譲渡人もしくは譲受人が行う、この規定されております。民法の原則では譲渡人限定しておるわけですね。したがって、譲受人が債務者に対して譲り受けの通知をしても、これは対抗要件にならない、こういう条文になっておるわけですが、まず、民法四百六十七条で譲受人による通知を認めない理由は、一体どうお考えなのかということ、本法案でこれを認めた理由はどのようなことなのか、その辺を二つあわせてお尋ねしたいと思います。

○吉戒説明員 民法の場合に、債権譲渡の通知を譲渡人それから譲受人、どちらがするのかわからない問題につきましては、既に最高裁の判例がございまして、譲渡人であるというふうになされております。これはなぜかといいますと、譲受人ができるというふうにいたしますと、これは仮装の債権譲渡に基づく通知があり得ますので、そういう事態を防止するというのではなからうかと思えます。

しかしながら、本法では、先生御指摘のとおり、譲渡人、それから譲受人、いずれも通知をすることができるといふふうにしてあります。これはなぜかと申しますと、債権譲渡登記そのものが譲渡人と譲受人の共同申請でなされる。その上で、通知をする際には、登記事項証明書を交付して通知しろというふうになっております。ということは、その譲渡登記がなされたということは、登記所が公で公証をいたしておりますので、こういう場合には、そういう証明書添付しての通知でございますから、譲渡人がやってもいいし、譲受人がやってもいい。まあいずれでもよろしいのではないかと。また、実務的にも、債権譲渡に

よって利益を得ますのは譲受人でございますので、譲受人の負担において登記事項証明書を交付した通知をさせるということも、これまた実際にならざるを得ないかなというふうに考えるわけでございます。

○漆原委員 今のお話で、譲受人に認めさせる理由として、共同申請であるということが一つ、それから、登記所が発行した登記事項証明書を送る、この二つを理由として挙げられたわけですが、ただ、我が国の登記制度は、登記官に実質的な契約の有効性の審査権がないわけでは、形式上、書類が整ってあれば、これは受理しなければならぬ義務がある。これは多分、債権譲渡登記も私は同じだと思うのです。

そうだとすると、やはり幾ら共同申請であつても、仮装の債権譲渡、仮装の登記ということは可能なわけですから、本当に譲渡人がオーケーしていかどうかということまで見られないわけですから、書類上、譲渡の意思があらわれていれば、登記官は受理しなければならぬ、登記しなければならぬ。それから、登記事項証明書といたしても、登記されていることだけであつて、決してそれは真実の証明ではないということになるわけでしょう。

そうしますと、実質的審査権のない我が国の登記制度においては、共同申請ということと登記事項証明書があるからという理由は、ほとんど理由にならないんじゃないかと僕は思うのですが、いかがでしょうか。やはり仮装譲渡というのは行われ得ると思う。

○吉戒説明員 先ほど来から御答弁させていただいておりますように、仮装の譲渡ということはありません。

ただ、これもちょっといささか法律論に帰しておりまして恐縮でございますけれども、この登記はあくまで債権譲渡の事実を登記するわけでございまして、債権の存在でありますとか、あるいは譲渡の真正というものを証明するものではないというところでございまして、仮装の譲渡があり、

それを受けて登記申請があつて登記がなされて、さらに登記事項証明書が出されたという場合でも、その登記事項証明書は、まあ内容的にはほとんど無意味なものでございまして、債務者の方としては、それは無視していただいていいのではないかなというふうに思うわけでございます。

○漆原委員 債務者としてみますと、だれに払わなければいけぬのかということは、大変なことですよ。債務者が債権譲渡で一番恐れるのは、二重支払いの危険性を負うところがある。一番債務者に不利なところなわけですね。

ある日突然、全く見たことも聞いたこともない会社から、あなたの債権を譲り受けました、ついでに登記所が発行したこういう証明書があります、今後は私のこれこれこういう口座にお支払いくださいという連絡が来ると思うのです、通常は

そうすると、まあ、例えば、家のローンだ何だかんだで何十年も払わなければならぬ債権が譲渡された場合に、毎月毎月払つていかなければならぬわけでしょう。そうすると、多額の金を譲渡人に払うべきなのか、本当に譲渡が有効になされて譲受人が本当の権利者なのか。これは債務者にとつてみればわからないことなんですね。その都度、譲渡人に確認をしなければならぬ。本当に債権譲渡をなされたのですかと。譲渡人がちゃんばらんな答えをしたら、全く真実の判断はつかない。しかし、二重支払いの危険性は必ず債務者が負う、こういう不利を負っているわけですね。

仮に、私、弁護士と相談が来た場合にどうするかという、多分、供託しないよと。争いがある、どっちかわからぬ場合、供託しないよというふうに行うかと思うのです。そうしますと、供託は毎月月末に行かなければならぬ。支払い日に毎月行く。お金も少しかかる。毎月、東京の大手町に足を運ぶ。月末はもう供託がいっぱいありまして、借地借家や家賃の供託がいっぱいありまして、一時間か二時間待たされるのです。

法律上は不利があるかどうか知らぬけれども、事実上、物づく不利があるのですね。そういうものを、幾ら債権譲渡を円滑にするという法律だとしても、関係のない債務者にそういう負担を負わせていかどうかというのを僕は心配するのですが、この点、いかがですか。

○吉戒説明員 先生御指摘のとおり、債権を譲り受けていない者が債権者から、例えばだまし取った書類を使いまして登記の申請をする、そしてその上で登記事項証明書の交付を受けて、それを添付して通知をして、債務者に支払い請求するという事態は、おおよそあり得ないわけではございません。そういうふうな場合にどうするかということなんです。

これは一つの大きな法律問題でございますが、こういうふうな場合に、債務者が、やはりその通知は登記所が出したものだから真正であらうというふうに考えまして、信頼して、弁済したというふうな場合に、どういうふうな法律問題が起きるかということでございますが、弁済の有効性ということでございます。

これは先生御承知のとおり、民法で四百七十八条という条文がございます。これはいわゆる債権の準占有者に対する弁済の規定でございます。一般の取引觀念に照らして、債権者であるとして弁済をした場合には、その弁済をした者が真の債権者であることを信じたことについて過失がなかったことを条件といたしまして、弁済は有効であるというふうにいたしまして、免責されます。それで、委員御指摘のような場合にどうかということでございますが、これはもちろんその個別具体的な事実によつて違つてくると思ひますけれども、私どもとしては、こういうふうなことを考えております。つまり、一般に登記事項証明書を交付して債務者に通知をしたいわゆる詐称譲受人が、詐称譲受人というのは、債権譲渡の登記それから登記事項証明書、そういうものの趣旨からいいますと、多くの場合には民法四百七十八条に言う準

占有者に該当するのではないかと。したがって、そういうふうな場合には、これを真の債権者であると過失なくして信頼して弁済した債務者は、四百七十八条で免責されるというふうに考えます。

○漆原委員 わかりました。時間がないので、済みません。

先ほど来申し上げておりますように、登記事項証明書にそんなに力点を置いてもいいのか。これは登記されておるだけという証明書でしよう。登記官に審査権がないわけですから、何にもそこに有効性というのは含まれていないのです。

ただ、それでも準占有者だということであれば、それは僕はいいのですよ、それならば裁判官が余計な判断をしないようにぜひ、それを持って

いる人は準占有者なんだ、したがって払えば免責されるのだという一項をこの条文で設けてもらいたいなと思つてゐるのですが、どうでしようか。

○吉戒説明員 なかなか難しい御質問でございますけれども、私が申し上げましたのは、債務者の保護は民法の既存の規定で十分足りるのではないかと。したがって、今回の法案の中にはそのような規定を置く必要はないのではないかなというふうに考えておるわけでございます。

参考までに申し上げますと、例えば、偽造の領收書を用いて代金の弁済を受けたという場合も債権の準占有者に当たるといふふうに判例で言われておりますので、それに比べますと、登記所が出した証明書を信頼して支払った者については四百七十八条の準占有者に対する弁済ということでは免責されるのではないかなというふうに考えるわけでございます。

○漆原委員 残念ながら時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○笹川委員長 遠増拓也君。

○遠増委員 自由党の遠増拓也でございます。今国会、この法務委員会に規制緩和関連の法案がかなり出てきてゐるわけでありましてけれども、

きょうのこの債権譲渡の対抗要件に関する民法特例法案、これもそういう規制緩和関連の法案というところでございます。

債権流動化によりまして金融システム改革を進めていく、もともとそういう規制緩和という長期の課題にこたえるものであると同時に、今日、金融機関が不良債権を抱えて四苦八苦してゐる、そういう問題を解決して力強い経済を回復していきうという背景があるというふうに承知しております。

今回のこの法案によつて、例えば不良債権を抱えた銀行でも、優良債権部分について、特別目的会社を通じて債権を流動化させて少しでも有利な運用をして利益を得ていく、そういう仕組みが確保されるわけでありまして。

万が一ということでありまして、余り考えたくない事態ではあるのですが、もともと債権を持っていた銀行等金融機関がおかしくなつて破綻したような場合に、債務者との関係においては、直接の関係はまだまだ金融機関等の債権者が持つてゐる。そういう中で、特別目的会社を通じて証券化されてしまつたその債権と債務者との間がつながりが絶たれてしまふ、そういうことになつて全体の仕組みが混乱してしまふのではないかと懸念が持たれるわけでありまして、この点はいかがでしようか。

○吉戒説明員 債権譲渡の登記をした後に譲渡人が破産したというふうな事態を御想定だと思ひます。

そういう場合に法律関係はどういうふうになるかということでございますが、債権譲渡の登記だけでございますので、対債務者との関係では債権譲渡の効力がございまして、いわゆるSPCは自分が債権者であるというふうに主張することはできないという状態でございます。したがって、対債務者との関係では、もとの、原債権者が債権者である。

そういう場合に、原債権者が破産宣告を受けたというふうな状態でありまして、債務者に対する

債権が破産債権になつていくことにならうかと思ひます。あるいは、その前に既に弁済をしておるといふようなことでありまして、当然、債務者はそれによつて免責されるということでございますので、譲受人であるSPCと債務者との間では何か問題が起きるというところは想定しがたいというふうに考えております。

○遠増委員 では次に、やはり不良債権という問題との絡みでなつていけるけれども、この特別目的会社を通じて証券化されているわけでありまして、この法律、新しいスキームを利用して、優良債権ではなくて不良債権をいわば流動化させていく。これも正しい形で不良債権が流動化して処理されていくならいいのですけれども、例えば、暴力団のようないくつかの特別目的会社をつくつて、非常に安かつた安い不良債権を引き受け、それを証券化してもうけながら、同時にその債務者に対しては暴力的な取り立てをするとか、そのように暴力団のような存在がこのスキームを利用して債務者に迷惑をかけるつもりで、そういうことは起こらないのかどうか、質問したいと思ひます。

○吉戒説明員 制度をおつくりしました場合に、およそこれを悪用する者はいないというところは保証の限りではございませんので、確かに委員御指摘のとおり、そういうふうな不法な集団が債権の譲渡を受けて取り立てをするということは考えられるところでございます。

ただ、いささか繰り返しになりますけれども、この制度のもとでは、譲受人が債務者に対して自分が債権者であるということを主張するために、債権譲渡の登記を受けるはかに、さらに登記事項証明書を交付して通知するということが必要でございます。この点からいいますと、民法の債権譲渡の対抗要件の具備よりもはるかに手続的には負担が大きいわけではございませんので、おっしゃるような暴力団のようなものが二重の手間暇をかけてこういう制度を利用するのかなというところは若干疑問なところでございます。

債権が破産債権になつていくことにならうかと思ひます。あるいは、その前に既に弁済をしておるといふようなことでありまして、当然、債務者はそれによつて免責されるということでございますので、譲受人であるSPCと債務者との間では何か問題が起きるというところは想定しがたいというふうに考えております。

○遠増委員 では次に、やはり不良債権という問題との絡みでなつていけるけれども、この特別目的会社を通じて証券化されているわけでありまして、この法律、新しいスキームを利用して、優良債権ではなくて不良債権をいわば流動化させていく。これも正しい形で不良債権が流動化して処理されていくならいいのですけれども、例えば、暴力団のようないくつかの特別目的会社をつくつて、非常に安かつた安い不良債権を引き受け、それを証券化してもうけながら、同時にその債務者に対しては暴力的な取り立てをするとか、そのように暴力団のような存在がこのスキームを利用して債務者に迷惑をかけるつもりで、そういうことは起こらないのかどうか、質問したいと思ひます。

○吉戒説明員 制度をおつくりしました場合に、およそこれを悪用する者はいないというところは保証の限りではございませんので、確かに委員御指摘のとおり、そういうふうな不法な集団が債権の譲渡を受けて取り立てをするということは考えられるところでございます。

ただ、いささか繰り返しになりますけれども、この制度のもとでは、譲受人が債務者に対して自分が債権者であるということを主張するために、債権譲渡の登記を受けるはかに、さらに登記事項証明書を交付して通知するということが必要でございます。この点からいいますと、民法の債権譲渡の対抗要件の具備よりもはるかに手続的には負担が大きいわけではございませんので、おっしゃるような暴力団のようなものが二重の手間暇をかけてこういう制度を利用するのかなというところは若干疑問なところでございます。

債権が破産債権になつていくことにならうかと思ひます。あるいは、その前に既に弁済をしておるといふようなことでありまして、当然、債務者はそれによつて免責されるということでございますので、譲受人であるSPCと債務者との間では何か問題が起きるというところは想定しがたいというふうに考えております。

ただ、この法案は、債務者を保護するために、例えば二重弁済の危険を防止する手当てをした、あるいは債務者のプライバシーの保護に配慮した情報開示のスキームをつくっており、それとなく現在の民法上の対抗要件の制度よりも債務者が不利益を受けることがないようにしてあるつもりでございまして。したがって、この法案ができたからといって、およそ債務者が不利益を受けるというふうな事態はちよつと想定しがたいというふうな考えでおります。

もつとも、最終的に、委員御指摘のようにそういう暴力団のようなものが債権回収を働く、その際に違法な行為をするというふうな場合でございまして、これはもちろん一般論でございまして、けれども、刑罰法規の適用によって厳正な解決が図られるのではないかなというふうな考えるところでございまして。

○達増委員 今回の法案、これによって不良債権問題が一気に解決したりとかという話ではないわけでありまして、今の日本経済の状況の中で、少しでも事態を改善していくために役立つような形で利用されていくべきだと思います。

不良債権問題ですとか、またその背景にありまして日本経済全体の低迷、さらにその背景にある行財政の問題等々、そういうところ全体が解決される中で、債権流動化というものが日本の金融を改革していくような役割を担っていると思いますけれども、民間、そういう金融業界の中からも非常に強く求められていることでもありますので、まず、対症療法的なところもありますが、一日も早く活用できるような格好になればいいんだというふうな思いをします。

さて、今もこの法案の背景として、今の日本の経済状況や金融問題等に言及いたしましたけれども、ちょうどこの一年というのは、日本の銀行、証券会社等の体質、さらにそれを監督している大蔵省、日銀との関係、または大蔵省や日銀自体の体質、そして、そういう金融行政等を最終的に担保するといえますか最終的にチェックする政治家

の体質、こういったことが非常に問題になり、その改革が叫ばれてさまざまな制度改革が進められているわけでありまして、ちょうどそれと並行いたしまして、検査によりまして非常に劇的に検査や逮捕が進展した、そういう一年であったと思います。

昨年五月、総会屋の小池隆一氏逮捕以来、野村、山一、大和、日興という四大証券会社で逮捕者が相次ぎ、関連で第一勧銀からも逮捕者が出て、その総会屋問題に端を発した捜査、逮捕はさらに大蔵省、日銀の接待疑惑というところでことし逮捕者が出て、野村、東京三菱、三和、住友、あさひ、興銀といったところに捜査、摘発が広がったわけでありまして。また、その間、新井将敬議員の逮捕請託請求が出る等、銀行、証券会社、そして官僚、政治家と、今までに例がないような検査の活躍がありまして、そういう日本の金融にまつわる体質を変えていかなければならない、このままではだめだという認識が広まり、また、その改革も進んでいくというふうな方向に動いているんだと思います。

ちょうど今国会、検査問題について本格的にまだ取り上げたことがなかったもので、この機会に幾つか質問をしたいと思っております。

まず、こうした検査の活躍に対して、これは大変結構なことだ、特にこの金融関係、官僚の接待汚職も含めて、この際どんどんと捜査、逮捕してほしい、そういう国民の声もあるわけでありまして、これも、日本の銀行や証券会社の体質の改善ですとか、官僚、政治家の体質の改善ですとか、そういう効果を意識しながらやっていただきたいと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

検査の捜査と申しますか、検査官の職務に関するまことに基本的なあり方に対する質問でございまして、私も、私どもとして、この問題につきましても、基本的なあり方についての考え方を述べさせていただきます。

検査官は常に、これはありきたりの言葉でございませうけれども、法と証拠に基づきまして刑事事件を適切に捜査、処理すべき責務を負っており、その職責によって、個々の事件の捜査、処理に当たっているのだから、格別何らかの意図を持って一定の捜査を進めていくということとは私はないものと考えております。

ただ、検査が警察からの送致事件を捜査、処理する場合、またみずから独自に捜査、処理する場合、いろいろございまして、いわゆる犯罪による被害者があって被害者から告発等々の申告がなされる場合を除きまして、いわば社会的なシステムのなかの被害者のない犯罪というものがあつて手をつけていくと申しますか、捜査活動をしていくという場合に、さまざまな端緒があらうかと思われまして。

その中で、やはり検査としては、ある一定の社会的な問題がそこにあると考えられた場合に、さまざまな関係から、そのような端緒について、いわば調査を進めてまいりまして、まさに証拠に基づいて、社会的な事実としてどういうことが認定できるかというのを積み上げた上で、それに対して法の適用を考えていくことが基本であるわけでありまして、それが検査に課せられた責務であらうと考えてございまして。

○達増委員 そうしますと、この一年間の一連の金融腐敗ですとか官僚汚職、腐敗問題等の捜査、逮捕の展開については、特に体制改革とかそういう意図でやったわけではなく、たまたま最初、小池氏に対する野村証券の利益供与の問題から始まったわけですが、そこで出てきた証拠に基づいて、いわば芋づる式に展開したという事情なわけでしょうか。

○原田(明)政府委員 具体的な捜査の展開と申しますか、その過程に関するところでございまして、答弁は差し控えていただくかなければならぬのでございまして、せつなかの御尋ねでございまして、一般的な物の考え方についてお

答えを許していただくなら、やはり、一連の社会的な事象がある、それに対して検査が捜査また処理をしてまいる場合に、さまざまな事象がそこで発生してくる。その中で、例えばいろいろな形で情報が寄せられたり、あるいはその事象の中から、ある種の問題が出てくるというふうなことがあつて、そういう中で一つ一つの事実を丹念に積み上げていく中で、やはり放置できない、いわば国家の刑罰権を発動しなければならぬ事実が確定されていくという場合には、まさに厳正公平にそれに対処していくというのが検査の姿であらう、こう思います。

○達増委員 私も、一般論の枠組みの中でもう少し関連の質問をさせていただきますけれども、一つ一つの事実を積み上げながら、法と証拠に基づいて捜査を展開、進めていくという場合、一度に大量のそういう事実が明らかになり、大量の証拠が出てきたときに、そこから一度にたくさんの方の立件の可能性が開けることがあると思ふんですね。ですから、ステップ、ステップを踏んで順を追って先に進むというのではなく、一度に、放射状に広がりますかショットガン方式といえますか、そういう展開が見えてきた、その場合、行政として、検査も行政としてやっているわけですから、限られた人数や時間の中で、これをどういう優先順位をつけてやっていくか、そういう仕事上の問題が出てくると思ふんですが、そういう場合、どのように進めているんでしょうか。

○原田(明)政府委員 この問題も一般論としてお答えさせていただきますけれども、委員御指摘のような、検査活動の中でさまざまな事象が生じてくる中で、非常に数多くと申しますか多方面にわたる事象が認識されるということにはあらうかと思ふ。その場合に、やはり問題は、委員も御指摘のような人的資源それからその態勢等も考えながら、適切な形で捜査を遂げていく、そして、事象の真相を解明するということに徹す

とすることが檢察の一義的な責務であろうと思
うわけですが。

個々の事件の着手時期ということになります
と、そのような職責を踏まえまして、その都度事
案の性質、内容等に応じて檢察は判断している
のと考える次第でございます。

○逓増委員 例え、担当の人数をふやしたりし
なければならぬとか、そういう捜査態勢の
転換といえましょうか、そういうのを図らなけれ
ばならないときがあると思うのですけれども、そ
ういうタイミングはどのようにやっているの
でしょうか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

檢察当局におきまして、まさに与えられた職責
を果たしていくために、その時々で配置では賄え
ないという事態が生じてくるのは御指摘のとおり
でございます。

そうした場合に、かねて檢察態勢といたしまし
ては、一応の各庁の配置人員、これは檢察官、檢
察事務官も含めたものでございますが、決めてそ
れぞれの状況に対応していくわけでございますけ
れども、場合によって地域的に偏在して、あるい
はある庁に集中してある事態が生じてくるという
場合には機動的に対応できるように、常にそのよ
うな措置をとれるようにということで配属しなが
ら態勢を整えているというのが実情でございま
す。

そのために、ふだんは通常の事件を処理してい
る中で、人員を割いて、若干待てるものは待つと
いう形で人員を供出するというのを、通常の場
合ある庁の中でそういうことが行われることもご
ざいますし、例えば各地方檢察庁の枠を超えて高
等檢察庁の管内で融通し合うということもござい
ます。

また、全国的な応援態勢というものを短時間で
遂げてやっているということもございます。そう
いう場合には、それぞれの庁のほか、それを統括
していく高等檢察庁、さらには最高檢察庁におい
て、その時々の実情に応じて人員のやりくりをし

ていく、そして事態が解決されればもとに復して
いくということ、いわば全国的な機動的な処理
態勢のもとで職務を果たしているというのが実情
でございます。

○逓増委員 今二つの質問で、非常に大規模な関
連する事件が発生した場合にどういうふうな捜査
に着手していくのか、またはそれを拡大していく
のかという段取りについて質問したわけでありま
すけれども、捜査の着手拡大も大事なのですけれ
ども、もう一つ非常に大事な問題で、いつ捜査を
やめるか、どの段階で捜査をやめるかということ
があると思います。

世間的には、捜査が始まったということは新聞
とかテレビで明らかにあって、それでどうなるの
かということ、国民は注目するわけでありま
す。問題は、まだいろいろ残っているのではない
か、そういう世論がある中で捜査が終わってしま
うことはよくあるわけでありまして、先
ほど答弁の中にもありましたように、被害者によ
る告発がない場合、隠された事件、犯人同士の関
係の中で隠されているような事件についてどこま
で捜査するのか、そういう判断をふだんどのよう
に行っているのでしょうか。

○原田(明)政府委員 お尋ねは大変重要だと申し
ますか、やはり檢察活動に関する関心の向けられ
る点であろうと思うわけですが。

この問題につきましても、やはり檢察といたし
ましては、あらゆる状況を判断して認められる事
実がある場合に、それについてやはり刑罰の目
的、その他諸般の状況に照らして刑罰権を發動す
べき事態があるという認識に立った場合には、そ
れぞれ適切な措置をとっていくことに尽き
るのだらうと思います。

ただ、ある事態が終わったというようになるとに
つきまして、一連のことについて捜査が終了した
ということを実際上わかるような形で表明すべき
場合もございまして、あるいは引き続きウオッチ
していかなければならないという場合もあるわけ
でございまして、やはりあくまでそれぞれの事態

に応じて檢察が対応していくことに尽きて
しまふのではないだろうかと思える次第でござい
ます。

○逓増委員 この一年間の一連の金融不祥事や官
僚不祥事についての捜査や逮捕、まだ終わって
は限らないわけ、今後もどんどん続いていく可
能性もあるわけでありまして、これについて
非常に世論の関心も高まっています、かつてない
くらいに檢察というのに対して世論の関心が高
まったと思うのです。それだけの報道もありま
したし、量、質ともに非常に報道がなされた。世
論の中でも、これはもっと徹底的にやることが
官僚についてももっと徹底してやらなければだめ
だとか、政治家についてももっと徹底してやらな
ければだめだとか、そういう民意が沸き上がって
形成されてくる、そういうことが今回あったと思
うのです。

それで、国会議員として、国会の中であつて
だん民意に対して配慮し、必要に応じて仕事を
やっていかなければならない、そういう観点から
見ますと、世の中を案えていくために檢察にもど
んどん活躍してもらわなければならぬ民意とい
うものは非常にこれは大事だと思ふわけですね。
ただ、先ほど檢察に関する冒頭の質問に対し
て、そもそも法と証拠に基づいて職責を果たすの
が役目だと。そういう中で、捜査をどの段階まで
やるのかという判断をする際に、世論ですとか国
会の中で行われている議論ですとか、そういう民
意というものを考慮してやるものなのではない
でしょうか。

○原田(明)政府委員 これまた大変難しい御質問
であるわけですが、一般論ということでは
お許しください。でございますが、一般論というこ
とでは、これは委員先ほど御指摘いただきました
ように、行政の一環であることに変わりござい
ません。

行政のあり方といたしまして、刑事責任を追及
すべきものをどう考えていくのかということとは
それなりに私は判断してまいらるものと思ひます。そ

れで、行政の立場ということになりますと、やは
り、例えば国権の最高機関である国会でどのよう
なことが取り上げられ、どのような関心が持たれ
ているかということについては、十分関心は払わ
れているものと私は思ひます。それは国民の声の
代表としての国会の御意思でございますから、そ
ういうものについて目を閉じるということは私は
ないと思ひます。

また、マスコミと申しますか、報道の中でさま
ざまな形でいろいろな問題が取り上げられてま
い、そうした場合に、そういうものに対してもや
はり幅広い関心を持ち、目を閉いていくというこ
とは当然だろと思ひます。

ただ、一般的に民意と申しますか、ある事柄が
起こったときにさまざまな声が出てまいります。
そういうものに個別にいわば直接的に対応してい
くということはさまざまな問題が私はあるかと思
ひます。

檢察におきましても、その点は十分考慮しなが
ら、しかしこの日本全体の国というところにつ
いて、中でのどのようなことが関心を持たれ、また論議
されているかということが関して十分配慮をしな
がらその職責を果たしていくべきものであろう、
またそのようにしているものと思ひる次第でござ
います。

○逓増委員 恐らく、檢察の仕事は、世論や国会
での議論に、直接その動向を見ながらやるという
性質のものではなく、ただ、事件の重大性によ
って今何をどこまでやらなければならぬかを判断
する際に、民意というものが恐らくは間接的に配
慮、考慮されなければならないことなのではない
と思ひます。

そういう意味で、民意を的確にとらえながら仕
事をするというのは大変難しいことではあると思
ひます。また、まさにそういう民意というものと檢察と
のつき合い方、いろいろうまくいったところもあ
れば課題もある。その辺を踏まえて一層頑張つて
いただきたいと思います。

さて、捜査について今ずっと質問をしてきたわけですが、証拠がそろってきても立件という段階になり、ここで起訴するかしないか、また起訴するとしても、略式起訴にするのかあるいは在宅起訴か逮捕か、これは政治家にとっては非常に重要な問題ですが、起訴についても、いろいろ使い分けというか、いろいろなやり方が出てくるわけですね。

そこで、話題になっているのが、刑事訴訟法二百四十八条の「起訴便宜主義」ということです。起訴するかしないのか、起訴猶予にするのかどうか、そこを判断する権限を檢察官が持っている、それが濫用されることによって、いろいろな不利益が出てくるのじゃないかという議論があるわけですね。

まず、この刑事訴訟法二百四十八条でありますけれども、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」というふうに書いてあります。これをこのまま読めば、犯人について情状酌量の余地があるときにはおとがめなしで起訴猶予もあり得る、そういうことなんだと思ひますけれども、この情状酌量をしていく際に、捜査への協力姿勢というものも含まれるのでしょうか。

もし、捜査への協力姿勢次第で起訴するとかしないとか、そういうのを決めるとすれば、実質的に、アメリカで行われているという司法取引、白状すればこれだけ刑を減らすとか、そういう司法取引と同じようなことを認めることになると思うのですが、この点はいかがでしょう。

○原田(明)政府委員 お尋ねの刑事訴訟法二百四十八条が定めているのは、まさしく日本の檢察官に認められたいわゆる起訴便宜主義を定めているものでございまして、その法の趣旨とすると、これは、檢察官において、犯罪の嫌疑があれば必ず公訴の提起を要することとしていないわけでございます。

犯罪の嫌疑があれば必ず起訴すべしというのが

起訴法定主義と講学上言われておりまして、そういう制度をとっている国もございしますが、我が国の場合は、法律により檢察官に裁量が許されているわけでありまして、ただいま条文で委員がお読みいただきましたような各般の情状を総合的に考慮して訴追の要否を決定すべきものというところで、いわばこれは実質的な公平と具体的な正義の実現を図るとともに、そのことによって犯罪の予防、これは、一般的にそのことによって犯罪の発生を予防していくという点がございしますが、特別予防と申しますか、個別にその被疑者自体が二度と犯罪を犯さないように、そういうことができれば、その措置を含むものでございしますが、そのような刑事政策の目的を十全に達成しようというものがその趣旨であらうと思ひます。

その中身は、個々の具体的な事案ごとに、この趣旨に照らしまして適正に判断してまいらなければならぬわけですが、委員御指摘の捜査への協力姿勢と申しますか、協力的な態度という点が、具体的にどういうことを意味するかという点は、いろいろあらうかと思ひます。例えば、被疑者がまさしく本心から申しますか、心から改悔の情を有しているということになりますか、そのことは供述の申身に反映されてくるわけですが、いまして、いわば事案の実体的な真実解明という点から、捜査官にとってはその点は協力的に映るという場合はあらうかと思ひます。

しかし、その点は、まさしくそういう改悔の情があるというところで情状として考慮されていくべき事柄であらうと思ひます。一般的、抽象的に捜査へ協力するということが情状に該當するまでは、恐らく言いたいと思ひます。具体的事案におきまして被疑者に改悔の情が認められることが情状として考慮される場合にも、これは、あらかじめ被疑者側と申しますか、被疑者及び弁護人と檢察官が、あるいは交渉したしまして、被疑者の供述内容、どういふことを供述するかという点と何か引きかえのように檢察官がある種の寛大な措置をとるといふようなことを合意するとい

うものではないだらうと思ひます。

そういう意味で、いわゆる御指摘のような、アメリカの刑事司法の中で行われているようないわば司法取引、いわゆる有罪の答弁、答弁の仕方によってその後の求刑も含めた措置を考へるということとは、本質的に違ふものであらうというふうに考へる次第でございします。

○達増委員 いろいろな週刊誌に載っているような記事の中には、檢察官が捜査の過程で、白状したら起訴猶予にしてやるから白状しろと言ったとか、あと、やはり檢察官が、いろいろな資料の提出とか、協力しなければ逮捕するぞ、だから協力しろとか、起訴か起訴猶予かというのがかかっているような相手にそういうことを言っているというのが載っているわけですが、こういうことは許されないことというところではないでしょうか。

○原田(明)政府委員 まさしく御指摘のとおりであらうと思ひます。

最高裁判所の判例によりまして、被疑者が、自白をすれば起訴猶予にするとの檢察官の言葉を信じて、起訴猶予になることを期待していたような供述があったというふうな場合には、任意性に疑いがあるというところで、いわば約束による自白ということと証拠能力は認められないと明確に判示しているところでございます。

そのような判例をも踏まえまして、檢察官におきましては、取り調べに当たりまして、そのような違法な取り調べを行わないように自白の任意性の確保に配慮しているものと思ひますし、またそのうすべきものと考えます。

○達増委員 この起訴猶予について、いろいろな論文等で指摘されていることで、今の檢察は確実に有罪にできる場合以外は起訴猶予にしている、と証人の関係上確実に有罪にできないのじゃないかというときには不起訴、起訴猶予にして、その結果として、裁判で有罪になる確率が非常に高い、無罪になる確率は非常に低い。そういう指摘があるわけですが、刑事訴訟法二百四十八条の

起訴便宜主義の趣旨が、それはあくまで情状酌量ということと、犯人の将来とかそういうことに着目して行われることであるとすれば、有罪にできそうかどうかという、いわば証拠の集まりやいかとか裁判の見込みで起訴する不起訴にするというのを決めるのは、これは筋違いということになると思うのですけれども、この点、いかがでしょう。

○原田(明)政府委員 大変重要な御指摘と申しますか、問題の提起だらうと思ひます。

まず、檢察官が捜査した結果、証拠によってどういふ事実が認められるかということが積み上げられてまいります。そのときに、法律に照らして犯罪を構成することが十分立証できるといふ場合には、起訴するか起訴猶予にするかということがそこで問題になるわけですが、それ以前に、犯罪を構成することかどうかはつきりしない、これは嫌疑のない場合もございしますし、嫌疑が不十分という場合もございします。檢察官が先ほど御指摘の起訴に係ります裁量権を行使するという場合は、ほぼ確実に有罪が立証できるといふ心証を得た場合に、初めてそこで考慮になることとございします。

ですから、その場合であっても、犯人の更生を願ひ、また、被害者に対する有恩措置がとられたとか環境調整がとられたとか、さまざまな事情に照らして、起訴猶予にすることがむしろ本人にとつても、また周囲にとつてもよいという場合には起訴猶予にするわけでございます。いわば起訴する場合に、ただいまの御質問の関係でいへば、ほぼ確実に有罪にできるという確信がなかったらそもそも起訴はしないという点は、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

この点につきましては、実はさまざまな考え方がございします。そのような立場をとるものですか、日本の場合、檢察官において有罪の心証がとれない場合に、しかし大変関心が高い、そういう場合でも裁判所の審判を仰ぐべきではないかといううような議論がかつてなされたこともございします。

し、そのようなことが学界でも、またさまざまな角度から議論されたこともございます。しかし、現在の我が国の状況を見ますと、起訴することによって生ずる当事者の負担感というのを考えますと、そのような、いわばやってみるというような立場からの起訴は恐らく適切ではないのではないかというところで、現在の実務が確立しているところでございます。

なお、つけ加えて申しますと、民事訴訟の場合は、いわば立証責任の配分によりまして、いわばどちらかに傾いたらそちらが勝つという関係でございますけれども、刑事事件の場合は、基本的に、検察官がすべての事実につきましても合理的な疑いの余地がないまでに立証しなければ無罪、これは、疑わしきは被告人の利益にというもので、そのような判決がなされるものでございますので、その点については、検察官は極めて慎重な検討が必要というふうに考えるのでございます。

○達増委員 起訴便宜主義というこの考え方、本質について、答弁によって大分すっきり整理されてきたと思いますが、いろいろな捜査を受けた体験、経験、それから裁判を通じた体験、経験等、いろいろ本に書かれていたり雑誌に載ったりするところで、起訴便宜主義というものが通用されているんじゃないかという指摘が少なからずあるわけでありまして、そういうのを踏まえて、有識者から、やはり検察が見逃す権限とでも言うべき、そういうものを持っていることによつて、その見逃す権限を行使する、しないで、かなりいろいろ圧力をかけたりすることができるといふ指摘もされております。

ですから、いかに起訴便宜主義を本来の趣旨に従って運用していくのかという、裏からいえば、その濫用に歯どめをかけるのかというのは非常に重要だと思ふのでございます。この点、どのように行われているんでしょう。

○原田(明)政府委員 御指摘の点も、検察官が現在の法律のもとで与えられている権限に関する基本的な問題であらうと思ふわけです。最終的な公

訴権を行使するかどうかという判断は、まさに個々の事件ごとに適正になされるべきものと承知しておりますが、その実際の適正な運用を確保するために幾つかの仕組みがつくられております。大きく分けて、まず三つあるかと思ひます。

一つは、日本の検察官は、いわば検察官独立の原則ということで、個々の検察官がその自己の責任において職責を果たしていくわけでございますが、検察官として一体として働くために、いわば決裁制度というものが設けられております。その庁によつてその仕組みがどのような層になっていくかというところは、規模によつても違うわけでございますが、少なくとも何段階かの決裁というものが行われてまいります。部内における必要な決裁を通じて十分吟味をいたし、いわば決裁官の助言と承認のもとに、検察としての一体として、不公正な措置がなされないようにというチェックが行われるというのが第一でございます。

また法制面では、これは委員も御承知と存じますが、検察審査会法による検察審査会における審査がございまして、これは、一般の衆議院の選挙権を有する方から無差別に抽出された十一人の委員によつて構成される審査会でございますが、各地方裁判所ごとに基本的には設けられておりまして、これは告訴、告発をした方とか犯罪の被害者であるとか、そういう事件についての関係者がそこに申し立てをする、そして検察官の不起訴について問題ありと感じた場合は、検察審査会の審査を求めることができます。

そして、検察官の意見、検察官がどのような理由でこの件を不起訴にしたかという点について審査いたしました。それについて異論があるという場合には、審査会の意見として、検察庁に対して、不起訴にしたことが不当であるとか、あるいは起訴すべきであるというふうなことも含めて、意見を申し述べていただくことができるようになっております。そのような決議がなされた場合には、各検察庁は、これを真摯に受けとめて、

再捜査を行うなど適切な処理をしていくというところがもう一つあるわけでございます。

さらに、一定の犯罪、特に公務員の職務濫用にわたるような事件につきましても検察が不起訴にしたという場合には、裁判所において、直接その事件を刑事裁判所で審判すべきかどうかを決定する、いわゆる付審判手続とも呼ばれますが、その場合には、準起訴手続とも呼ばれますが、そのような手続でもって検察官の不起訴処分の当否が判断されております。

この点は、先ほどの検察審査会の審査、それから付審判に係る手続は、個々の検察官にとっては大変ないわば関門でございまして、そこで取り上げられて、そこで問難されるといふことについては、極めて敏感にそのことを考えていくということと、そして、当初に申し上げました部内での決裁手続を通じて十分吟味されていくというふうに考えている次第でございます。

○達増委員 きょう私、委員会で検察問題を取り上げ、特に起訴便宜主義について質問をするつもりだということを、ある同僚議員にきょう話したら、ぜひ準ちゃん問題を取り上げてくれというふうに言われました。質問通告になかったのですが、今わかる範囲でのお答えをいただければと思うのですが、いわゆる準ちゃん事件、東京・世田谷区に住む片山準君という小学生が昨年十一月にダンブカーにひかれて死亡した。ところが、その運転手がまさに起訴猶予、不起訴ということになっており、その遺族等関係者が納得できないということ、非常に報道でも取り上げられ、また特にインターネット等を通じて広く、また新しい形で世論の関心と呼んでいる事件であります。

まず、先ほどから議論しているこの起訴便宜主義というものの、まさにこのケースの場合に適用されてしまったのではないかと指摘があるわけですので、この点、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 お尋ねの事件につきましても、先ほど私が御答弁させていただいた物の考え方は、まずと、起訴猶予ということではなく

て、いわば起訴すべきかどうか、つまり、犯罪を立証することがほぼ一〇〇%大丈夫だという確信が持てる段階で不起訴にしたということではなくて、いわば証拠の評価、検察官が証拠によって得られた事実からして、検察官の当時の判断として、そのまでの自信が持てなかったということ、範疇からいいますと、証拠がいわば、嫌疑がと申しますか、嫌疑が十分ではなかったという判断に至ったというふうに聞いております。

なお、具体的な事件のいかなる理由でそうなたかということにつきましては、現在問題になっている事件でございまして、なお慎重に見守りたいと考えております。

○達増委員 今、答弁の最後、いかなる理由で不起訴になったかについては事を見ながらということ、実はまさに、どうしてこうなったかということが、今非常に関係者の間で問題になり、世間的にも話題になっているわけでありまして、私も、この事件について、どうしてなのかということはこの場では質問しませんが、一般に、不起訴になったときに、どうして不起訴になったのかというところ、この場合は被害者、加害者がいるケースが多いと思うのですけれども、そういう場合の被害者側が、何でこんな事件が不起訴になるんだということ、憤慨し、また、事件の詳細について知りたいのに、不起訴になったがゆえに裁判にもかからないので、事件の詳細も知ることができない。

そこで、不起訴にするのであれば、その理由を説明してほしい、そういうことを一般的に行うべきじゃないかという指摘があるわけですが、この点、どうお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 ただいま委員御指摘の点は、一般的にそのとおりだろうと私は思います。そして、現在、検察の実務におきましては、かなりの程度そのような努力が払われていると承知しております。そして、幾つかの庁、二十を超える庁では、制度としてもそのようなものをつくり上げている。

また、最高検察庁におきましては、最近におけるそういう被害者対策と申しますか、一般に、被害者に対して刑事司法はもう少し配慮すべき点があるんじゃないだろうか、その中の一つとして、被害者に対する説明ということも含めて取り上げられて、これについては、もう少し、基準を設けて一律にやってみようかという意見も現実にございまして、その点を踏まえて、対策が早急に立てられていくだろうと私は考えます。

そして、実は御指摘の件につきましても、報告によりまると、説明を求められた際にある程度の説明はなされたという報告を受けております。しかし、私は、それで十分だったということを上上げるつもりはございません。現実には子供が亡くなり、その痛手を負った両親の立場からして、十分受け取れなかったということについては、私は素直に受けとめなければならぬだろうと思えます。

ただ、交通事故事件一般に言いますと、目撃者の発見、また、その目撃者の方々がどのように協力していただけたかという点についてはさまざまな問題がございまして。そしてまた、その方々についてすべてを明らかにしていくということはどうなのかという点もあるかと思えます。

しかし、少なくとも、検察官といたしましては、どのような処分をしたかということについて責任を持つわけでございまして、関心を持つ、特に被害者の遺族の方々、重大な関心を持っている方には、できるだけその点について説明を尽くすための努力をすべきだという点については、私はそのとおりだろうと思えます。

○遺族委員 こうした問題について、一般的に何らかの制度的な解決法を考えるということについては、またちょっと議論が必要だと思うのですけれども、今回のいわゆる集ちゃん事件については、御遺族の方々を初めとする関係者や、特に御遺族の皆さんに対して、御本人たちが納得できるような説明、こういうのをやってほしいと思うわけですが、改めて、この点について

は、この事件について、政府の方でもきちっとやっていかれるということを確認したいと思えます。

○原田(明)政府委員 具体的な御指摘の件につきましては、いわば関係者の方から、先ほども申し述べましたが、検察審査会の審査を受けたということでも申し立てがなされることを承っております。

私どもとしては、検察はそのような事態を踏まえて、事件についてどのような審査がなされるかということも念頭に置きながら、まさに適切に対応をしてくれるものと考えております。

○下橋憲国務大臣 けさはこれからその問題についてお話しがございましたので、この際発言させていただきます。

問題は二つあると思います。一つは、交通事故致死事件、この事件の処理の問題でございまして、もう一つの問題は、被害者の遺族等々に対する検察のあり方の問題だろうと思えます。

第一番目の問題につきましては、検察としては、処分をしまして、その処分について今検察審査会の方へかかっている、そこで御議論があつて、それに基づいてまたいろいろ処理できるだろうと思えますので、具体的な内容について申し上げるのは差し控えたいと思えますが、やはり検察行政の基本は、いつも国民の目線といえますが、国民の立場に立つて、検察というのはいかにあるべきかということが非常に大事な問題ではなからうか。そういうふうな点について、実は検討もいたしました。

交通事故致死による起訴率というのは、略式も含めて毎年六〇%前後でございまして。今回の場合はそれを外れているわけでございまして。刑事局長から話がございましたように、その点を踏まえまして、二十を超える検察庁では、検事正等々の指示みたいな形である程度の措置をされていることとございましてけれども、全国的に、そういうようなものについてのやり方というものが必ずしもルール化されていないという側面があるのも事実

でございます。

やはり何といっても、そういうふうな被害者の立場に立つて、御理解のいただけるような、御納得のいただけるような検察の行政でなければいけないというふうに思えますし、私といたしまして、こういうふうな事件を契機として、全国的なルール化づくり、そういうふうな面につきましまして努力してまいりたい、このように思っています。

○遺族委員 時間が参りました。

検察の問題ということで、最初、日本全体の金融改革ですとか行政や政治家のあり方の改革、そういうものと連動する検察の活躍について取り上げ、また最後のところでは、一人の小学生の男の子の亡くなった事件というものを取り上げたわけですが、天下国家のことでも、一人の子供のことであろうと、法と証拠に基づいて真実を明らかにし、正義を実現するという意味では違ひはないんだと思えます。

そういう検察行政、特に、国民にも注目されたこの一年の動きを念頭に置きつつ、今後どのようにやっていきたいと考えておられるか、大臣の所感を伺って、質問を終わりたいと思えます。

○下橋憲国務大臣 先ほど来、起訴便宜主義の問題とか、あるいは検察一体の原則等を踏まえた話が刑事局長との間でいろいろございまして、それから、国会あるいは国民の世論というふうなものについてもお話がございました。

そういうようなものを背景にいたしますが、検察というのは、やはり何といっても、法と証拠に基づいて仕事をやらなくてはなりませんし、これは申すまでもなく、厳正、公平、不偏不党でございまして。肩を張る必要もございませぬし、厳粛に淡々とその職責に邁進するものだというふうに思っています。

○遺族委員 終わります。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。本法案は、法人の指名債権の譲渡について、民

法四百六十七条の特例として、新しい對抗要件制度として登記制度を創設しようというものであります。

先ほど法務大臣から、その改正理由として、債権流動化、法人の資金調達手段の多様化の状況のもとにあり、いわゆる法人による債権譲渡を円滑にするためだと述べられました。私が法務省からいただいた本法律案についての概要を見ますとその旨が書かれておりまして、債権流動化仕組みとしていろいろの絵がかかれております。

そこで、まず法務大臣、法務省にお聞きしたいのですが、この仕組みの債権譲渡の受け皿会社として、法務省は、あるいは大蔵省でもいいかもしませんが、いわゆる特別目的会社、SPC、こんなものなどを受け皿会社の一つとしては想定しているのは間違いないのであります。

○森脇政府委員 これは、本提出中の法案、民法の一部を改正する法律案自体からいいますと、受け皿会社と申しますか、譲受人はいかなる者であつても差し支えないわけでございまして、その限度で債権の流動化といえますが、債権をいわば資金調達手段として使うという限度では利用価値があるものというふうな考え方をしております。

ただ、典型的な利用のされ方という観点からいいますと、現在大蔵委員会の方でいわゆるSPC法案が審議中というふうな承っておりますが、そういうものも言ってみればこの民法の一部改正法案の上に乗ったシステムであるというように理解いたしております。それが一つの債権流動化の典型例として挙げるのが適当ではないかという観点からこの法務省の資料を作成したものでございまして。

○木島委員 民事法制ですから、それが一度つくられれば特別の場合だけではなくて広く一般的に一般化して使われるのは当たり前であります。私の質問は、どうして今こういう制度をつくらなくてはいいのかという経済的背景、政治的背景を聞いているわけでありまして、今御答弁になりました。

それで、大蔵省をお呼びしておりますので、お聞きしておきます。

まさに今、本国会に指名債権流動化のための債権譲渡の受け皿としての特定目的会社、SPCに関する法案、SPC法と言いますが、それが提出され、大蔵委員会では審議され、きょうお昼にまさにこの法案が衆議院本会議で議決をされたところであります。私は大蔵省にその背景、目的、仕組みの概要を簡潔に答弁願いたいとお願ひしておいたのですが、時間の制約がありますから、もし私の質問時間が残れば後から詳しくお聞きをすることにして、今はしませんが、やはり大蔵省としては、今日、不良債権対策、土地の流動化、債権の流動化が非常に喫緊の課題である、橋本内閣としても非常に重要な課題である、その一つの案として債権流動化のための対抗要件特例法もつくってもらいたい、そう考えていることは大蔵省の方としても間違いないでしょう、関連法案としての位置づけでいいのでしょうか。

○片山説明員 お答えいたします。

議員御指摘の債権流動化でございますが、ただいま法務省の方からも御説明がございましたように、今後の金融システム改革の中で、債権の流動化と申しますのは、金融機関のみならず、一般企業がリスクの適切な管理を行うとともに資金調達手段の多様化を図る上で非常に重要な手法であるというふうに私も認識しております。そのための環境整備といたしまして、私どもの方では、いわゆる先生御指摘の受け皿会社ですかという形で証券化を促進する器として、特定目的会社、SPCを用いた資産の流動化を促進する法案を提出させていただいておりますのでございます。

また、他方、債権を譲渡いたします場合には民法の対抗要件を満たすということが必須でございますので、今般それが簡素化されるという法案が同時に国会に提出されているということで、その両方が相乗効果と申しますか、車の両輪としてさらに流動化が進むということではないかと理解しております。

ております。

○木島委員 これは大蔵省に聞きましょうか。

ことしの四月二十四日、橋本内閣から総合経済対策が打ち出されてまいりました。同僚委員からも指摘がありましたが、その一つに、「土地・債権の流動化と土地の有効利用」という分野がございます。

いろいろなテーマがありますが、証券化等のため、不動産並びに不動産担保つき債権等の譲渡が特定目的会社、SPC等に対し行われる場合に、不動産鑑定士によるいろいろな評価の問題、これもあります。

債権回収と債権管理を行ういわゆるサービスサーについては、不良債権等の処理の促進にも資するものであり、現在進められている立法化の動きも踏まえ、必要な検討を行うというのがあります。また、不動産投資情報の整備・拡充等による資産担保証券、先ほどもありましたがABS、これの市場整備という課題もあります。

そしてまた、郵貯・簡保資金の運用対象を多様化し、こういうABSに対する運用について平成十一年度に向けて検討するというものもあります。それから引き続き、特定目的会社、SPC発行社債のうち適切なものを店頭市場の基準気配銘柄に加え、さらに株式会社債券決済ネットワークに準じてオンライン決済を行う。

こういう一連の債権・土地の流動化法があつて出てきて、その受け皿会社のための法案がまさに今国会出され、そして大量な債権譲渡をしなければいけぬわけですから、民法の原則では間尺に合わないということで、一括して債権流動化を簡便化ならしめる、そういう登記制度が位置づけられて出てきているのではないのでしょうか。

大きく言ってこの法案は、法務大臣に聞きますが、橋本内閣が今進めている六次改革のうちの金融制度改革、いわゆる金融ビッグバンを推し進めるための法的整備づくりの一つだ、法務大臣、そういう伺っているのでしょうか。当然、この仕組みができればそれだけではないです。一般の法人の持つ

指名債権の譲渡については全部使えるのは当たり前です。そんなことを聞いているのではない。そういう大きな今の橋本内閣の金融ビッグバン推進のための一つの法制度、受け皿づくりだ、法務大臣、そういう位置づけでこの法案を提案されてきているのでしょうか。

○下稲葉国務大臣 私どもは民法の特例法としてこの法案を提案いたしておりますのでございまして、今委員おっしゃるようなことが結果としてそういうふうな側面があることもそうかな、こういうふうにも思います。

○木島委員 これは大蔵委員会ではありませんから、これから私はこの債権譲渡円滑化、新たな対抗要件制度、登記制度がどういふ問題を持つていくのかについて法的な質問をいたしますが、やはり基本はそういう大きな土地、債権流動化に資する法律であることは確かです。首をうなずいておりますから、それは間違いないです。

そこで、先ほど、政府の四月二十四日の総合経済対策の一つに、こういう受け皿会社が証券発行するということでしょう。証券発行するというのです。こういう債権を一齐に買い取ってそしてこれを国民に証券として売りさばくというわけでしょう。そういう場合に、郵貯・簡保資金の運用対象を多様化して入れるというのですから、そういうところにも郵貯、簡保の資金をぶち込んでいく、そういう大きな流れにあるのでしょうか。大蔵省、そうすると、私はやはり、この法律ではないです、そういう大きな土地、債権流動化というのは、やはり何だかんだ言っても、公的資金をつぎ込む受け皿づくりではないかと思うのですが、大蔵省、どうでしょうか。

○片山説明員 ただいま御指摘のありました四月の総合経済対策の中に、特定目的会社、SPCの発行社債のうち、適切なものを、郵貯・簡保資金の運用対象として、それを多様化し、郵貯・簡保の預金者、加入者の利益に資するため、安全、確実な資産担保証券、ABSに対して、平成十一年度に向けて運用について御検討になるという文言

が盛り込まれておりますが、もちろん、これは私どもの判断というよりも、郵貯、簡保の運用を預かっておられる当該郵政省さんの御判断ではございしますが、私どもが聞いております限りでは、やはりそれは安全、確実というところで、運用の対象として適当ということで、投資活動として御判断なさったものに投資されるということだというふう聞いております。

○木島委員 これ以上は論争はとめますが、毎日新聞のことしの四月二十五日欄におもしろい記事があるのですね。この政府の総合経済対策が出たときの新聞ですが、「平成の徳政令」、こういう見出しで、「総合経済対策に土地・債権流動化促進策が盛り込まれたのは「景気低迷の元凶は不良債権化した土地が動かないから」といふ問題意識から、自民党の特別調査会（保岡興治会長）は、不動産が動き出すきっかけとなる公的資金投入や投資家に資産担保証券（ABS）を買ってもらっための公的信用保証にこだわった。」という記事があります。

私は、この法案が果た大きな役割というのには、やはり大銀行、大金融機関を救済するための仕組みづくりの一つだと言わざるを得ないということを指摘しまして、法律の問題点について、以下、質問していきたいと思っております。

まず、そのこと自体が大手金融機関にとつて虫のいい話なのですが、私は、この法案は、その大手金融機関の虫のよさを助けるために、明治以来の日本の民法の原則、これまでねじ曲げてしまっているということを、以下、幾つかの点で、質問で明らかにしていきたいと思っております。

最初の質問ですが、指名債権の特質の問題です。指名債権の特質は何かということを経済省にお答えいただきたい。

金銭の支払いを目的とする債権には、もう御案内のように、今回問題になっている指名債権、あるいは指図債権というのがあります。無記名債権というのがあります。指名債権の特質は何でしょうか。民法四百六十七条が、指名債権についての

み特別の債権譲渡の對抗要件を定めているその立法趣旨というのは、一体何だったのでしょうか。

○森脇政府委員 当初から、債権者、債務者という形で特定されている債権でございませう。そういう特色がございませうから、当事者が合意すれば債権譲渡の禁止の約束も有効になし得る。ただし、その對抗要件の問題がありませうけれども、そういう性格を持っているものというふうに理解いたしております。

○木島委員 そうです。債権者と債務者が特定されている。私も、それが指名債権の基本的な特質だと思ふのです。指図債権というのは手形とか小切手。これはもう債務者は特定されないのです。転々と移動していきませうね、債権者も移動していきませうね。

そうすると、やはり指名債権の特質というのは、わかりやすく言うと、私は、債権者と債務者とが特定されているというところは、人間関係、要するに人的関係が債権者、債務者の関係で強固にあるということ、これが最大の特質だろう、法的な、経済的、社会的な特質だろうと思ふのです。私は、言葉を使えば、要するに、いろいろある債権の中で、顔の見える債権、これが指名債権の特質ではないかな、俗っぽく言えば言えるのではないかなというふうに思ひます、顔が見える債権だ。

そうしますと、本改正法は、これを債権流動化の目的で、顔を見えなくする、人的関係を切断する、債権者、債務者という特別な関係を断ち切つて、そして大量に債権を流動化する、そういう経済社会的な見方ですが、そういう役割を果たすというところも間違いないと思ふのですが、どうですか。

○森脇政府委員 今委員が御指摘になったのは、やや指名債権の、重要な部分ではありますけれども、その部分の強調のし過ぎではないか。何となれば、これは債権譲渡が禁止がない限りできるのが当たり前にございませう。それでまた、禁止されておつても、債権譲渡がされた場合に、善意の方

には對抗できないという規定まで設けられているわけにございませう、こういう面からすると、一応、指名債権についても債権譲渡というものが予定されているのだ、少なくともここまでは言えるのではないかと思ひます。

○木島委員 それはそうなのです。指名債権も譲渡が予定されているし、そのために、民法は精緻な仕組みをつくっているのです。債権譲渡の仕組み、對抗要件の仕組み、非常に精緻な、かたい仕組みをつくっているのです。

さっきの私の質問に答えていないのです。指名債権については、なぜかの指図債権、無記名債権と違って、特別に債権譲渡の對抗要件で非常にかたい、きつちりした仕組みを民法はつくっているのか。その立法目的は何なのか。そこを答えていないのです。では、答えてください。

○吉成説明員 委員御指摘のとおり、指名債権と指図債権がございまして、指図債権はこれは証券的な債権でございまして、証券の交付によって移動していく。指名債権の場合には、これは債権者、債務者の人的関係に基づく債権でございませう。

ただ、人的関係といひましても、非常に密接な人的関係のものと希薄なものがございます。古い……（木島委員「指名債権と指図債権の違いを聞いていますのですね」と呼ぶ）はい。指名債権の場合には、譲渡の場合の對抗要件は、先ほど来から繰り返してございませうけれども、通知、承諾でございます。指図債権の場合には証券の交付ということでございます。その点の差異がございませう。

○木島委員 私は、素直に聞いていますのですから、素直に答えてください。要するに、指名債権というのは、人的関係が基本にあるから、債権譲渡はあるけれども、そのときにも、債権者保護とか債務者保護とかをしつかりしないといふので、指図債権と違って對抗要件など非常に厳格なのです。

そこで聞きます。對抗要件制度、三制度併存問題についてお聞かせします。

先ほども同僚議員から再三指摘されておりました。本改正法が成立すると、リースとクレジット債権については、民法による債権譲渡、それから特定債権事業規制法、略称特債法による債権譲渡、それから本特例法による債権譲渡という三制度が併存状況になるわけでありませう。

そして、まず基本を聞きます。債権者は、債権者会社、リース会社、クレジット会社は、この三つの併存する債権譲渡對抗要件制度のどの方法によつてもいいのでありませうか。いいのだと思ふのですが、それは間違いないか。その際、この三つの制度の債権譲渡の優先については、細かい話は後から聞きますが、一応、制度間では、三つの制度はどっちが強いとかどっちが弱いとか、そういう強弱、優劣は基本はないということだ、民法や特債法や本法を全部読んでも差はない、効力についての優劣の差はないと私は認識しています。が、私の認識に間違いはないでしょうか。

○森脇政府委員 当然の前提だと思ひます。で、譲渡人が法人であるという前提を置かせていただきますと、譲渡債権がリース・クレジット債権である場合、この特定債権に当たるときには、御指摘の三つの制度が併存することになりました。債権者は、これらのうちのどの方法によつても第三者對抗要件を備えることができる、こういうことになるかと思ひます。

特定債権法、それから本法案、これはいずれも、四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす、こういう形にいたしているのとおり、第三者對抗要件としての効力については民法との間に優劣はない、そういうものでございませう。

○木島委員 そこで、ざばり聞きます。ある指名債権について、もちろんクレジット会社社持っている指名債権であります。この三制度がすべて適用になるある指名債権について、民法四百六十七条の通知と特債法七条による新聞公告と本特例法による登記事項証明書の交付が、全く同じ日にそれぞれ異なった譲受人に対してなされてしまったという場合、債務者は一人でありませう。債務者は三方から責められるわけでありませうが、一体だれに債務の支払いをすればいいんでしょうか。これは架空で、あり得ない想定ではないと私は思ひます。

債権者であるクレジット会社が、破産寸前という状況になりますと、これは修羅場でありませう。戦国状態でありませう。私も弁護士としてそういう状況を何度も経験しております。いろいろな形で債権を引っ張り合ひします、取り合ひをします。ですから、こういう三つの制度が一遍に社内何者かによつて使われるということはあるわけでありませう。

そこで、再度の質問であります。同じ日にこの三つの制度がそれぞれ実行されてしまつて、三方の債権者が生まれてしまつた場合に、債務者は一体だれに払うんでしようか。

○森脇政府委員 今御指摘になりました三つと言われましては、一つは、民法の四百六十七条の通知でございませう、それから一つは、特債法による公告、それからもう一つですが、これは登記事項証明書の交付が同じ日になされたということでございます。そういういたしますと、債務者といひましたし、登記事項証明書の交付を受けましたので、それによつて登記の日時を知ることができ、こういう関係になります。これが民法の通知あるいは特債法の公告よりも前であるといふことになりませうと、債務者は当然に、登記をした者を債権者として扱わなければならぬ、こういう関係になります。恐らくは、その登記と登記事項証明書の交付も同じ日だと……（木島委員「いや、それは関係ない。交付がほかの制度と同じ日の場合です」と呼ぶ）今、そういうことになる……。

○木島委員 今、答弁の中で、本法が成立した場合は、登記の日時と言ひましたが、時間が出ないんです。よ、本法は、日しか出ないんです。さつき枝野議員の質問によつて、時間まで特定しなければいかぬかどうか今検討しますという答弁です。

よ。こないいかげんな話はないんですよ。そこで、それは別ですから、おきます。

同じ日に三つの制度が使われた。本法の場合は日しか特定できません。何月何日に交付されたという日しか出ないですね。時間を調べれば交付の時間は出ますかね、出ないですね、郵便物でやるとしたら、譲り受けた会社が登記事項証明書をもらってきて、登記所から発行を受けて債務者に渡すんでしょ、それが交付ですね。手渡しなら、本人は何時に行つて渡したという時間は、自分では証明できるかもしれぬ。しかし、郵送でやったら、郵便局は時間を証明してくれません。何日というの証明できるかもしれません。

民法四百六十七条の通知について言いますと、私の弁護士としての経験からいうと、大体は内容証明郵便なんですよ。内容証明郵便だと、郵便局が証明できるのは、日付と、何時から何時までの間に配達されたというの、受け取ったという証明ですね。夜の八時から午前何時までの間にこの郵便物が出されたことを証明しますよという期間があるんですよ。何時から何時までという期間があるんですよ、内容証明というの。

ですから、日には特定できるかもしれぬけれども、時間の特定は非常に不十分。ましてや通産省と大蔵省が所管している特償法七条による新聞公告なんというのは、そんな時間なんというのは、何にもないです。債務者だって見る可能性もないようないかげんなものですよ、これは。日経新聞か朝日新聞に出るだけの話です。日には特定できるかもしれませんが。

それぞれきずを持った三つの、債務者本人に対する対抗要件制度ですよ、今聞いているのは、これがかち合ってしまった、どっちが先かどっちが後かわからないわけですよ。証明できないです。それは、新聞なら朝の八時ごろ配達されるはずだなんという、こないいかげんじゃだめですからね。

そうすると、債務者にとっては先後関係で決まると先ほど再三、質問に対して民事局長は答えて

いるんですよ。早い方が有効なんだと答えていましたね。理屈はそうでしょう。しかし、この三つの制度、現行制度と、新しくこの法案でつくろうとする制度を幾ら根拠り裏取り調べてみたって時間とは特定できないんですよ。そんな法律なんですよ、これは。そうすると、どうするんですか、債務者は、三つの債権者から全部責められて、払う義務が生じるんですか。

私の争点は、債務者は一人ですよ。債権会社があつて、もう倒産直前になつて、ある会社の一人間が、特定の債務者に対する百万円の貸付金についてAさんに譲渡してしまつた。そして、民法を使って内容証明郵便で送りつけて、債権譲渡が適法になされた。そういう場合と、一方では、破産になつてはいかぬというので、会社がこの債権を丸ごとひっくり返さざるべきのSPCなる会社に全部譲渡してしまつた。そして、登記所へ飛んで債権者からお金を取れませんから、すぐ登記事項証明書をとり、そして郵送した。その郵便物が債務者に着いたその日がたまたま同じだつた。そしてもう一方、もっと時間をかけて通産大臣に計画を届けて了解をとつて、そして特償法の手続に沿つて新聞公告にも出した。それはCという譲受人に譲渡するといふので出した。真ん中の本法を使うのはBさんだ。

そうすると、譲受人であるAさんもBさんもCさんも適法に、一方では民法によって適法に譲り受けたんだ。Bさんは、本法によって適法に譲り受けて登記所から証明書をもらつて渡したじやないか。Cさんは、特償法を使って新聞に公告をちゃんと出したじやないか。みんなそれぞれ立派な権利者ですわな。

たまたま同じ日だつたという場合に、時間の前後は証明できないんですよ。そうすると、債務者としてはどうなのか。三人全部に百万円払わなければいかぬのか、三百万払わなければいかぬのか。自分の好きな人に払う方がいいのか。最初に好きな人に百万払つたら、あとのB、Cにはもう払いま

せんよと勝手に債務者が決めることができるのか。優秀はあるのかというんですよ。

【委員長退席 八代委員長代理着席】

○吉成説明員 ちよつと議論を整理いたしますと、先生は、A、B、Cと三人に債権が三重に譲渡されたということでございますね。その真ん中のBが本法の債権譲渡登記をした、その通知が同じ日に行つたという場合ですね。ただ、本法の場合には、対第三者の対抗要件の基準時は登記がされた日でございます。したがって、登記事項証明書が交付されて通知した、その日は対債務者に対する対抗要件の具備の日でございます。A、B、C間の優劣を決めるのは民法通知、それから登記の日、そして公告の日ということでございます。

○木島委員 同じ日でございます。倒産直前で忙しいですから、登記所へ飛んでいて登記をまずさせて、そして登記事項証明書をもらつて、すぐその足でばつと債務者のところへ持ち込んだというものでいいですよ。わざわざ複雑にあなたは言うから、それが同じ場合ですよ。すっきり答えてくださいよ、問題点わかつていよう。

○吉成説明員 同じ日に登記がされて通知もされた。この場合は、民法通知の場合には、先ほど先生おっしゃいましたように内容証明郵便でありますので、これは配達証明が返ってきます。配達証明の場合には、何月何日の、恐らく幅のある時間帯に配達したということしか証明できません。それから公告の場合は、これは日単位で公告されたというふうに見られております。

それから登記の場合は、ちよつと先ほど局長申し上げましたように、登記事項証明書に登記がされた日時というものを記載する予定でございます。で、登記の時点は特定できます。(木島委員)いや、そんなこと私、わかつて質問しているんだから、どっちに払わなきゃいかぬのかという質問なんです」と呼ぶ)しかしながら、申し上げたいのですけれども、公告の日は一単位でございます

ので、結局、公告と登記と通知が、どれが先後するのかというところは不明であるという場合です。こういう場合にはどれも優先しない、同順位であるというのが恐らく最高裁の現在の判例でございます。したがって、債務者の方からすると、A、B、Cのいずれかの譲受人に支払えば免責されるということになるのではないかと思います。

○木島委員 その問題、解決できていないんですよ、この法案。私、時間があつたら次に、第三者対抗要件で債権差し押さえの場合も聞こうと思つたのです。本法の債権譲渡登記と債権差し押さえが同日となつてしまつた場合、譲受人と差し押さえ債権者はどっちが権利を取得できるのか。

おっしゃるような最高裁の判例、私は調べてきました。最高裁の昭和四十九年三月七日の判例では、日時の先後で決めるのだと。

また、最高裁の昭和五十五年一月十一日の判決。同日の場合には、今おっしゃつたとおりであります。債務者は弁済の責めを免れないのだ、だから請求されても弁済の責任を免れないのだという最高裁の判例があります。払つちゃつたら、後から請求に来たやつには、もうおれは百万、Aさんに払っちゃつたんだからだめですよと言えりけれども、まだ払う前は、三者から請求されたら抗弁、ないので、できないのです。大変なこと。

それからさらに、平成五年の三月三十日の最高裁の判例ですと、国税の差し押さえと民法による債権譲渡の通知書が同日に到着してしまつたという、国税の権利と債権を譲り受けた者がどっちが強いのかというので争われた最高裁判例で、御承知でしょう、供託された場合、債務者は、もうだれに払つていいかわからないから供託すると。しようがないからね。その供託された場合は案分するというふうな、まことに法の不備によつて裁判所も苦勞している、そういう判例があるんですよ、最高判例。こんな不確定な事案です。

私は、さつき言いました、リース会社が倒産直

前、大量の債権が一斉に横流しされる、そして債権関係がふくそうする、そのときに、どっちが優先権があるのかはつきりしなかったら、さっき大蔵省が言ったでしょう、SPCというのは安全確実な債権を譲り受けた場合にのみこの制度を使えます、そんなようなことをおっしゃっておる。しかし、その根本の肝心なところ、ところで危なくしてしようがないのです、この制度は、債務者にとつてはもう本当に三重に責め立てられる。

この問題、答弁できないでしょう。A、B、C、どこが強いのか答弁できないでしょう。しようがないのでしよう。

○森脇政府委員 そういふ希有な事例の場合には、案分比例で配分する以外にないというのが最高の考え方でございます。

○木島委員 そうすると、債務者が、何しろ怖いから、暴力団みたいなおっかない取り立て人のときに先に百万払っちゃった。それは有効ですか、無効ですか。

○吉戒説明員 譲受人相互は、これはいづれも同順位でございますので、そのうちの一人に払えば免責されるということになります。

○木島委員 有効ということですね。そうすると、本当に恐ろしい法律です。法の欠陥によつて、要するに力づくで、やぐさのような者を裏に從えて取り立てに来た者に、やはり債務者は怖いのでから払ってしまうということになりかねない。それはなぜかという欠陥を持っているからです、この法律が。

時間が特定できない、先後関係、後先の関係が特定できない。最大の欠陥ですね、同日の場合。その欠陥を何とか補わなきゃいかぬというので、先ほど同僚議員の質問に対して、せめて本登記制度は、日、月しか法律にはないけれども、時までサビとして入れようかなんていうことを今検討しておるなんていうのですから。そんなサビスなんていうものじゃないんです。その先後関係をきちっと法律で決めてやるのが法的安定性を確立する道で、それをこの法案は怠っている。

指摘せざるを得ないので、この指摘に対して民事局長、どう答えますか。

○森脇政府委員 まず、法律の建前といたしましては確定日付によつて決定する、これが基本でございます。したがって、確定日付というもので処理していくというのが今の法律の立て方でございます。

ただ、そういう制度をとっておりますと、同日、例えば民法上の債権譲渡の通知が同日に到達したというときにどうするかという問題が出てまいります。それは、その中で先だということとを立証し得たものを優先させるのだ、こういうことが出てまいりますので、それに伴つて、同日の場合の日時という問題が出てくる。そしてその中で、じゃ、登記の場合にはどうするか。これも恐らくはそれの前後というものが問題になってくる場合であらうというふうに考えられる。それに対して特償法の方では、これは日刊紙における公告というところでございまして、その時間を決めることは恐らく不可能であらうという、先ほど委員が述べられました意見が多数説のようでございますので、そういうものが一つかんでまいりますと、全体が三すくみの関係になって前後関係が決まらない場合が出てきてしまう、こういうことになってはならないかと思つております。

○木島委員 そうだと思ふのです。制度の欠陥があるために先後関係が証明できないのです、仕組み上。その大きな欠陥が、例えば三つの法律のうちの特償法なんですね。

私は、今述べた三つの法律、民法、特償法、本特例法、この債権譲渡の要件について、何で効力の調整規定を設けなかったのか。同日になつてしまつたときに先後関係、証明できないのだから、そういうときにはどちの方を優先するといふような、そういう優先先後関係の調整を何で設けなかったのか。重大な欠陥だ。何で調整しなかったのでしょうか。

特に私、次の質問ではこう聞きます。大蔵、通産が所管している特償法は、對抗要件

の規定は完全に、本特例法が成立いたしますと吸収されてしまふのです。というのは、クレジットでしょう、リースでしょう、大体これは法人でしよう、その債権譲渡の特例でしよう。そんなものはこの法律が成立すると完全に吸収されて、完壁に重なるんです。だから私は、特償法のうちの對抗要件の規定は何で廃止しなかったのでしょうか、法務省と通産省と大蔵省に聞きます。

特に、特償法の對抗要件、特償法というのは、難しいかも知れぬですが、債務者對抗要件と第三者對抗要件、区別してないのです。しかもその方法は、今指摘したように新聞公告という大ざっぱなやつ。これでは債務者の知らぬところで譲渡と對抗要件が備わつてしまふ。学界からも再三、この仕組みはいかにもずさんで、だめだと指摘されてる。本法が完全に吸収する、それなら何でその条文を完全に廃止してこの法案に一本化するというのが、内閣で一致してできることを、何でやらないで放置したのですか。

○森脇政府委員 これは、特償法の方は平成五年から動いておる、これに基づいて多数の債権の公告による對抗要件取得ということが経験されているという部分がございます。それに対して、私どもが今回つくり、考えてまいりましたこの登記による制度というものは、必ずしも外国にびつたり合う制度があるというわけではございません。そういう中で、非常な苦勞の中で生まれてきた。

果たしてこれが運用してうまく回るかどうかというふうなものは、一応私どもとしては、それを見たと対応策を考えるのがいいのではないかと、選いのではないかと、委員の御指摘があるかもしれないが、これから早い機会をとらえて、私どもの所管法かどうかかわかりませんが、仮に特償法を動かすということになりますと私どもの所管法ではございませんが、いろいろなチャンネルというものがございまして、その問題について協議

をしていく、あるいは協議を求められればこれにに応じていくという形で積極的に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○木島委員 今の答弁、私は納得できないので、それは、法務省内に債権譲渡法制研究会というのがつくられて、ずっと研究しているのです。そして、平成九年四月二十五日に債権譲渡法制研究会報告書なるものが、大蔵省に出ているのです。そこで、この特償法と新たに作り出すべき特例法とのいろいろな問題点、對抗要件はどうか、もう難しい問題が出てくるぞということを指摘しているのです。問題点の所在を全部知つて、それなのに、せっかくなの法律をつくらせて、それを調整してからつくってやるべきでしよう、それなら。

今、民事局長、大蔵、通産から呼びかけがあったら協議したいなんて言うけれども、逆です。本来、この法案を国会に法務大臣が出すに当たつて、事前に閣内、通産省と大蔵省に話を持ちかけて、これはおかしい法だから、特償法はもうこの對抗要件制度はやめて、この登記制度に一本化してくれと頼むのが筋だと思ふのです。

通産省と大蔵省、来ていますから聞きますが、この法案が出る前に、法務省から大蔵、通産は呼びかけを受けているのでしようか。受けてはいるにもかかわらず、いや、おれたちは特償法という法律を所管している、そんなものをやるわけにいかぬというので突つ張つたのでしようか。お聞きします。

○今清水説明員 お答え申し上げます。

法務省から事前に御相談をいたしておりました。私ども、特償法を所管しておりますが、法務省さんのこの對抗要件の特例法と、趣旨において、簡易な對抗要件を具備するという点では軌を一にしていると思ひますが、公告制度とは、例えば対象債権が限定されていないとか、あるいは第三者對抗要件の具備のみ可能であるといったこ

と等必ずしも一致していない点もあるわけでございます。

また、公告制度は平成五年から運用をされておりました。リース業者、クレジット会社などの具備手続が浸透しておりまして、例えば社内のコンピュータのシステムもそれに対応しているといったことがございますので、公告制度と新たな登記制度との併用といったものを強く望んでいた点があることを申し添えておきます。

○片山説明員 お答えいたします。

ただいまの件でございますが、確かに通称特償法は通商産業大臣と大蔵大臣の共管の法律になってございますが、いわゆる譲り受けの公告について、の条文につきましては、省令等も通商産業大臣の方で定めになっておられまして、まことに率直に申し上げまして、本件につきまして、私どもの方には特段の御相談はございませんでしたので、率直にお答えをさせていただきます。

○木島委員 通産省の答弁によると、法務省からは事前に相談があった。しかし、特償法は残したという、望まれたので残した。おかしいのです。

全部廃止しろと私は言いません。特償法の中の債権譲渡の対抗要件、そこところだけ、あんな新聞公告なんていうことはやめさせて、せっかくこんな立派な登記制度というなら、何で登記制度に合流できなかったのですか。新聞なんていかにげんなりすることを残そうという希望はどこから出たのですか。通産省ですか、業界ですか。

○今清水説明員 私どもの判断といたしまして、いろいろ情報収集をいたしまして、また実態を踏まえて、そういうことを法務省さんの方に申し上げたということでございます。

○木島委員 法務省、呼びかけたんじゃないですか。そうしたら、通産省が嫌だと言つて断られた。何でそこできつちり、法制度の問題だということ、特償法はその部分をやめてくれ、登記制度に一本化した方が、それはもう絶対争いがなくなるわけですから、その部分だけは。民法と本法

とは別ですけれども、何でそれを説得できなかったのですか、通産省を。だらしがないじゃないですか、法務省。答弁してください。

○吉成説明員 当然、債権譲渡の対抗要件の新しい制度をつくるわけでございますので、既存の対抗要件制度を所管している官庁とは私も協議をせざるを得ないわけでございます。させていだいたわけでございます。

先ほど通産省の方からも御説明がございましたように、特償法の場合には平成五年から法が施行されておる。聞きますところでは、平成八年度ベースで総額約一兆二千二百億円の債権の譲渡の公告があったというふうに聞いておりまして、これを利用されている業者も相当数いらっしゃるというふうなことでございますので、私どもの方は一般の法人全部を相手にいたしておりますけれども、特償法の場合にはリース・クレジット業者、しかも主務大臣の監督のもとにある業者ということでございますので、すみ分けができるのかな。それと、今後の利用状況の中で、債権の譲渡人の方が、いずれかの制度を選択していただくことになるのじゃないかなというふうに考えております。

○木島委員 すみ分けしていないから大問題になるのですよ。今のは私は納得できませんが、時間も迫っていますから、最後の一回だけ聞きます。

債権譲渡の登記、本法による登記と債権者に対する破産宣告が同じ日にあったときに、譲受人と破産管財人はどっちが債権をとるのでしょうか。○森脇政府委員 同じ日でございます。先ほどと同様に、どちらが対抗要件を先に取得したかという問題でございます。破産宣告の日時及び登記の日で、日が同じ場合にはその時というところで決まるというように理解いたしております。

○木島委員 破産宣告の方は時で決まるのです。何日の何時という破産宣告です、必ずこれは。ですから、時まで特定できます。しかし、登記の方は、残念ながら本法では、まだ時まで決まらない。日です。

そこで、もう私から言います。破産法五十三条二項に、破産の日の破産者の法律行為は破産宣告後なしたものとみなす。みなす規定がありますから、登記の日と破産の日が同じときは破産管財人の方が勝つと、このみなす規定によつてなるのです。しかし、このみなす規定は、みなすですから推定です。推定が覆れば、譲受人が勝つことがある。破産管財人は負けることがあるのです。その覆るかどうかは、まさにこの登記の時が特定できるかどうかにかかわるわけですから、登記の日だけじゃなくて時まで決めるかどうかが決定的に重要と。

そこで、私、最後の質問を聞いて終わります。もう時間ですから。

例えば、ある日の午前九時に債権譲渡の登記申請した。一方、午前十時に破産宣告がおりた。登記には時間がかかりました。先ほど同僚委員からもたくさん質問されました。それは数時間かかるでしょう。その日のうちにやるといふのが法務省のさっきの答弁ですが、その日のうちにやるといふ努力してももうのはいけません。時間がかかる。それで、午前九時に登記申請が受け付けられたが、登記完了が午後一時になった。破産宣告は午前十時に東京地裁。そういうときに、どっちが勝つのですか、破産管財人と債権譲受人は。

○吉成説明員 破産法五十三条の二項、ちょっとお読み上げさせていただきます。「破産宣告後ニ之ヲ為シタルモノト推定ス」ということでござい

ますので、推定を破ることは可能でございますが、ただいま委員御指摘のような設例で、九時に登記の申請をして、一時に登記が完了した、しかしながら破産宣告の時間は十時だったという場合には、それは破産宣告の方が優先いたします。そういうふうな関係になるかと思ひます。

○木島委員 そうすると、申請したのに、登記所がもたもたして登記がおくれた、例えば破産宣告が午後四時なんかに場合に、十時に登記申請したのに四時まで登記できなかったなんという場合、大問題なんですね。管財人に負けるわけ

です。これは、リース会社が倒産寸前、あるいは銀行が倒産寸前、山一が倒産寸前に、大量の債権を例えば労働組合に譲渡しますよ。やりますよ、そういうことは。特定の債権者に譲渡するでしょう。その譲渡が、破産宣告によつて負ける、登記所の登記がおくれるために負けるというところはあり得るということで、私は、そういういろいろな欠陥があるということを指摘をして、まだまだたくさん質問をしたかったのですが、時間が終わりましたから、終わります。

○八代委員長代理 以上で木島日出夫君の質疑は終わりました。

続いて、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。午前中からの質疑を通じて、今回の法律案はやはりいろいろな問題点があると、今回の法律案は言うって感じております。悪徳サラ金が倒産をしていくというふうなときに、良心的にやるかどうかという、これは本場に修羅場になるわけでございます。まして、たちの悪い債権者というのがあるということを前提に立法を行つていかなければならないと思ひます。

私は、きょう午前中からのこのやりとりをもし悪い人たちが聞いていたら、これは大変困ったことになるんじゃないかというふうな心配を今もなすわけですね。今のような、たまたまそういう事例を使い抜いて、いざばうまく二重三重に債務者を責め立てるような経済犯罪が起これないとも限らないというふうに思うのですけれども、なぜそういう不備な点をクリアしないで提出されたのか、そこら伺いたいと思ひます。

○森脇政府委員 確かに、微細な点をとってまいりますと、一番の問題は、同日であると全部前後関係が決まらなくなる要素が、この法律のためではなくて別の法律のために、この対抗要件の制度の中には一部前から存在した。その点は、民法の複数の通知と特償法の公告との関係でも既に生じている問題であるわけですね。今回の改正法においては、非常に希有な事例で

はありますけれども、そういう点についての、前に手を出してその部分をいじるという改正がなされていらないという御指摘にならうかと思うわけです。そういう御指摘でございますれば、それは、そういう部分が一部存在するということは認めざるを得ないものだというふうに考えております。

○保坂委員 これは、一部そういう部分が認められれば、やはり直していかねばいけないと思うのですけれども。

ちよつと事務的なことを聞きたいと思うのです。確定日付のある通知に何か不都合な点、例えば事務的に非常に手間がかかるか、あるいは内容証明のやり方では極めて料金がかさむんだというようなことがあるかと思ひます。推測ですけれども。そうすると、今度は、登記の証明書を、いわゆる登記料といひますが、これはコスト的に見てどのぐらいの差が生じてくるのか、いわゆるそういう会社にとってどの程度のコスト削減になるのかという試算をお示しいただきたいのです。

○吉戒説明員 この制度の債権譲渡登記を申請いたします場合の登記の手数料の額でございまして、これは法案の十五条で、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書の交付に要する実費等を考慮して政令で定めるといふふうにいたしております。具体的な金額につきましては、現在検討いたしておりますけれども、利用者による過度の負担をかけることのないような適正な価格に設定したいというふうに考えております。

他方、現在の民法上の内容証明郵便による債権譲渡の通知の場合でございまして、ちよつと細かくなりましたけれども、内容証明料が一枚につき四百二十円、それから書留料が四百二十円、それから通常郵便物の料金が定形で二十五グラムまでのものについては八十円、そして配達証明料、これが三百円ということでございますので、通常は一千二百二十円というふうに言われております。したがって、委員が今御指摘の確定日付の

ある民法通知にやあいの悪いというのはどういう点かというふうなお尋ねの点でございしますが、一つは、多数の債権を一括して譲渡いたす、一本や二本ということではなくて、相当多数の債権の一括譲渡をする場合に、民法で對抗要件を具備いたしますためには、内容証明郵便による通知をいたす。一通が少なくとも一千二百二十円かかる。例えば、一万本の債権譲渡をいたします場合には、一千二百万かかるというふうなことになります。しかもこれは、到達いたしませんと効力がございせんので、一万人も債務者の方がいらつしやれば、中にはなかなか難しいという場合もございまして、そういうふうな手続的、それから費用的な負担が非常に重いということもありまして、債権の流動化を進めるためには、民法上の對抗要件とは別の形で制度設計できないかというのが、実務界の方から要望としてあったということでございます。

したがって、今回、内容証明郵便による通知というのかえて、少なくとも、第三者の對抗要件は登記という形で具備していただく。登記の場合には、先ほど申し上げましたように、もちろん低廉な価格、低廉といひましようか、相当程度低廉な価格というものをひとつ念頭に置いて検討してまいりたいと思つておりますので、この法案のもとでは、費用的にも、それから手続的にも、一万本の債権の譲渡でありましても、登記は一件でよろしうございしますので、相当簡易化されるのではないかなと思ひます。

○保坂委員 簡易化されても、やはり債務者保護というところは大事なわけで、内容証明郵便だと大体見ますよね。内容証明で来たといへば、何だろつと見て見る。ただ、最近いろいろ郵便物多いですから。私なんか、郵便が来ても、開いてもみないというところもあるわけです。

では、例えば内容証明を大量に発送する場合には、大幅に、相当なコストダウンをするという工夫もできたんじやないですか。そういうことは検討されなかつたのですか。

○吉戒説明員 内容証明の手料は法定されておりますので、これを合理化して何をいたすということとは、これに伴う人件費等のコストは何かするかというところは考えられますけれども、ちよつとそれ以上のことは、私ども、アイデアとしてはございせんでした。

○保坂委員 ちよつと幾つかの例を、同僚議員も出しておられましたが、例えばこういう例でどうなるのかというのを聞いてみたいと思うのです。

A、Bともに経営するサラ金会社が倒産をいたしました。そして、会社そのものが分裂をして、取り合ひというか火事場の騒ぎになって、Aは登記の方法でAという会社に債権を譲渡した。Bは通知の方法でBの会社に債権を譲渡して、それぞれ對抗要件を備えた。登記の方が日付が早くなされていくが、債務者は、通知を受けたBの会社の方が取り立てが厳しいというところで債務を支払つてしまった。その後、Aの会社の方が債務者に対して訴訟を提起した。そして、実際にはAは登記事項証明書を交付してないのに、送つたはずだといふふうに主張をした。

こういう場合には極めて債務者保護が難しい状況になるのではないかと、いふふうに思ふのです。A、Bは共同で経営していた」と呼ぶ。共同で経営しておいて、では債務者がCというふうになると、A、Bが連帯債務者なわけですね。そういう場合には、それぞれ恐らく連帯債務でございまして債権譲渡はできると思ひますけれども、ただ、今のような事例ですと、A、Bはそれぞれ破産したということでございますので、破産後の譲渡はできないということになるのではないかなと。

破産は抜きにいたしまして、A、BがそれぞれA、Bに譲渡をいたしたという場合に、民法通

知と登記があつた場合には、それは、民法通知の到達の時点とそれから登記の時点でそれぞれ優先関係が決まってしまうというのが、この法案のもとでの優先関係ではないかなというふうに考えます。

○保坂委員 ですから、登記の方が実際には早いけれども、もう一つの通知の方が早く来てしまつた、そつちへ払つてしまつたという場合に、今度は、登記した側から訴訟が提起されて、実際には送っていないけれども送つたぞということでは裁判を起こされたという場合に、難しいのではないかと。

○吉戒説明員 登記が先であるけれども民法通知の方が先に行つた、そして登記事項証明書をつけた通知が後に来たというケース……(保坂委員「いや、来ない、来ない」と呼ぶ)来ないケースですか。その場合には、債務者としては、譲受人は民法通知の譲受人という者を債権者として、その者に弁済すれば免責されるというふうになります。

したがって、後に登記事項証明書を添付して通知があつて、その者がおれは債権者だと言ひましても、既に弁済して債権は消滅しておるといふような主張は可能だと思ひます。

○保坂委員 本日は、このあたりで、例えば、なぜ内容証明というものを合理化、簡素化のためになくしたかということにおいて生じてくる問題点を指摘したかつたわけで、その点は重ね重ね指摘をされていふと思ひます。

やはり、いろいろなケースがあり得て、しかし、弱い立場の債務者が極めて困難な立場に追い込まれる事例が想定し得る。それはどのぐらいのパーセンテージで起きるか否かは、こうした議論をずっと聞いていくとちよつと心配になつてくるという点を指摘いたしまして、ちよつと、きょう午前中から同僚議員からもお話のある、世田谷区内で起きた交通事故の件にテーマを移したいと思ひます。

実は、この交通事故の現場、私ごとになります

けれども、私も、この現場から三キロぐらい離れたところの同じ通りで歩行中に車にはねられて、二カ月入院するという交通事故を体験しました。ですから、事故が一瞬にして起きて、ぎりぎりのところで命が助かったという思いが非常にするわけです。そして、この事故の現場というのは、私自身もほとんど毎日通る現場であります。

実は、これも私ごとになりますが、レストランの前が現場なんです。その現場で食事をいたしまして、そして、テレビ局が何か道路を撮ったんですね。何を撮っているんだろうと思って見たらこの事件だったということで、本当にいたたまれない気持ちであります。

さて、午前中からのやりとりで、原田刑事局長は、率直に言って、この両親のどうなったのかという情報の求めに対して不適切な部分があったというのを率直にお認めになられているように思いますけれども、しかし、ではなぜそんな対応が生まれたのか。もし不適切な対応があったら、要するに、自分の最愛の子供が亡くなった、その後はどう処理されたのかという求めに対して、その場の対応がやはり被害者の大きな精神的な心の痛手にも結びついていったというこの結果を踏まえて、具体的にどうしたらいいのか。

例えば、被害者に対して、あるいはその遺族に対して、もし不適切な部分があるなら、率直におわびをして、もう一度信頼回復に努めるというようになことを踏み込んで考えられないのかということとをちょっと伺いたいと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

今委員お尋ねのように、結果的に、最愛のとおしますか、子供を亡くされた御両親の気持ちを考えますと、十分な措置がなされたとは言えないというのを私が申し上げたのはそのとおりでございます。

私自身、実は、交通事故の遺族の会の方々に二回にわたってお話を聞かせていただく機会がありまして、それぞれ大変胸を打たれるお話でございました。

一般的に、刑事事件の処理として、証拠上、公訴を提起するということが難しい場合、現実にはあるわけでございますけれども、その際に、やはり被害者の立場、特に、そういう肉親を亡くされた遺族の方々にできるだけ納得していただけるような説明をするために誠意を尽くすということとは、私自身必要なことだと痛感いたします。ただ、現実問題として、具体的な事実内容にわたりますと、さまざまな点でその点の納得をしていただけない面というものはあるかと思えます。しかし、問題は、そのために最善の誠意を尽くすということが私は必要でないかと思えます。そういうこともあり、現に検察におきまして、さまざまな点によってニュアンスが違いますが、けれども、ある種のルールづくりをしてできるだけそういうことをやっていくという動きがございますし、ただ、そのルールづくりには至らないまでも、現実問題としては、検察官はそのように努めてくれているものと私は思います。

しかし、私が申し上げましたのは、現実にはそれでもやはり納得していただけない部分がある、そういう場合には、それはそれとして私は認めまして、できるだけの措置を講じていくということが必要であるというふうに考えるわけです。

○保坂委員 警察の方にも来ていただいていると思います。

この事件の場合、トラックが、渋滞する世田谷通りを横断歩道に差し込みながらという形でとまっていたそうですね。信号が青になった。子供は結局トラックの前を横切りながら、そしてトラックはもう無線の会話中だったそうですね。それで発進してしまっただけで、なぜか左後輪でひかれてしまっているんですね。横断歩道から六、七メートル先がどうもその現場のようだということなんです。

そして、その目撃をしていた人、これは、まさに遺族が必死になって捜して、ようやく渡ったという証言だとか、あるいはパッシングランプで運転手に知らせたという証言、いろいろお集めに

なったようです。実は、ひかれた現場というのはパス停の真ん前と言っているところなんです。朝、世田谷通りは頻りにバスが来ます。ですから、目撃者の方が多数おられたのではないかと状況なんです。

警察の方に伺いたいんです。

一般的に言って、こういった事件の場合、目撃者をなるべく捜し出して証言を得るということ、これは基本中の基本かと思いますが、その点はいかがなんでしょうか。本件について、個々具体的な捜査の点について触れられないまでも、十分な捜査ができたかどうか、その二点について伺いたいと思います。

○渡邊説明員 お答えいたします。

交通事故捜査におきましては目撃者の確保というのが非常に重要なことでありまして、警察におきましては、現場付近での聞き込み、あるいは現場に立て看板等を設置して情報提供を呼びかけるというふうな、目撃者確保のために必要な捜査を行っているところでございます。

本件におきましても、現場付近でのそういった目撃者確保のための聞き込み、あるいは実況見分、被疑者の取り調べ、そういった所要の捜査を遂げて、警察としては検察庁の方に事件を送致したところでございます。

○保坂委員 それで、報道によると、これは今私が申し述べたような状況がありまして、そして警察の方が目撃者を捜す補充捜査を始めて、その後、東京地検の指示で捜査打ち切りということが図られて、そして不起訴ということになったというふうにあるのですが、これはやはり事実が解明されないうちに、そして、なぜ、子供がどういう状況で亡くなったのかもこまもろ煮詰まらないうちに、こういう判定に納得できないという声があるのは当然だと思えますけれども、検察が警察の地道な捜査努力に打ち切りというようなことを言うことがあり得るかどうか、この点について伺いたいと思います。

○原田(明)政府委員 委員お尋ねのような報道と

申しますか、そのニュアンスはいろいろと方があると思いますが、そういう報道がなされていることは私も承知しております。

具体的な捜査の経過に関することですのでお答えを差し控えるのが適当と思いますが、ただ、大変重要なことでございますので、一般的に、そのような警察が補充捜査をしている段階で、本件のような重大な事件で、検察官の立場でそれ以上捜査する必要があるというところを指示するということは通常あり得ないかと私は考えます。

○保坂委員 それでは、一般論ということでお答えいただきたいのでございますが、今刑事局長はつきり、本件のような、こういうことで補充捜査中に打ち切りを通告することはあり得ない。もしあり得ないことが仮にあったとしたならば、一般論で結構ですが、やはりこれは直ちに是正されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 本件につきましてさまざまな報道をなされる前から、遺族の方々またその弁護士の立場の方々のいろいろな折衝があったかという状況についてつまびらかにすることは今後のことがございまして適当でないと思えますが、検察官は、直接担当した検察官ではございませんが、本件についても新たな証拠があればそれについて考慮することはできるというところも申し述べた経過と承知しております。事柄の経過がいかにあれ、証拠が新たにあり、そして全体として評価して検察として取り上げるべきものがあれば、これは私は率直に申し上げまして、きちんとした対応をしなければならぬだろうと考えております。

○保坂委員 これも五月に入ってから署名がわずかの間で二万人近く集まった。大変な関心を持っているわけです。それは私自身も事故に遭いましたからわかるのです。交通事故は大変多いのです。そして、中には、人身事故を二回、そして死亡事故を二回、その二回目が自分の娘さんだったという方もいらっしゃるようで、全部不起訴ではないかと。これでは要するに交通事故が、厳しく

して憂うべきものがある。

片や、犯罪捜査の手法というふうなものは非常に限られておりまして、国際的にも、そういう手法というふうなものは、国際的な連携をとる上においておこなわれている面もないわけでもない。

そういうふうな意味で、今般の法律のお願いをするというふうな形になったわけでございますけれども、要するに、平穩ですばらしい社会生活を維持するために、このような悲惨な事件、暴力団、国際犯罪あるいはオウムみたいな事件、そういうふうな問題があるわけでございます。このように組織的な犯罪の防止というものが喫緊の課題である、このように認識いたしております。

○与謝野委員 法務大臣のお話の中にありましたように、覚せい剤事犯等は、最近では中学三年の女の子が学校で覚せい剤を打つというふうなことも報じられておりますし、また先般は、学校の女性の先生が覚せい剤使用で有罪になっております。こういう善良な市民社会に覚せい剤等が広がっていく、この背後には組織がある、その組織をなかなか解明できない、これはもう我が国にとっても大変不幸なことでございます。こういう法律に期待する国民の声というものは非常に強いものがあると私は思っております。

そこで、今答弁の中にもございましたが、国際的な問題としてとらえなければならぬ側面もあると私は思っております。組織的な犯罪対策に關しましては、国際的にも、例えばマネーロンダリング、要するにお金をクリーニングすることに関する処罰、あるいは犯罪収益に對してはそういうものを剝奪する、そういうことが強化されております。

こういう面から考えますと、組織的な犯罪に対する規制に關する国際的な協力、この側面も、私どもは国として責任を持っていると思ひますし、相次ぐサミットでもこういう問題が取り上げられて、国際的な犯罪に對する抑止の方策というものが探られているわけでございます。

特に、我が日本においても、ただいま法務大臣

がお触れになりましたように、国境を越えて犯罪が行われるというケースがございます。覚せい剤もそうでしょうし、銃刀法あるいは密入国、こういういろいろなものもございます。一方で、日本で得た犯罪収益を海外に持ち出して、これを投資して、これを隠すというような事例もあるのではないかと私は思っております。

いろいろな海外の法制度を見ますと、海外では、今申し上げましたような、国境を越えるような犯罪、あるいは組織による犯罪、あるいは犯罪収益等々に關しましては、法整備が最近大変進んでおりまして、日本は相当立ちおくれているのではないかと印象を私は持つわけでござい

ます。そこで、法務当局に伺いたいのは、このような組織的な犯罪に對する対策をめぐっての国際的な動向、あるいは国際協力の必要性について一体どう考えておられるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、組織的な犯罪の問題は、国際社会におきましても、各国の社会の安定や経済の維持発展に悪影響を及ぼすとともに、国境を越えた活動によって国際社会そのものにとつても脅威となることが懸念されております。最近の国際連合等における会議や引き続きサミット等におきましても、この問題が最も重要な課題の一つとして取り上げられており、ございまして、犯罪収益の規制措置など、国際的にも協調した対応をとらなければ対応できないということが主張されております。

ただいま御指摘のとおり、主要国におきましては、既に法制度の整備が進んでおり、ところでございまして、また、国際的な交通、通信手段の発達や経済活動の大規模化に伴ひまして、犯罪者が国境を越えて移動するのみならず、犯罪によって得られた収益が移動する。また、犯罪者間の連絡などが容易に国境を越えて行われるようになりまして、犯罪行為がそれ自体が国境を越えて行われる場

合はもちろん、収益の利用などのさまざまな場面でも、どの国も他国のこれらの犯罪の影響から免れることは困難な状況になっております。

その意味で、各国と協調して法制度も整備いたしました上で協力して対応してまいる必要性は大きくなりつつあるものと考えます。

○与謝野委員 組織的な犯罪に對処するための新たな立法の必要性に關しましては、現行の法律を十分活用すれば對処できるのではないかと意見もございまして、また、新たな立法措置は、日本の犯罪情勢が悪化した段階でその必要性を検討すればいいという意見もござい

ます。しかし、暴力団などの組織ぐるみの事件や、組織的な背景があることがもう明らかな重大事件でありながら未解決の事件や、その全体が明らかにできなかった事件はたくさんあることは事実であると私は思ひます。組織的な犯罪の摘発が必ずしも容易ではないということばかりか、犯罪組織そのものを壊滅させるに足る組織の中核の検挙については、非常に困難な現状にあるように思ひ

ます。したがって、組織的な犯罪と戦うための法的武器としては、現行の法律だけでは不十分な状態になつてい

たと思ひますが、この点に關する法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

近年の我が国におきまします組織的な犯罪の情勢及びこれに對する国際的な対応の必要性に對しまして、我が国の刑事実体法及び手続法の現状を見ますと、現行の法定刑ではその違法性が十分に評価されたいと思はれるものがあります。また、没収とか追徴を含めまして、犯罪によって得られた収益の利用を規制するための刑事法上の措置が現在の経済システムの中での犯罪に關してはこれに合致しないなど、的確な対応ができなくなりつつあります。

この面では、いわば個人的な犯罪と違ひまして、犯罪をビジネスとしてとらえてこれを敢行する組織があるというところは事実でございます。

で、そのような面から、犯罪をペイさせない社会というものに向けて、私どもとしても十分な対応をしていく必要があるのではなからうかと考えます。

犯罪活動の把握が困難となっている状況で行われます密行性の強い犯罪の捜査につきましては、従来の捜査方法だけでは効果的に對処してまいることが極めて困難な場合がござい

ます。なかなか難しい問題もございまして、新たな捜査方法につきましても、これを考究して導入していく必要があるのではなからうかと考える次第でございます。

また、こうした犯罪に關する、例えば被害者あるいは目撃者、その他の関係者等が証人として刑事司法に協力していただく必要がますます出てまいります。そうした場合に、捜査あるいは公判に協力することで自分自身または親族に危害を加えられる不安も強いわけでございます。そういう場合に、そのような証人等の保護に關しまして、刑事司法としてもできるだけの保護を圖っていく、しかし、それも適正な手続保障との関連でバランスのとれたものにしていくという観点の配慮も必要でございまして、そのような措置を広く考えていく必要があるのではなからうかと考えております。

○与謝野委員 私が伺ひましたのは、例えば覚せい剤事犯を見ましても、末端の使用とか売人とかは捕まいますけれども、その背後にありまします全にそういう覚せい剤なんかを流通させる組織、あるいは海外からそういうものを密輸する組織、あるいは海外からそういうものを密輸することであつて、やはりそういう意味では、そういう組織に對してメスを入れるための必要な手段というものを法的に用意する必要があると私は思っております。

そこで、もう一方の意見では、暴力団に對する犯罪は、既にいわゆる暴力団対策法があるではないか、こういうものが制定されているのだから、それで対応できる。また、先般改正されました入

管法では、組織的な集団密入国事犯などについて新たな規定が設けられたわけでございまして、そういう現行法の範囲で取り締まることができ、検挙できる、摘発できるのではないかと意見もございします。

そこで、お伺いしたいのは、どういうことで新たな立法を必要とするというふうにお考えなのか、暴力団対策法等の法律ではなお十分とお考えになっているのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 御指摘の暴力団対策法は、いわば行政的な手法によりまして暴力団の活動を抑止しようとする制度を中心とする法律でございします。犯罪行為への対応を定める今回の三法案とは、その手段また射程を異にするものでございします。

また、出入国管理及び難民認定法は、いわゆる集団密航への対応を目的とした改正が行われたのでございしますが、ここで新たに重く処罰することとされた犯罪に關しまして、その実態を説明するための新たな捜査手法の導入が必要であるというところに關しましては、刑法の罪の場合と同様でございします。これらの罪は、一方でビジネスとして巨額の利益を得る目的で行われるのが通常でございまして、これから得られた収益について、他の犯罪と同様に規制を行う必要が高いと考えております。

そのような意味で、本法案を提出させていただいている必要性は高いと考えているのでございします。

○与謝野委員 そこで、法務省がこういう三つの法律を組織犯罪対策として出されたわけですが、その前段階として法務大臣が法制審議会に諮問をされました。

その諮問はどうかということではなされたのか、審議経過はどうだったのか、また、最終的にこういう三つの法律に結実したその審議の経過というものを、簡単に結構でございしますから、お述べをいたしたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 我が国におきまます組織的な犯罪発生情勢、そして、たゞいまも御指摘いたされているような組織的な犯罪の問題に対する国際的に協調した対応の必要性にかんがみまして、こうした犯罪に適切に対処するため、刑事の実体法及び手続法の分野において、当面緊急に対応する必要があると思われる事項に關しまして必要な法整備を図るべく、平成八年十月、法制審議会に法務大臣から諮問がなされたところでございします。

法制審議会では、まず、その下部機関でございします刑事法部会で審議することとされ、この部会では、同年十月から平成九年七月までの間、十五回にわたりましてさまざまな角度から綿密かつ慎重な審議、調査が行われました。そして同年七月刑事法部会の結論が出たところから、同年九月、法制審議会において刑事法部会の結論の報告を受けましてさらに審議が行われ、結局、組織的な犯罪に對処するための刑事法整備要綱骨子を内容とする答申がなされたものでございします。

法務省といたしましては、この方針を踏まえまして、その後内閣法制局初関係省庁との協議、検討を行いまして、本年三月十三日、組織的な犯罪に對処するための三法案という形で提出させていただくに至ったものでございします。

○与謝野委員 そこで、法制審議会はほとんどの方が賛成、多数意見は多数意見として表に出てきているわけですが、少数意見も多分幾つかあったと思ひますが、私は、いずれそういう少数意見についてもこの委員会で明らかにしたいだいて、なほ少数意見がとられなかったのだらうかということもまた考えてみる必要があるのではないかと思ひます。

そこで、例えばオウム真理教によります組織的な殺人あるいは誘拐等の一連の事件や、後を絶たない大規模な詐欺商法、自己の意思に従わない一般市民に対する暴力団の威力業務妨害等による圧迫などの実情にかんがみますと、その重大性に見合った量刑の確保及びこれらの犯罪の防止のため、組織的な犯罪に対する刑の加重が必要と考え

ておりますが、今回の法律案第三条による組織的な犯罪の刑の加重はどのような類型の犯罪を想定しているのか、またその加重処罰の根拠はどのように考えておられるのか、説明を願ひたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

本法律案第三条は二つの類型について刑の加重を規定しております。第一項は、犯罪に当たたる行為が継続性、組織性の強い集団の活動としてこれを實行するための組織により行われる場合には、通常、計画性等が高度で、これに従って多数人が統一された意思のもとで指揮命令に基づいてあらかじめ定められた任務を分担して一体として犯罪を實行するということから、目的を實現する可能性が著しく高く、多数人に被害を及ぼすなど、重大な結果が生じやすい、あるいは莫大な不正な利益が生ずることが多いと考えられます。その典型的な例としては、いわゆる地下鉄サリン事件などのほか、暴力団対立抗争時に対立組織の首領を殺害するためのいわば実行部隊をつくってこれを実行したような場合、法人組織を利用した大規模ないわゆる詐欺商法の事案等が想定されるわけでございします。

また、同条第二項に言う不正な権益とは、暴力団の例えは組織等のようなものを典型とするもので、団体の構成員による犯罪等の不正な行為により当該団体等が継続的に利益を得ることを容易にするような、団体の威力に基づく支配力のこととございまして、このような不正な利益を獲得することの源泉となる団体の支配力の維持拡大を目的として行われる犯罪は、典型的な例として、例えば組織内におけるいわゆるみかじめ料の獲得を資金源としている暴力団の組員が、その支払いを拒んだ者に対して恐喝等の犯行に及んだような場合や、組織内争いのための殺人等の行為がございします。

これらの犯罪は、その態様や結果、動機から見ると、特に違法性、反社会性が高いと認められます

ことから、他の加重類型の有無をも考慮しつつ、現行法では法定刑が十分でないと思われる特定の犯罪について加重類型を設けさせていただきたいとしたものでございします。

○与謝野委員 しかし、これに対しては、これらの罪に對する実際の裁判所での量刑を見てみると、法定刑の上限に集中しているわけではない、したがって、このような加重の必要性はないという意見がございします。しかし、刑を加重するということとは、社会がこれらの犯罪が非常に反社会性が高いと厳しい評価をする、またそういう犯罪に對しては強い決意で臨む、そういう意思をあらわしているわけでございまして、そういう意思を、強い決意を明らかにすることによって犯罪の抑止を図るという面もございします。量刑が上限に集中しているわけではないから加重の必要性がないという議論は、私は多分おかしいのではないかとと思ひますが、そのような批判に對してはどのようにお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 御指摘のとおり、法定刑は法律が定める構成要件に該當する行為が持ちます違法性の評価を示す機能を持っております。その面では、まさに御指摘のとおり特定の犯罪類型に對する法定刑の姿というものは国家意思の表明であると考へます。実際の量刑は法定刑において定められた違法性の尺度の中で決められるものであります。したがって、構成要件に該當する行為として想定し得る最も高度の違法性を有していると判断される事案に對しまして、初めて法定刑の上限ないしこれに極めて接近した量刑がなされる、法定刑の上限の集中というのは本来的には生じ得ない、特に日本のような法定刑の幅が広く考へられている場合にはそのような事態になると思ひます。

そこで、第三条の規定による刑の加重は、法定刑では違法性の評価が不十分と考えられる、その尺度の中では適切な量刑もなし得ないと思ひえる罪につきまして、これらの規定に該當する場合の類型的な違法性の高さに着目いたしまして、その違

法評師を明示し、適切な量刑をなし得るようにするとともに、先ほど申し上げましたような国家意思の表明として、かかる犯罪の抑止に資することを目指すものでございます。

したがって、本法律案が刑の加重を対象としている犯罪の中には、法定刑の上限に近い量刑がしばしば行われるものももちろん含まれているのでございますが、刑の加重はそのことを直接の理由とするものではないというふうに御理解賜ればと存じます。

○与謝野委員 次に、マネーロンダリングについてお伺いしたいのですが、一般的にマネーロンダリングというのはどのような行為を指すのでしょうか。それについて簡単に御説明をいただければと思います。

○古田(佑)政府委員 マネーロンダリングという言葉は概念がなかなかつかみにくいものでございますが、一般的に、国際的にどのような理解がなされているかということを示し上げますと、典型的なものが、犯罪によって得た利益をあたかも犯罪から得られたものではないように装うためにいろいろ工夫を凝らすこと、これが一つの典型的なものでございます。

それに加えて、例えばその犯罪収益をいろいろな金融制度を使って他国に移動するとか、そういう類型のものもアメリカ等では含んで考えております。

それともう一点ございまして、その犯罪収益でもうけたお金をいわば運用する行為、これもマネーロンダリングの一部だというふうに考えられているところがございます。

○与謝野委員 そうしますと、日本の経済構造や金融市場の健全性が私ども社会の大変重要な課題となっております今日、マネーロンダリング対策は、犯罪収益が正常な経済活動に浸透していく、そういうことを抑止するということは、日本の経済の健全性を確保し、またその信頼を確保する上で極めて重要であるということとわかるわけでございます。このようなマネーロンダリング対策の

持つ意義に關しまして法務大臣はどのようにお考えになっておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○下福葉國務大臣 マネーロンダリング規制は、犯罪収益が将来の犯罪活動に再投資されることや犯罪組織の維持拡大に利用されることを防止するだけでなく、それを事業活動に投資されることによりまして合法的な経済活動への悪影響を防止するために必要かつ有効であり、そのことは現在国際的にも各国共通の理解となっているわけでございます。各国とも犯罪収益が金融システムその他の経済活動に流れ込むことを大変強い関心を持って警戒いたしているところであります。

その意味で、委員御指摘のとおり、我が国の経済の健全性と信頼の確保が国内的にも国際的にも急務となっている今日、マネーロンダリング対策というものは大変重要な意義を有するものである、このように認識いたしております。

○与謝野委員 そこで、マネーロンダリングというのは必ずしも一國でやる話ではなくて、国境を越えてお金がどんどん移動していくということが容易に想像されるのですが、国際的にもこういうものに對していろいろな対策がとられておりますし、諸外国では多分そういうものに對しての法整備が進んでいると私は考えます。

そこで、諸外国におきますマネーロンダリング対策について、典型的なものについて御紹介をいただければと思っております。

○古田(佑)政府委員 世界各國個別に申し上げる前に、マネーロンダリング対策についての最も大きな国際的な動きについて御説明いたしておきたいと存じます。

これは今から約十年ほど前のアルシュ・サミットの際に、金融活動作業部会というものをつくりまして、そこでマネーロンダリング対策を本格的に検討するという合意ができました。以後、この金融活動作業部会でマネーロンダリング対策を約十年にわたって検討してまいっている次第でございます。現在はOECDの中に事務局を置いて

活動し、二十六カ國が加盟している状態でございます。金融活動作業部会の活動を全世界的なものに広めるために、各地域におきまして、同様のいろいろな活動を行う地域的な会合が次々と設立されてきており、アジアにおきましても、ことしの三月に東京でその第一回会合が開かれた状況でございます。

さて、このマネーロンダリング対策といたしまして、主な国でどのような法制になっているかということも簡単に申し上げますと、マネーロンダリング対策は、もともとは薬物犯罪について行われたものでございますが、既に多数の國で薬物犯罪以外の犯罪についてもその対象を広げております。

その例を申し上げますと、例えばイギリスでは、正式起訴ができる犯罪、これはかなり重い罪といえますが、いわば軽罪と区別するような部分があるわけですが、刑法犯に当たるような罪というのは基本的にこの類型に属するわけです。それからフランスにおきましては、すべての重罪及び軽罪、これは軽犯罪法のような違警罪と申しますか、そういうものを除くすべての罪ということになるわけでございます。ドイツでは、重罪のほか特に個別的に列挙した複数の罪などがそれぞれ前提犯罪としてマネーロンダリングの対象というところになっているわけでございます。またアメリカにおきましても、これは個別に列挙されておりますが、非常に広範なものが前提犯罪として定められていくわけでございます。

その規制の内容につきましましては、先ほど申し上げました点が主な点でございますが、一点申し落しましたのでつけ加えさせていただきます。こういふ犯罪の収益であることを知って受け取る、こういうこともマネーロンダリングの典型の一つというふうになっているわけでございます。これは専ら刑事罰、あるいは刑事罰の面からの規制でございますけれども、それに加えて犯罪収益の没収などにつきましても広くその範囲を拡大している状況でございます。そのほかに、例えば金融機関

に對しましてマネーロンダリングの疑いがある取引、これにつきましまして取引の報告義務を定めるといふことが各國において一般的なものになっております。

○与謝野委員 そこで、今回の三法の中で賛否がいろいろございしますものに、いわゆる通信傍受の問題がございします。よく読んでみますと、この通信傍受というのは大変厳格な手続で、もちろん裁判所の令状でこれを行うということになっているわけでございます。

その手続の厳格性についてはまた別の機会にお伺いしたいと思います。現代の犯罪者というのはいろいろな通信手段を持っておりまして、これは、電話ばかりでなく、パソコン通信もそういうものに含まれていると思っております。特に、複数の者が役割分担をして犯罪を犯すというような組織的な犯罪においては、こういう通信手段を確保しながら極めてよく連絡をとりながら犯罪を犯していくというふうなケースがたかさんございますし、そういう傾向があるわけでございます。

具体的な犯罪に對処するためには、どういふものが犯罪であるか、そういう犯罪に對してどのような刑を用意するか、そういう犯罪に對してどのような法則と申しますか、刑罰法規の方もきちんとしなければなりませんし、またそういう犯罪が起きましたときにそれを有効に検挙する、摘発するための手段、いわば手続法と申しますか、そういうものも我々の社会には必要とされているのではないかと。今回の法律に盛り込まれている通信傍受の制度は、手続の面を厳格でしっかりと押さえていけば大変有効な捜査の方法であり、犯罪を解明する上で大変重要なものであると私は思っております。

そこで、法務大臣にお伺いしたいのは、犯罪捜査のための通信傍受の制度の必要性について、法務大臣は基本的な考えをお持ちだと思っております。それを明らかにしていただきたいと思います。思っております。

○下福葉國務大臣 組織的な犯罪は、検挙を免れ

るために犯行自体が密行的に行われることは当然のことです。それから、犯行を犯した後に、証拠隠滅工作でございまして、あるいは犯人を隠す工作、そういうふうなことが行われることが少なくないわけでございます。犯行に際しては、犯人の一部の者、特にその末端の組織の犯行者が検挙されても、首謀者等の氏名やその関与の状況などについては供述を得ることはほとんど難しいのが現状でございます。その真相を解明し、首謀者等、真に責任を有する者を検挙することが著しく困難となる場合が少なからず生じております。

一方、電話等の電気通信は、これを利用すればお互いに顔を見合わせることもなくて、また第三者に知られずに、簡易迅速に連絡ができるわけでございます。殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大な犯罪の実行に際しまして、組織的、密行的に犯罪を実行するための手段としてしばしば悪用されているのが現状でございます。

このようなことから、これらの犯罪の全貌を解明し、犯行に真に責任を有する者を検挙するためには、犯罪捜査のための通信傍受の制度を導入する必要があります。このように考えております。

○与謝野委員 私、知っている限りでは、通信を傍受したことは過去にもあって、例えば、山梨県で行われた通信傍受というのは、刑事訴訟法に定める検証令状に基づいて電話局で行われたという例もありますし、またそのほかにも数例、そういう検証令状で通信傍受を行ったというケースがございます。

したがって、こういう意見が出てまいります。現行法においても通信傍受は検証令状でできるではないか、なぜ新たな立法が必要なのかと。そこで、なぜ新たな立法が必要なのかということについての法務当局の考え方を伺いたいと思っております。

○原田(明)政府委員 御指摘のとおり、犯罪捜査のための通信傍受ということにしましては、こ

れまで、電話を利用した覚せい剤の密売事件につきまして、刑事訴訟法が定める検証許可状、裁判官の検証許可状によって電話の傍受を行って、密売に従事した者の検挙に成果を上げた例が幾つかございます。

これらの事例におきましては、主として覚せい剤の密売に用いられている電話であることが実質的な要件の一つとされているなどの理由から、その背後にいる首謀者の特定等は困難でございます。犯罪の全容を解明するという観点からは十分な効果が期待できないという側面がございます。また実際問題として、傍受の手続、要件等は、刑事訴訟法の検証に関する規定の解釈に頼っているところがございます。これにつきまして、もう少し手続としてきちんとしたものを法律でもって定めて、それによって行っていくということが必要でないかということ、かねて学者からも指摘されてきたところでございます。

通信の傍受は、継続的に行われるという点で、関係者の権利保護につきましても、従来の強制処分と異なつたさまざまな配慮が必要でございます。対象犯罪その他の要件を限定するとともに、必要と考えられます権利保護の手続を設ける必要もある。また諸外国の例にもかんがえまして、現在最もそういう点で慎重かつ多彩な手続規定を設けて、いろいろな角度から縛りをかけながら実行している諸外国の例を参考にしながら、今回の法律案を作成させていただいたというのが実情でございます。

○与謝野委員 そこで今、厳格な令状主義による、こういうことですが、令状を請求する段階でわかつていなければならないということ、裁判所に令状を請求するための必要な疎明資料と申しますか、裁判所に令状を請求するための必要な前提条件というのは一体どういうことなのか、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。さまざまな条件といえますが要件、手続規定で定めておりますが、お尋ねの、最も大事な要件

は、いわば単なる情報入手ということとは全く異なるものでございまして、この法案の別表に限定的に列挙された重大な犯罪あるいは社会的に危険な犯罪に関する高度な嫌疑があるというところがまず第一でございます。それから、その犯罪の実行に関連する事項と内容とする通信が行われる蓋然性が認められるということが二番目の要件。そして、他の方法によつては当該事案を解明することが著しく困難であると認められるときに、この通信傍受に関する令状を請求することができるとございまして、そして、その対象とする通信も、傍受すべき通信が行われる蓋然性のある特定の通信手段に限って許可請求がなされるというものとなっております。

○与謝野委員 それは、例えば逮捕状なんかを請求するときの相当の理由というものと今回の通信傍受の令状を請求するときの条件とは、どちらが厳しいというふうにお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 逮捕状請求の場合の要件より、かなり厳しい要件を必要とすると考えております。

○与謝野委員 また、こういう実は反論がございます。通信傍受の制度を整備しても、犯罪者は、なかなか利口で、一枚上手で、電話では重要な話をしないことになるとは、捜査機関の捜査に対抗するために次々と新しい方法を考へてくるのではないかと。したがって、通信傍受は組織的な犯罪に対処するための有効な措置に本当になり得るのか、こういうことをおっしゃる方がおられますが、それについての法務省の考え方を伺いたい。

○原田(明)政府委員 御指摘のとおり、通信傍受の制度を整備されますと、犯罪を行う者としては、それを警戒いたしまして何らかの対応策をとろうとするのは当然考えられるところでございしますが、薬物や銃器の密売等の場合、あるいは複数の者があらかじめ計画を定めて、役割を分担して組織的に犯罪を実行する場合など、犯行に関与する者の間では頻りに連絡をとることは必要不可

欠な事案がございます。そのような事案については、電気通信手段を用いないようにするということは事実上極めて難しいだろうと考えられます。したがって、通信の傍受が有効な措置たり得る、その効果は薄れないというふうに考えます。

また、もとより捜査は、それぞれの事案におきまして有効適切な捜査手段を選択して進められていくべきもので、これがあるからすべてというわけではございません。しかし、組織的に行われる犯罪の中で、ある特定の段階で、ある人とある人の間でこのような会話がなされたということが客観的に固定されるということは、捜査手段にとつては大変ないわば材料になるわけでございます。

そういう点で考えますと、通信手段が用いられることの多い組織的な犯罪の捜査を行う上で極めて有効な手段の一つであるというふうに考える次第でございます。この点は、世界的に見ても、各国でそのような制度が既に設けられて運用に移されているということから考えましても、十分納得していただけるのではないだろうかと思つた次第でございます。

○与謝野委員 諸外国は、犯罪捜査のための通信傍受を認めている国が多いのではないかと私は思っております。これはもうかなり以前から使われている捜査の手段で、国によっては既にそういう制度が定着している国もございまして、これが組織的な犯罪に対する有効な対抗手段となると私は理解しております。

日本では通信傍受については、きちんとした制度は今までなかったわけでございます。犯罪者が自由に電話などの通信手段を利用しているのに比べてまして、捜査手段の方は相当に立ちおくれていると言わざるを得ません。そういう意味では、私は、この法案というのは大変大事であつて、なるべく早期に成立をさせたいと思っております。

そこで、外国における通信傍受制度の整備の状況について法務省に伺いたいわけですが、外国によつては、既に起きた犯罪を捜査するための通信傍受と、それとは別の系統の、いわば情

報収集の手段としての通信傍受という二つの制度があるように聞いておりましたが、例えば、アメリカでもそういう二系統の通信傍受の制度になっているし、またフランス等もそういうふうになっているのではないかと聞いておりました。

そこで、犯罪捜査のための通信傍受の制度は、一体、諸外国、先進諸国ではどうなっているのかということをお聞かせにしたいと思っております。

○古田(佐)政府委員 諸外国におきます犯罪捜査のための通信傍受の制度は、これはもうほとんどどの国で制度化しております。その内容を細かく申し上げると相当な量になることは事実でございます。ただ、概略のことを申し上げますと、先ほどからお話のありました、アメリカでありますとかドイツ、フランス、カナダ、イタリア、こういったいわゆる先進諸国等におきますと、これはもうかなり前からいろんな形で犯罪捜査のための通信の傍受が制度化されているわけでございます。

そのいずれの国におきましても、罪名を限定するなりあるいは法定刑でその範囲を決めるなり、幾つかの、ほかの捜査手段とは違った要件をつくっているというのが実情ではございますけれども、現時点で各国がとっている制度は、相当広範囲の犯罪を対象としているわけでございます。また、例えば傍受の期間等につきましても、アメリカでは、まず最初が三十日で、その後裁判官の許可を得て延長ができる、あるいはドイツ等では三カ月以内が最初の期間というふうな、かなり長期間のものを利用していているという状況でございます。

なお、先ほどお話をいたしました、犯罪捜査以外の通信の傍受でございますが、これにつきましても、例えばフランスあるいはドイツでは、犯罪捜査とは別途の目的の、国防情報あるいは治安情報、こういうものの収集目的での傍受というのが別途法律で定められておりました。例えばこれは内務大臣の判断で行うというふうな仕組みになっ

ているわけでございます。

そういうことで、各国とも、いわば刑事訴訟法の手続上の犯罪捜査のための傍受につきましても、今申し上げたような、罪名を限定するなりそれなりの工夫をして、プライバシーの侵害等も考慮しながら犯罪捜査の実を上げるといって考えてきていたというふうな承知しているわけでは、私どもの今回提案させていただいております法案につきましても、こういうふうな外国のいろいろな法制も十分検討した上、これらと比べましても十分に厳格な内容のものとして御提案をさせていただいておるというふうに信じております。

○与謝野委員 そこで、今回のこの通信傍受は、憲法の規定にございします通信の秘密、これを守らなさいいけないという規定とどういう整合性を持つのかということ、数多くの方が関心を持ち、御意見を持っておられるわけでございます。私は、通信の秘密の絶対性というものは既にないということ、例えば、封書というものを、通信の一態様ですが、これを差し押さえることができるということとかからすれば、既に通信の秘密の絶対性というものは多分社会は認めていないんだろと思うんですが、今回は通信傍受ということでは、より響きとしては憲法の規定に違反してはいるのではないかと、うことを考えている方が何人もおられる。

そこで、この法案と憲法との関係は、きちんとやはり整理しておく必要があるのではないかと、思っておりますので、その点について、憲法とこの法律案との関係についてどのように整理し、考えているのかというところを明らかにしていただきたいと思っております。

○原田(明)政府委員 お答えを申し上げます。憲法が保障しております各種の基本的な人権は、それぞれに關する条文が制限の可能性を明示している場合も明示していない場合もございますけれども、憲法第十二条、第十三条の規定からいたしまして、その濫用は禁止され、公共の福祉の制限のもとに立つものでございまして、それ自体絶対無制限のものでないことは、最高裁判所の判決が

判示するところでございます。

憲法第二十一条後段に定められております通信の秘密の保障も、公共の福祉の要請に基づき必要最小限の範囲ではその制約が許される場合もあると考えられるところでございます。

現に、ただいま委員御指摘の刑事訴訟法第百条は、一定の要件のもとに、通信事務を取り扱う官署等において取り扱っている郵便物及び電信に關する書類についても差し押さえるを認めているものでございまして、それがおよそ通信の秘密を侵害するものであるとしてこの条項を違憲とする見解は見当たらないと存じます。

したがって、通信の傍受も、犯罪捜査という公共の福祉の要請に基づきまして必要最小限の範囲でこれを行うことは許されるものと考えます。

また、通信の傍受の制度は、憲法三十一条が保障いたします適正手続の要請を満たすものでなければならぬことは言うまでもございせん。具體的には、憲法第三十五条が定める令状主義の趣旨に沿う要件と手続をきちんと定めるものでなければならぬと考えます。

本法案の通信の傍受の制度は、これらの要請をすべて満たすものでございまして、憲法上の問題はないと考えます。先ほど申し上げましたような厳しい要件のものとしており、通信の秘密、国民の私生活上の自由の制約は、必要やむを得ない範囲に限定されていると考えます。傍受の実施の際には、該当性判断のための傍受も許されるとされおられますが、これも傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するために必要な最小限度の範囲に限定されていると考えます。

次に、憲法三十一条の適正手続の保障、また第三十五条の令状主義との関係につきましても、本法案におきましては、さきに述べましたような厳格な要件を満たした場合に裁判官の発する傍受すべき通信及び傍受の実施の対象とする通信手段を明示する令状によりまして通信の傍受が行い得るものとするものでございまして、憲法の定める適

正手続の保障の要請を満たしており、令状主義の趣旨にも沿うものであると考える次第でございます。

○与謝野委員 今、携帯電話だけでも三千万台を超えるということで、中学生、高校生まで携帯電話を持つような世の中になって、電話での通信というのは国民生活にとっても欠かすことのできないものになっております。これは、そういう日常性を持っておりまして、一般の市民からすれば、自分たちが大事な電話をするものが聞かれてしまふんではないかというおそれを持つわけですから、この法律の名前を聞いただけで、自分たちの聞かれるんじゃないですかという心配をする方がおられます。

これは、この委員会での審議を通じて、そういうことではないかということも十分国民の皆様方に御理解をいただいて、もう既に発生した犯罪に対しての捜査、そういうものに限定されるんだということを明らかにしていかなければなりません。し、犯罪と関係のない一般の方の通信というのは傍受されることではないということについて、どういう仕組み、手続によってそういうものが確保されているのか、これは実際の令状を請求する段階、あるいは通信を電話局において立会人のもとで傍受すること、それから、今原田局長が触れられた、該当性判断の必要最小限の傍受、あるいはその後の裁判所と記録との関係、そういうものについて国民が、まあ、これだけの厳格な手続規定が入っていただければ大丈夫だということはやはりわかっていただかなければならないわけです。

そこで、全体としての、一般の善良な市民が安心できるその手続というのは一体どういう仕組みになっているのかということをお聞かせにしたい。

○原田(明)政府委員 お尋ねの、まさに一般の、犯罪とは無縁な方が考えて、大切な通信が傍受されることに関する不快感と申しますか不安感というものを除去するための手続は、大変重要であると思っております。そのためには、これを逐一説明し

始めると本当に長くなってしまうような、さまざまな手続を用意しております。

まず、その請求自体についての要件については先ほども申し述べましたが、これにつきましては一定の、請求する側についても特に指定した者という形で制限してまいらねば、裁判所の裁判官の審査に基づき令状をいただく、そして、傍受の実施の手続につきましても、通信事業者等の立ち会い、これらの人に対します令状の提示、また、傍受をした通信をきちんと記録しておくこと、後で検証することができるようになること、また、書面により裁判官へその実施状況を提出すること、また、通信の当事者に対して事後の通知制度を持つていくこと、また、通信の当事者による記録の閲覧、聴取等の手続、また、不服がある場合の申し立て手続を持つていくこと、毎年運用状況について公表いたしまして、国会へも報告させていただくことなど、また、今回、審議の過程で法制

審議会の中でも議論がなされた結果、仮に本手続によらないで違法な通信傍受が行われたという場合には、現在でも犯罪を構成するわけでございしますが、それらにつきまして仮に検察官が起訴しない場合にはいよいよゆるゆる起訴手続の対象とすることなど、さまざまな対応をつくらせていただいておりますので、さまたまさせていただきます。

そういう点で、先ほども申し上げましたが、欧米主要国の法制と比較しましても十分厳格なものになっていくと思っております。それらにつきましても十分御説明させていただく機会が与えられればと存する次第でございます。そのような制度のもとでは捜査機関が無差別的に電話等を傍受する余地は全くなく、法律に従って適切な運用がなされていくものと考えて次第でございます。

○与謝野委員 手続に関して、通信傍受に関しては、私は、この法律案を勉強しても、相当いいところまでいっている、考えられるほとんどベストの案ができていくと思うのです。しかし、しよせん、その法律を運用するのは人間であり、人間と申しますより捜査機関そのものでございまして、

その捜査機関の信頼性、これによるところが大変大きい。したがって、捜査機関に対する信頼の確保というものが特に私は重要であるというふうに思っておりますが、その点に關しては法務省の見解を伺いたい。

○原田(明)政府委員 まさに御指摘のとおり、通信の傍受は、犯罪捜査という公共の福祉の実現のためには申しながら、憲法が保障する通信の秘密等を制約するものでございしますから、そのような重要な権限を託される捜査機関の責任は極めて大きいと考えます。犯罪捜査のためにこれを有効に活用することに努めるばかりでなく、いさしくも傍受が適正に実施されていないとのそしりを受けかねないものと考えております。各捜査機関においては、このことを十分踏まえて運用に当たると考えております。

捜査機関の信頼性に関する種々の御意見があることは承知しております。自由で民主的な法治国家においては、捜査機関がまさに国民の信頼を得て適正にその職務を遂行してまいることが社会の基盤をなすものと考えております。我が国の各捜査機関は、このことを踏まえて、これまでにも様々な職務執行に努めてきたものと存じますが、今後ともさらにそのような立場で事に処していき、十分な国民のチェックをいただくながらその責務を遂行してまいらねばならないと考えております。

○与謝野委員 今の件に關しては、審議が進む中で、捜査機関の内部手続の問題等々、いろいろ明らかにしていただかなければならない問題も私はあると思っております。組織的な犯罪対策というものは大変重要でございまして、決してこの法律ができたからそれで済むというものではございせん。この法律は、当面緊急なものに必要なことが書かれてあるわけございまして、さらに私は必要な課題もあると思っております。このような法律ができれば、先ほど申し上げましたように、それを活用する体制

を整備しまして、強い決意を持ってこれを執行しなければならぬと考えております。今後の組織的な犯罪の摘発や犯罪組織自体の解明、検挙等に関する法務大臣の御決意をお伺いしたい。

○下福(國)務大臣 この三法案は、組織的な犯罪に適切に対処するため、刑事の実体法及び手続法の分野において、当面緊急に対応する必要があると思われる事項について法整備を行うものでありまして、必ずしも組織的な犯罪対策として法整備をすべき事項がこれだけ尽きているというものであるとは思いません。組織的な犯罪につきましましては、刑事の実体法、手続法に限らず、各種の法制度においてそれぞれその防止の対策を検討する必要があると思ひますし、まさしく言うなれば相手との知恵の戦いだ、そういうふうな感じがいたします。

組織的な犯罪の摘発や解明、検挙は我が国の平和な市民生活及び健全な経済活動を維持するため極めて重要でありますので、できる限り早期にこの三法案を成立させていただきまして、それを踏まえまして、私どもも体制を整備し、今後とも全力を尽くしてまいりたい、このように思ひます。

○与謝野委員 以上で質問を終わりますが、私も自由民主党は、これらの重要な法案につきましましてさらに細部にわたって質問を積み重ね、国民的な議論のもとでこの法律を成立させたいと思っております。また、各党の皆様方もこれから質疑を始められるわけでございますけれども、そういう中で、この法律が持つ重要性、あるいはこの法律を運用する場合のいろいろ気をつけなければならぬ点というものが明らかにされることを強く望みまして、質問を終わります。

○八代委員長代理 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、法人がする債権の譲渡の対抗要件に關し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。

(債権の譲渡の対抗要件の特例等)

第二条 法人が債権指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限り、以下同じ。を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

2 前項に規定する登記(以下「債権譲渡登記」という。)がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第八條第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

3 前項の場合においては、民法第四百六十八條第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けらるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に對抗することができ。

4 前三項の規定は、第七條第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消の登記について準用する。この場合において、前項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替へるものとする。

(登記所)

第三条 債権譲渡登記に関する事務は、法務大臣

の指定する法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所(次条において指定法務局等という)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。(登記官)

第四条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。(債権譲渡登記)

第五条 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することが出来る物を含む。)をもって調製する債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
二 譲受人の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)
三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所
四 登記原因及びその日付
五 譲渡に係る債権の総額
六 譲渡に係る債権の債務者その他の譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

七 債権譲渡登記の存続期間
八 登記番号
九 登記の年月日

2 前項第七号の存続期間は、五十年を超えないこととできない。ただし、五十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

3 債権譲渡登記(以下この項において「旧登記」という)がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記(以下この項において「新登記」という)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債権については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

4 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合(第二条第一項の規定により通知があつたものとみなされる場合を除く。)には、当該債権については、当該債権譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。(延長登記)

第六条 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡登記の存続期間の延長の登記を申請することができる。ただし、延長により前条第二項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 前項の規定による存続期間の延長の登記(以下「延長登記」という)は、当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 当該債権譲渡登記の存続期間を延長する旨
二 延長後の存続期間
三 登記番号
四 登記の年月日

(抹消登記)
第七条 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、債権譲渡登記の抹消を申請することとができる。

一 債権の譲渡が効力を生じないこと。
二 債権の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失つたこと。
三 譲渡に係る債権が消滅したこと。

2 前項の規定による抹消の登記(以下「抹消登記」という)は、当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 当該債権譲渡登記を抹消する旨
二 登記原因及びその日付

三 登記番号
四 登記の年月日

3 譲渡に係る債権が数個記録されている債権譲渡登記について、その一部の債権に係る部分につき抹消登記をするときは、前項第二号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

一 当該債権譲渡登記の一部を抹消する旨
二 抹消登記に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

三 抹消後の譲渡に係る債権の総額
(登記事項概要証明書等の交付)

第八条 何人も、登記官に対し、債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第五条第一項第六号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項において「登記事項の概要」という。)を証明した書面(以下「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は当該債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるものは、登記官に対し、当該債権の譲渡について、債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(商業登記簿等への記載)
第九条 債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、譲渡人の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所)の所在地の登記所に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、通知を受けた事項のうち法務省令で定めるものを譲渡人の商業登記簿その他の譲渡人の登記簿に記載又は記録しなければならない。

(債権質への準用)
第十条 第二条から前条までの規定は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記について準用する。この場合において、第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七條第一項第一号及び第二号並びに第八条第二項中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第二条第一項中「譲渡の登記」とあり、同条第二項及び第四項、第三條第一項、第五條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項、第六條、第七條並びに前条第一項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第二条第一項から第三項まで及び第八条第二項中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、第二条第一項及び第五條第四項中「民法第四百六十七條」とあるのは「民法第三百六十四條第一項の規定によりその規定に従ふこととされる同法第四百六十七條」と、第二条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から第四項まで、第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項、第八條第二項及び前条中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第二条第二項から第四項まで、第五條第一項、第三項及び第四項、第六條第一項、第七條第一項並びに第八条第二項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五條第二項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五條第二項中「譲渡」とあるのは「質権を設定し」と読み替へるものとする。

2 第五條第三項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前

らな。

らな。

らな。

に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合（前項の規定により準用される第二条第一項の規定により通知があつたものとみなされる場合を除く）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

（破産法等の適用除外）

第十一条 債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百二十条後段（同法第二百二十条ノ二及び第二百二十一条又は他の法律において準用する場合を含む。）及び会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第十八条第一項（同条第二項、同法第十八条の二第三項及び第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第六十四条（その例による場合を含む。）並びに民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第五百十号（他の法律において準用する場合を含む。）及び第六百六十四条第一項の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第十二条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（審査請求）

第十三条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができ、

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第十四条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（手数料の納付）

第十五条 次に掲げる者は、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一 債権譲渡登記、質権設定登記、延長登記又は抹消登記を申請する者

二 登記事項概要証明書又は登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項」を「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）第十五条第一項」に改め、同条第二項中「及び電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律」を「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に改める。

理 由

法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年六月四日印刷

平成十年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局